

資 料 編

新たな原子力規制体制の構築（新規制基準の施行まで）

（1）経過

平成 23（2011）年 3 月 11 日に発生した東日本大震災において、東京電力(株)福島第一原子力発電所は被災し、炉心溶融（メルトダウン）と水素爆発を伴う過酷事故（シビアアクシデント）によって、避難等の措置を講じた地域の範囲がE P Zの範囲を超えるなど、極めて重大で広範囲に影響を及ぼす大量の放射性物質の飛散と汚染水の海洋流出などの原子力事故(※1)を引き起こした。

当時、福島第一原発発電所から半径 20km 圏内の地域は、国が警戒区域として立ち入り禁止され、半径20km圏外の一部の地域も、計画的避難区域に設定されるなどして、これまでに、11万人を超える住民が避難し、現在も、多くの住民が避難生活を余儀なくされている。放出された放射性物質は、福島県だけでなく、東日本の広範な地域に拡散し、放射性汚染の問題は、子どもを含めた多くの人々に健康への影響に対する不安を与え、農畜水産物の生産者等に甚大な被害をもたらすとともに、消費者の不安も招くなど、国民生活に、極めて広範かつ深刻な影響を及ぼしている(※2)。

(※1) 国際原子力事象評価尺度（INES）では、旧ソ連のチェルノブイリ事故と同じレベル 7（深刻な事故）とされる。

(※2) 政府事故調査委員会「福島第一原発事故による被害の拡大防止及び同種事故の再発防止等に関する政策提言」（抜粋）

・福島第一原子力発電所事故は、その重大性の点からも、事故後対応において政府も当事者であった点からも、事業者である東京電力や政府とは独立した主体による、客観的かつ多面的な事故分析と課題の整理が求められ、国会、政府、民間、東京電力にそれぞれ事故調査委員会が設置され、それぞれの調査方針により事故の調査と検証を進めて、事業者と政府（行政）の事故防止対策、事故対応、防災対策等に不備、不手際、改善すべき課題が数多く存在していることが明らかになった。

これらの具体的な問題に着実に解決するため、国・地方自治体・事業者は防災体制・各種計画の見直しや充実強化に継続して取り組んでいる。

○5つの事故調査委員会の概要

名 称	国会事故調	政府事故調	民間事故調	東京電力(株)	第二民間事故調
委員長（座長）	黒川清 （元日本学術会議会長）	畑村洋太郎 （東京大学名誉教授）	北澤宏一 （前科学技術振興機構理事長）	山崎雅男 （東京電力代表取締役副社長（当時））	鈴木一人 （東京大学公政策大学院教授）
調査方針	事故及び事故による被害の原因、事故対応、原子力政策の調査検証と、それらを踏まえての提言を行う	事故及び事故による被害の原因の究明と被害の拡大防止及び同種事故の再発防止等の政策提言を行う	真実(truth)、独立(independence)、世界(humanity)をモットーとして、政府と東電の責任を検証する	事故原因を究明し、原子力発電所の安全性向上に寄与するため、必要な対策を提案する	政府の原子力安全規制、電力事業者のガバナンス、国民の危機管理、実動部隊の連携やリセッション等、各事故調査委員会が指摘された課題等について、事故後10年間の「学び」を検証する
提言と課題	〔7 つの提言〕 ①規制当局に対する国会の監視 ②政府の危機管理体制の見直し	〔7 項目の提言〕 ①安全対策・防災対策の基本的視点 ②原発の安全対策	・独立性と専門性のある安全規制機関、米国の連邦緊急事態管理庁（FEMA）に匹敵した原子力損傷	〔課題〕 （設け面） 徹底した津波対策、電源喪失を前	①「規制の罅」という国会事故調の指摘から、規制のあり方を「宿題型規制」に変えたが、

報告書提出	平成 24 年 7 月 5 日	平成 24 年 7 月 23 日	平成 24 年 2 月 27 日	平成 24 年 6 月 20 日	令和 3 年 2 月 19 日
③被災住民に対する政府の対応 ④電気事業者の監視（含む国会による監視） ⑤新しい規制組織の要件 ⑥原子力法規制の見直し ⑦独立調査委員会の活用	③原子力が災害に对应する態勢・軽減策 ⑤国際的調和 ⑥関係機関の在り方 ⑦継続的な原因解明・被害の全容調査の実施	するような過酷な災害・事故に対する本格的実行部隊、官相に適切な助言を行う独立した科学（機能）の創設等が必要	防止機能の確保、炉心損傷後の影響緩和策等 ①緊急時対応態勢の確立 ②事故情報の伝達・共有手段の改善、迅速かつ正確な情報公開 ③資機材輸送に関する取決め ④放射線管理教育の強化、内部被ばく評価方法の整備等（国等に対して） ①津波などの外的事象の基準策定と国による審査の実施 ②国が保有する津波データの利用等	「効果型規制」をより重視すべき ②原子力事業の抱える「国民的営」という形態から抜けていないリスクの改善 ③重大事故に備えるに不可欠な確率論的評価手法が未導入 ④電力会社の手に負えない重大事故が発生した時に備え、実動組織との連携計画、訓練等極めて危険な任務を遂行する際の「この国のかたち」を決めること等	

（出典）各報告書から抽出

○国の原子力対策の見直しと本県の対応

【平成23年】

- ・ 7 月 11 日 内閣官房長官、経済産業大臣及び内閣府特命担当大臣で「我が国原子力発電所の安全性の確保について（ストレステストを参考にした安全評価の導入等）」をとりまとめる。
 - 安全上重要な施設・機器等が設計上の想定を超える事象に、どの程度の安全裕度を有するか、欧州各国で導入されたストレステストを参考に、新たな手続や安全評価を原子力事業者が行い、その評価結果を経済産業省原子力安全・保安院が確認し、更に内閣府原子力安全委員会がその確認の妥当性を確認する。
- ・ 8 月 15 日 原子力安全規制に関する組織等の改革の基本方針について閣議決定
 - 原子力安全規制に関する組織について、原子力安全行政に対する信頼回復とその機能向上を図るための改革を進める。
- ・ 11 月 17 日 原子力安全委員会「原子力発電所に係る防災対策を重点的に充実すべき地域に関する考え方」が示され、「UPZ 半径 30 キロ」が了承される。

＜旧 EPZ を見直し、UPZ として半径 30km に拡大した経過＞

- ・ 11 月 1 日 原子力安全委員会専門部会防災指針検討ワーキンググループ会議とりまとめ
 - ・ 11 月 11 日 原子力安全委員会専門部会（原子力施設等防災専門部会）とりまとめ
 - ・ 11 月 17 日 専門部会から原子力安全委員会（本委員会）に報告され、了承される
- ☆原発事故時に、直ちに避難する区域「予防防護措置区域（PAZ）」を新設（概ね 5 km 圏）
- ☆「防災対策を重点的に充実すべき地域（EPZ）」を、IAEA に合わせ「緊急防護措置区域（UPZ）」と改める。（概ね 30 km 圏）
- ・ 12 月 25 日 鳥取県と中国電力が安全協定を締結（EPZ 外で初）

【平成24年】

- ・ 1 月 23 日 原子力防災への取り組み強化に係る自治体等への説明会開催（環境省主催）
 - 原子力防災への取り組み強化の全体像、地域防災計画の策定に向けたガイドラインの概要等（内閣官房原子力安全規制組織等改革準備室説明）
- ・ 2 月 17 日 地域防災計画（原子力災害対策編）策定に関する県内市町村説明会

※講師：内閣府原子力安全規制組織等改革準備室 金子参事官

会場：西部総合事務所会議室

- ・ 3月12日 鳥取県と島根県の原子力防災担当課が事前協議（鳥取県庁）

※議題：原子力防災計画・避難計画の策定等

- ・ 6月17日 原子力災害対策特別措置法及び同法施行令 改正

□第4条の2 国は、大規模な自然災害及びテロリズム等による原子力災害の発生も想定し、万全の措置を講ずる責務を有する。

□第6条の2 原子力規制委員会において原子力災害対策指針を定める。

□第13条の2 原子力事業者にシビアアクシデントを想定した防災訓練の実施と報告を求め、必要な場合は改善その他必要な措置を命ずる。

□第23条の2 原子力緊急事態解除宣言後も合同対策協議会を存続し、原子力災害事後対策について相互に協力する等を明記。

・ 6月20日 「原子力規制委員会設置法案」が参議院本会議において可決され成立

・ 6月27日 災害対策基本法の改正

□第2条 政府は、教訓を今後に生かすため、東日本大震災に対してとられた措置の実施の状況を引き続き検証し、防災上の配慮を要する者に係る個人情報取扱いの在り方、災害からの復興の枠組み等を含め、防災に関する制度の在り方について所要の法改正を含む全般的な検討を加え、その結果に基づいて、速やかに必要な措置を講ずる。

・ 同日 原子力規制委員会設置法案 公布

→ 国家行政組織法に基づく3条委員会（環境省外局、事務局は原子力規制庁）

・ 同日 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（原子炉等規制法）の改正

→ 電気事業法の原子力発電所に対する安全規制を、原子炉等規制法に一元化

「バックフィット制度」「40年運転制限制」等の導入

・ 同日 原子力災害対策特別措置法の改正

→ 原子力災害対策指針の法定化等

・ 9月6日 防災基本計画（原子力災害対策編）を中央防災会議で決定

→ 原子力規制委員会設置法等の制定を踏まえた原子力災害対策の強化

・ 9月19日 原子力規制委員会設置法 施行（原子力規制委員会 発足）

→ 原子力安全・保安院、原子力安全委員会は同年9月18日をもって廃止

・ 9月19日 原子力災害対策特別措置法改正

→ 法律施行から6ヶ月が自治体地域防災計画の修正期限（平成25年3月18日まで

（根拠：原災法第28条及び災害対策基本法第40条）

→ 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）に盛り込むことで、本県は関係周辺都道府県、米子・境港市は関係周辺市町村に位置づけられる。

※本県においては、既に平成13年12月27日に県防災計画「原子力対策編（人形峠環境技術センター編、島根原子力発電所編）」の基本案決定。

平成14年4月16日付けで内閣総理大臣から基本案の承認通知

・ 10月4日 県と米子・境港両市の原子力防災関係課（総務・衛生・観光・福祉等）の打合せ（県主催）
→ 「県避難計画」作成に関する意見交換（原子力安全対策 PT 会議各 WG 単位）

会場：米子コンベンションセンター

・ 10月24日 原子力規制委員会が拡散シミュレーション公表

※試算誤りにより、平成24年12月13日最終版公表

・ 10月31日 原子力規制委員会が原子力災害対策指針を改正原災法第6条の2に基づき、決定（法定化）
※旧原子力安全委員会が策定していた防災指針を見直し法定化UPZ（緊急時防護措置準備区域：30km）等の定義化を実施

防護措置、緊急時モニタリング体制・緊急被ばく医療体制等の整備等

・ 12月10日 第6回原子力安全対策プロジェクトチーム会議で地域防災計画（原子力災害対策編）の全面修正内容を確認

【修正のポイント】

□県内に、防災対策を重点的に充実すべき地域として、UPZが設定されたことから、原子力災害対策指針を踏まえた地域防災計画の全面修正を実施

☆法令による新たな権限の追記

立入検査、防災業務計画の協議、専門家の要請等

☆島根県との連携

情報連絡、UPZの繰引き*、モニタリング、OFCへの参加等

※UPZの範囲は、原子力災害対策指針で示された「概ね30km」を基本に米子市、境港市の地域防災計画に定めた区域とする。なお半径30kmの安全側に設定することとし、30kmに含まれる全ての最小単位の地区とする。

【平成25年】

- ・ 2月27日 原子力災害対策指針に安定ヨウ素剤の予防服用についてを明記

→ PAZ 内住民への事前配布等、安定ヨウ素剤の予防服用の体制について明確化

- ・ 3月18日 鳥取県防災会議（地域防災計画（原子力災害対策編）の策定期限）

→ 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）の全面修正を決定
（平成25年1月11日～平成25年2月7日：パブリックコメント）

- ・ 4月3日 原子力規制委員会が新規制基準の骨子を取りまとめ

（平成25年4月11日～平成25年5月10日：パブリックコメント）

・ 6月5日 原子力災害対策指針改正において、安定ヨウ素剤の服用は、原子力規制委員会が判断し、原子力災害対策本部が指示することとする等、配布・服用方法を具体化

- ・ 6月19日 原子力規制委員会が実用発電用原子炉に係る新規制基準を決定

・ 6月28日 新規制基準公布

・ 7月8日 新規制基準施行

→ 新規制基準は、東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ、①地震、津波とも基準を強化した上で、既存の原子炉に対しては②適用（バックフィット）させることに加え、③基準における想定を超える事故や自然災害が発生した場合においても、炉心損傷、格納容器の破損、放射性物質の拡散等が生じないための対策を講じることがを要求。

なお、東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえて必要とされた機能（設備・手順）は全て、平成25年7月8日の新規制基準の施行段階で要求するとともに、信頼性をさらに向上させるバックアップ施設については、新規制基準の施行段階で必要なシビアアクシデント対策に係る工事計画認可の日から5年後までに適合することを要求。

【主な法律等（抜粋）】

→ 原子力規制委員会（平成24年9月設置）が、改正原災法第6条の2に基づき、原子力災害対策指針を策定（平成24年10月31日）。

（参考）原子力災害対策特別措置法（抜粋）

第六条の二 原子力規制委員会は、災害対策基本法第二条第八号に規定する防災基本計画に適合して、原子力事業者、指定行政機関の長及び指定

地方行政機関の長、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の者による原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の円滑な実施を確保するための原子力災害対策指針を定めなければならない。

- 2 原子力災害対策指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 原子力災害対策として実施すべき措置に関する基本的な事項

二 原子力災害対策の実施体制に関する事項

三 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の設定に関する事項

（参考）原子力災害対策指針（抜粋）

IAEAの国際基準を参考に原子力災害対策指針では、UPZは原発から概

ね5～30km圏（PAZは原発から概ね5km圏）とすることを定める。

第2 原子力災害事前対策

（3）原子力災害対策重点区域

②原子力災害対策重点区域の範囲

（イ）発電用原子炉施設

（ロ）緊急防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective Action

Planning Zone）UPZとは、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、

先述のEAL、OILに基づき、緊急防護措置を準備する区域である。

発電用原子炉施設に係るUPZの具体的な範囲については、IAEAの

国際基準において、UPZの最大半径は原子力施設から5～30kmの間で

設定されていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね30km」を目安とする。

③原子力災害対策重点区域の設定に当たった際の留意点
地方公共団体は、各地域防災計画(原子力災害対策編)を策定する際には、上記①及び②の考え方を踏まえつつ、原子力災害対策重点区域を設定する必要がある。その際、迅速かつ実効性のある防護措置が実施できる区域を設定するため、原子力災害対策重点区域内の市町村の意見を聴くとともに、上記のPAZ及びUPZの数値をひとつの目安として、地勢、行政区画等の地域に固有の自然的、社会的周辺状況等及び施設の特徴を勘案して設定することが重要である。
UPZに包含される地域は、複数の道府県の一部を含む場合も想定されるため、国が積極的・主体的に関与し、区域内での対策の整合を図り、複数の道府県間の調整等を行うことが必要である。

資料編

資料 2

中国電力と鳥取県、米子市、境港市の原子力防災に係る今までの取り組み概要(平成11年度～令和4年度)

年度	中国電力	鳥取県	米子市	境港市
H11	■H11.12.27 「島根原子力発電所異常時等の鳥取県への連絡について(H11年12月27日付広原第9号)」により、鳥取県への異常時等の連絡体制を開始→鳥取県から米子市、境港市へ情報提供	OH11.10.5 JC0事故を受け、鳥取県協議長名で、①安全管理・防災対策の充実、②島根県と同時に鳥取県へも連絡、鳥取県、市町村と対策マニュアルを協議について、中国電力へ申し入れ	▲H11.10.12 茨城県東海村の核燃料加工会社JC0東海事業所での「臨界被爆事故」を受け防災体制の強化、情報伝達、安全協定の締結について申し入れ	
H13	■H13.6.12 「島根原子力発電所異常時等の鳥取県への連絡内容の変更について(H13年6月12日付)」 →原災法の制定に伴う同法第10条事象発生時にも連絡することに変更 ■H13.11.26 「島根原子力発電所異常時等の鳥取県への連絡内容の変更について(H13年11月26日付)」 →発電所敷地内の放射能の連絡基準値の変更	○地域防災計画 原子力災害対策(島根原子力発電所編)を策定		
H17			▲H17.11.2 島根原子力発電所におけるブルサマーブル計画、3号機の建設計画を受け米子市との安全協定締結について申し入れ	◆H17.11.28 2号機ブルサマー導入計画、3号機設置予定を受け、安全協定の締結について申し入れ
H18			▲地域防災計画(島根原子力発電所編)を策定	
H19		OH19.6.22、7.9 中電との防災計画等の見直しに係る事前協議 OH19.8.31 本協議 通報連絡体制・基準、2号機ブルサマー計画、3号機建設等について OH19.11.14 本協議 県から中電への要望①原災法10	▲H19.10.17 新潟県中越沖地震における柏崎刈羽原子力発電所における災害発生を受け安全協定締結について申し入れ	◆地域防災計画(原子力災害対策編)を策定 ◆H19.9.20 中越沖地震により柏崎刈羽原子力発電所のトラブルを受

H20	■H20. 5. 16 「島根原子力発電所における平常時連絡事項の情報提供について（回答）（平成20年5月16日付鳥支広11号）」 →鳥取県への平常時連絡事項の情報提供（核燃料輸送経路等の機微情報を除く）が開始。 →鳥取県から米子市、境港市へ情報提供 ■H20. 6. 16 「島根原子力発電所異常時等の鳥取県への連絡内容の変更について（平成20年6月16日付広環エ第1号）」→放射能汚染を伴わない新燃料等の輸送中事故も連絡することに変更	各事象 未滿のトラブル事象の情報提供、②2号機7リキヤル導入に伴うEPZの見直し、③安全協定の締結又はそれに準じた通報連絡体制の充実、④第三者の専門家を入れた客観的な活断層調査の実施等 OH20. 3. 7 「島根原子力発電所における平常時連絡事項の情報提供について（平成20年3月7日付第200700184133号）」により中国電力鳥取支社長へ防災監名で依頼		け、安全協定の締結について申し入れ
H21				
H22	■H22. 4. 30 点検不備に係る中間報告書を国に提出するとともに、県等へ報告 ■H22. 6. 3 点検不備に係る最終報告書を国に提出するとともに、県等へ報告 ■H22. 10. 21 島根原発2号機運転再開について鳥根県等に報告するとともに国へ届出と、鳥取県等へ説明 ■H23. 3. 17、24 島根原発の津波対策について公表	OH22. 3. 31 島根原発点検不備について、原因分析・安全対策の確立・情報公開等について申し入れ OH22. 4. 30 点検不備に係る中間報告を受け、原因分析、再発防止策と安全体制の確立、情報公開と報告について申し入れ OH22. 6. 3 点検不備に係る最終報告を受け、安心でできる運営体制の確立、再発防止策等の報告と情報公開、その他安全に係る情報の適切な報告と十分な情報公開と県民説明について申し入れ OH22. 9. 3 島根原発の点検不備に係る鳥取県側での説明会の開催を検討するよう防災監から口頭申入れ OH22. 10. 21 島根原発2号機運転再開にあたり、再発防止策の実行、県民が	▲H22. 9. 1 島根原発の点検不備を受け米子市民に対する説明会の開催、米子市との安全協定 ◆H22. 12. 1 保守管理等の不備を受け、	

			安心でできる原発運営、取り組み状況等の報告及び情報公開等について申し入れ OH23. 3. 14 福島第一原発事故を受けて、事故原因等を踏まえた点検等の実施と安全確保対策の実施について申し入れ	締結について申し入れ ▲H23. 3. 15 福島第一原発での事故を受け、プルサーマル計画を含めた島根原発の耐震性・安全性について検証と結果の公表、安全協定の締結について申し入れ	安全体制及び安全協定締結について申し入れ
H23	■H23. 4. 13 島根原発の津波対策について公表 ■H23. 4. 22 島根原発における緊急安全対策の実施状況を国に報告 ■H23. 5. 16 島根原発の外部電源の信頼性の確保に係る評価及び対策の実施状況を国に報告 ■H23. 6. 14 島根原発におけるシビアアクシデントへの対応に関する措置状況について国へ報告 ■H23. 7. 5 第1回島根原子力発電所に係る鳥取県原子力防災体制協議会〔合意事項：島根原発本部から直接本県へ情報提供〕※月1回協定締結に向けた協議を実施 ■H23. 8. 10 第2回島根原子力発電所に係る鳥取県原子力防災体制協議会〔合意事項：緊急車両の原立入時の連絡報告ほか〕 ■H23. 10. 11 第3回島根原子力発電所に係る鳥取県原子力防災体制協議会 〔合意事項：島根原発本部から直接米子市、境港市へも情報提供〕 ■H23. 11. 17 第4回島根原子力発電所に係る鳥取県原子力防災体制協議会 〔「発電所の増設計画等に対する事前了解」は回答保留、「立入調査」は現地確認（本	OH23. 4. 8 関西広域連合からとして、原発の一層の安全確保対策、原子力災害対策のための体制整備、自然エネルギー導入への積極的な取り組みについて緊急申し入れ OH23. 5. 27 知事から中国電力社長へ4項目（安全対策、監視体制強化、安全協定の締結、国へのEPZの拡大要望）について申し入れ 【8.8 関西広域連合の一員として知事から申し入れ】	OH23. 8. 8 知事から中国電力社長へ、申し入れ（関西広域連合の一員として） 【申し入れ項目】 原子力発電に関し、次の事項を目的とする協定を関西広域連合と締結すること ①原子力発電所周辺地域の安全確保に向けた情報提供の徹底、②再生可能エネルギーの促進・導入に向けた取組の促進、③省エネルギーの取組促進・協定の締結や情報交換を行うための協議の場を早急に設けること、・立地県に隣接する府県と安全に関する協定の締結について協議すること OH23. 11. 26 知事、米子市長、境港副市長会議	◆H23. 5. 9 東日本大震災を受け、安全協定締結について、中国電力へ申し入れ	

H24	県等からの意見と誠実な対応を追加）等をお願いする」 ■H23. 11. 25 第5回島根原子力発電所に係る鳥取県原子力防災体制協議会（発電所の増設計画等）に対する事前了解」は、事前の報告をお願いする。]	OH23. 11. 28 県議会全員協議会「島根原子力発電所に係る中国電力株式会社との協定について」	▲H23. 12. 1 市議会全員協議会 ▲H23. 12. 12 市議会全員協議会 挙手により賛成を「確認」	◆H23. 11. 30 経済厚生委員会勉強会 ◆H23. 12. 5 経済厚生委員会協議会 ◆H23. 12. 14 市議会本会議全議員が賛否に係る意見を発言する。
		OH23. 12. 15 知事、米子市長、境港副市長会議		
		OH23. 12. 15 県議会全員協議会「島根原子力発電所に係る中国電力株式会社との協定について」		
	12月25日 島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定及び運営要綱 締結 ※5月27日の中国電力山下社長（当時）への申入れで開始した協定締結に向けての協議は、常に公開（原則一般傍聴も可能）で実施し、報道機関等を通じて県民にお知らせするとともに、協議内容は県HPでも情報公開してきた。 また、住民の代表である県議会（常任委員会、特別委員会）に対しても、その都度説明をしてきた。			
	協定等の運用開始			
H24		OH24. 11. 1 知事から中国電力荻田社長へ直接、立地県並みの安全協定への改定について申入れ OH24. 11. 20 第1回島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会（実務者レベル）開催 OH25. 1. 23 第2回島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会（実務者レベル）開催 OH25. 3. 6 統轄監から中国電力島根原子力本部長へ直接、安全協定の改定協議状況に関する申入れ OH25. 3. 13 副知事から中国電力副社長へ直接、安全協定の改定協議状況に関する申入れ OH25. 3. 15 中国電力清水副社長が知事へ直接申入れに対して（文書）回答・・・立地県と同等の対応を行う ・島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の改定に関する申入れについて（回答） ・島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する		

			る 協定等の運用に係る確認事項について（回答）		
H25	■H25. 12. 25 原子力規制委員会に「島根原子力発電所2号機における新規制基準適合性確認申請」		※H25. 11. 7 島根県と覚書締結（島根県が島根原発に関する重要な判断等をするに当たり、本県として島根県知事に意見を伝える）。 OH25. 11. 21 中国電力から鳥取県に対し、安全協定第6 条に基づく島根原発2号機の新規制基準への適合性確認申請の事前報告（島根県等にも同日対応） OH25. 11. 22 第3回原子力安全対策PT会議（米子・境港市長と意見交換） OH25. 11. 25 第4回原子力安全対策PT会議（中国電力による説明） OH25. 11. 30 原子力防災専門家会議（中国電力による説明を踏まえ申請内容に係る技術的検討等） OH25. 12. 4 中国電力主催の地元説明会（住民も参加） OH25. 12. 11 3首長意見交換（知事、米子・境港両市長） OH25. 12. 12 鳥取県議会全員協議会（中国電力による説明、事前報告について） OH25. 12. 13 覚書に基づく島根県からの意見照会 OH25. 12. 17 安全協定に基づく事前報告に対する鳥取県等の回答を知事が中国電力副社長に行う。 ⇒（意見留保）適合性確認申請に当たっての安全協定に基づく事前報告の可否については、条件を付した上で最終的な意見を留保する。最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力から審査結果について説明を受け、県議会、県原子力防災専門家会議、米子市、境港市の意見を聞いた上で提出する。 OH25. 12. 25 知事が中国電力荻田社長と意見交換 OH26. 3. 10 中国電力主催説明会（2県6市の職員対象） ※H26. 3. 26		

H26	鳥取県防災会議（地域防災計画と広域住民避難計画の修正）→ 避難時間を4日間から20時間に短縮 ■H27. 3. 18 中国電力清水副社長が知事に1号機廃止の事前報告	OH26. 10. 21 知事が中国電力荻田社長に原子力防災対策（人件費など）の負担への協力を要請（中国電力本社） OH27. 3. 18 中電は取締役会で1号機を廃止決定し、本県に対し廃止を決定し電気事業法上の運転終了に関する届出を経済産業省に行うこととの報告を知事が受領（立地と同等の対応） OH27. 3. 18 知事が中国電力清水副社長へ、1号機の厳正な安全管理、廃炉に向けた一連の手續きにおける県等への安全協定に基づく報告、安全協定等の改定等について申入れ・・・立地県と同等の対応を行う			
H27	■H27. 4. 30 島根原子力発電所1号機営業運転終了 ■H27. 9. 11 中国電力清水副社長から副知事に計器の校正記録の不適切な取扱いに関する調査結果を報告	OH27. 5. 1 1号機運転終了に伴い、廃炉に当たっては、安全協定に基づく報告など立地自治体と同等に対応するよう申入れ OH27. 5. 15 1号機営業運転終了に伴い、厳正な安全確保、立地自治体と同様に対応すること及び安全協定を立地自治体と同等の内容に改定すること等について申入れ OH27. 9. 14 計器の校正記録の不適切な取扱いに関するについて、再発防止対策の徹底、再発防止対策取り組み状況の適宜報告、国の確認・指導・監督内容報告及び積極的かつわかりやすい情報の公開すること等を申入れ OH27. 12. 8 知事が中国電力清水副社長に、島根原子力発電所1号機の廃止措置等を踏まえた安全協定改定に関する申入れ（米子市長及び境港市長連名） OH27. 12. 14 中国電力より、申入れに対する文書回答（安全協定を改定する協議について等） ▲H28. 2. 18 第1回米子市原子力発電所環境安全対策協議会開催	◆H27. 9. 4 第1回境港市原子力発電所環境安全対策協議会開催		

H28	※廃止措置の法令に沿った手続きに関して、「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保協定」及び「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保協定」の運営要綱」の一部を改定する協定を締結	■H28. 4. 28 中国電力清水副社長が本県に對して、島根原発1号機の廃止措置計画等に係る安全協定について事前報告 ■H28. 5. 21 中国電力主催の住民説明会〔夢みなとタワー（境港市）〕 ■H28. 7. 4 原子力規制委員会へ申請	OH28. 4. 28 知事から中国電力副社長へ申入れ ・島根1号機の廃止措置計画及び同2号機の特定重大事故等対処施設の設置等の事前報告に際し、安全を第一義に周辺地域にも立地と同じように情報を提供し、同じように安全を図ること。住民説明を行うこと OH28. 5. 16 第1回原子力安全顧問会議（中電から聞き取り） OH28. 5. 22 第1回鳥取県原子力安全対策合同会議（島根原子力規制事務所、中電からの聞き取り） OH28. 5. 31 鳥取県議会常任委員会 OH28. 6. 12 原子力安全対策PT会議（コアメンバー）・3首長意見交換	▲H28. 5. 19 米子市議会全員協議会（中電からの聞き取り） ▲H28. 6. 10 米子市議会全員協議会	◆H28. 5. 17 境港市議会（中電からの聞き取り） ◆H28. 6. 8 境港市議会全員協議会
-----	--	--	---	--	--

安全協定に基づき申請した旨の報告受

H29	■H29. 4. 19 中国電力天野鳥取支社長が本県に対して、島根原発 1 号機の廃止措置計画が認可された旨を報告 ■H29. 6. 1 中電主催の住民説明会（米子市） ■H29. 7. 28 中国電力が廃止措置作業に着手	OH29. 4. 26 国要望（原子力規制委員会、経済産業省、内閣府） OH29. 5. 16 原子力安全対策 PT 会議（原子力規制庁、中電からの聞き取り） OH29. 5. 19 鳥取県議会議員全員協議会 OH29. 5. 26 第 1 回原子力安全顧問会議及び第 1 回原子力安全対策合同会議（原子力規制庁、中電からの聞き取り）	▲H29. 6. 19 米子市議会全員協議会 ◆H29. 6. 7 境港市議会（中電からの聞き取り） ◆H29. 6. 14 境港市議会から市長への回答	
H30	■H30. 4. 4 中国電力清水社長から本県に対して島根原子力発電所 3 号	OH29. 6. 24 原子力安全対策 PT 会議（コアメンバー）・3 首長意見交換 OH29. 6. 26 鳥取県議会議員全員協議会 OH29. 6. 27 中国電力迫谷副社長への安全協定に基づく回答及び安全協定の改定申入れ ・島根 1 号機廃止措置計画の事前報告の可否に関しては、8 項目の条件を付した上で、廃止措置の全体計画及び解体工事準備期間（第 1 段階）の実施に限り了解する。 ・安全協定も立地自治体と同内容に改定すること。 OH29. 6. 28～29 国要望（原子力規制委員会、内閣府、経済産業省） OH29. 7. 7 島根県からの覚書に基づく意見照会、島根県への覚書に基づく意見回答 OH30. 4. 4 第 1 回原子力安全対策 PT 会議（コアメンバー） 中国電力からの島根 3 号機に係る概要説明の申し出への対応について米子市、境港市と意見交換。		

	機に係る概要説明の申し入れがある。 ■H30. 5. 22 中国電力迫谷副社長が知事に 3 号機の新規制基準に係る安全対策に関する事前報告を行う。	OH30. 4. 9 中国電力社長に鳥取県知事、米子市長、境港市長連名で文書回答。 【要旨】 - 概要説明の申し出しは、新規制基準適合性審査申請に係る説明ではないことを前提に受け入れる。 - 島根 3 号機については、これまで周辺地域に対して誠意ある説明がなされてきたとは言え、今次の申出により、その概要について、住民、鳥取県、米子市及び境港市並びにそれらの議会、鳥取県原子力安全顧問等に、誠実かつ丁寧の説明すること。 - 安全協定を立地自治体と同じ内容に改定することも含め、立地自治体と同等の対応を求める。 OH30. 4. 18 島根 3 号機に係る共同検証チーム会議 3 号機の概要（構造、規模、機能、特性、建設の経緯等）や安全対策等について検証するため、鳥取県、米子市及び境港市の実務担当者で構成する共同検証チーム会議を運営。 ※同年 7. 20 までに会議 10 回運営し、H30. 8. 1 第 5 回原子力安全対策 PT 会議でその検証内容を報告した。 OH30. 4. 20 第 2 回原子力安全対策 PT 会議において、中国電力から島根 3 号機の説明を受け 3 首長が意見交換。 OH30. 5. 28 第 3 回原子力安全対策 PT 会議において、中国電力から安全協定に基づき島根 3 号機の新規制基準適合性審査の申請の事前報告を受け、3 首長が、今後の対応を協議。 OH30. 6. 6 第 4 回原子力安全対策 PT 会議において、島根 3 号機の新規制基準への適合性申請に係る内容の説明を受け、3 首長が意見交換。 OH30. 6. 14 鳥取県議会全員協議会（中国電力による説明、事前報告について）。 OH30. 6. 23 第 1 回原子力安全顧問会議において、島根 3 号機新規制基準に係る適合性審査申請の内容について審議。 OH30. 7. 13 第 2 回原子力安全顧問会議において、島根 3 号機の新規制基準に係る適合性申請の内容について審議。 OH30. 7. 24 第 1 回鳥取県原子力安全対策合同会議において、中国電力から島根 3 号機の新規制基準適合性審査申請の内容等の説明を受け、住民等との情報共有や率直な意見交換を行うとともに、原子力安全顧問の意見を伺う。（米子・境港両市の原子力発電所環境安全対策協議会と鳥取県の合同会議） OH30. 8. 1 第 5 回原子力安全対策 PT 会議において、3 首長が意見交換。 OH30. 8. 2 鳥取県議会全員協議会
--	---	---

	OH30.8.6 事前報告に対する鳥取県等の意見回答 平井知事が中国電力平野副社長に対し、安全協定に基づいて、米子市及び境港市と連名で、島根3号機の新規制基準適合性確認申請の事前報告への意見を回答。 ・安全協定第6条に基づき事前報告の可否に関して、条件を付した上で最終的な意見を留保する。最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、県議会、原子力安全顧問、米子市、境港市の意見を聞いた上で提出する。 ・「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等」の改定について（申入れ）	
	OH30.8.7 島根県から「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書」に基づき意見照会 OH30.8.7 島根県に覚書に基づき、米子市及び境港市の意見を踏まえた鳥取県の回答を文書で行う。 OH30.11.9 島根原子力発電所3号機の新規制基準適合性審査の対応等に関する申入れ	
R元	OR元.8.9 国要望（経済産業省、原子力規制庁） OR元.10.27 国要望（内閣府 小泉原子力防災担当大臣） OR元.11.8～9 令和元年度 島根地域における2県・内閣府との合同原子力防災訓練実施 OR2.7.21 国要望（原子力規制庁） OR2.10.28～31 令和2年度島根地域における2県・6市の合同原子力防災訓練実施	▲R2.2.14 令和元年度第1回米子市原子力発電所環境安全対策協議会 ▲R2.2.18 令和元年度第1回境港市原子力発電所環境安全対策協議会
R2		
R3	■R3.9.15 中国電力芦谷副社長が本県に對して、島根原発2号機の新規制基準適合性確認申請が認可された旨を報告	▲R3.1.24 令和2年度第1回米子市原子力発電所環境安全対策協議会（資料送付のみ） ◆R2.11.20 令和2年度第1回境港市原子力発電所環境安全対策協議会 OR3.9.15 島根2号機炉が新規制基準に適合していることを示す審査書を原子力規制委員会で了承し、設置変更許可 OR3.9.15 中国電力芦谷副社長が知事に合格を報告。県は原子力安全対策PT会議（コアメンバー）を開催（TV会議）し、中国電力から説明を受け、知事が米子・境港両市長等と協議。中国電力副社長が協定改定の協議の再開を了承

	■R3.10.5 令和3年度第1回島根原子力発電所に係る安全協定改定に関する協議会にて説明を行う。 ■R3.10.15 中電主催の住民説明会（境港市） ■R3.10.18 中電主催の住民説明会（米子市） ■R3.10.22 令和3年度第2回島根原子力発電所に係る安全協定改定に関する協議会にて、協定改定について説明を行う。 ■R3.11.4 令和3年度第3回島根原子力発電所に係る安全協定改定に関する協議会にて、協定改定について説明を行う。	OR3.10.5 令和3年度第1回島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会にて、①改定が遅れた理由、「立地自治体固有の規定」とは、について説明と、②改定内容の提示を要請 OR3.10.22 令和3年度第2回島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会にて、協定改定案の説明を受けるとともに、県の防災対策費（人件費等）への財政負担を要請 OR3.10.24 県、米子・境港両市による島根原子力発電所に関する住民説明会（米子市）を開催 OR3.10.30 県、米子・境港両市による島根原子力発電所に関する住民説明会（境港市）を開催 OR3.11.8 原子力安全顧問会議にて、島根2号機新規制基準への適合性に関する取りまとめ等を審議 OR3.11.8 鳥取県原子力安全対策合同会議（第1回）にて、国及び中国電力から島根2号機の審査結果・緊急時対応等の説明を受け、意見交換等を実施 OR3.11.17 原子力安全顧問会議にて、原子力安全顧問から知事へ島根2号機の審査結果の検証について報告 OR3.11.18 県、米子・境港両市による住民避難計画説明会（鳥取市）を開催（県民27名参加） OR3.11.22 第2回原子力安全対策合同会議にて、島根2号機の審査結果の検証に関する顧問会議意見について意見交換 OR3.11.23 県、米子・境港両市による住民避難計画説明会（倉吉市）を開催（県民19名参加） OR3.11.24 県、米子・境港両市による島根原子力発電所に関する住民説明会（米子市（2回目））を開催（県民21名参加） OR4.2.16 原子力安全対策合同会議（第3回）にて、米子市、境港市の原子力発電所環境安全対策協議会の意見を伺う OR4.2.18 第4回島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会にて、中国電力から改定内容の説明を受け意見交換 OR4.3.10 第5回島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会にて、中国電力から提示された改定内容の了解と、同協議会の終了、調印に向け手続きを進めることを確認 OR4.3.23 令和3年度第2回原子力安全対策PT会議（コアメンバー）にて、米子市、境港市の島根原発2号機の再稼働に係る意見の聴取と今後の対応について協議
--	--	---

	OR4. 3. 24 鳥取県議会全員協議会にて、執行部が知事意見、安全協定に基づく中電への意見回答、寛書に基づく鳥根県への意見回答、中国電力に対する付帯条件、国要望（資源エネルギー庁、原子力規制委員会、内閣府）、米子市からの意見書、境港市からの意見書について説明		
R4	4月8日「鳥根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定及び運営要綱」の一部を改定する協定締結 ※「現地確認」を「立入調査」に、立入調査の結果、適切な措置（原子炉の運転停止を含む。）を要求する規定（措置要求）を追加、核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡に輸送日時、経路等の詳細な情報を加え、事前了解については安全協定の運用が立地自治体と同じであることを確認の上、条文中に「誠意をもって対応する」との記載を加え、「計画等の報告」を「計画等の事前報告」とするなど安全協定を一部改定。 併せて、安全協定の運用において立地自治体と同様の対応を行うとの文書を、中国電力が県と市に提出	OR4. 6. 2 鳥根県知事が鳥根原子力発電所2号機の再稼働同意を表明 OR4. 6. 5 山陰両県知事会議で丸山知事から再稼働判断の理解と中国電力及び国への要請について説明。 本県から周辺自治体の意見への対応など配慮を依頼するとともに、後刻、米子・境港両市長に結果を報告。 OR4. 6. 14 鳥根県知事が中国電力社長に設置変更許可に係る事前了解の回答と要請を実施 OR4. 7. 6 鳥取県及び鳥根県は、中国電力と鳥根原子力発電所に関する原子力防災に係る協力協定を締結 OR4. 7. 6 鳥取県は、中国電力と鳥根原子力発電所に関する原子力防災に係る財源協力協定を締結 OR4. 12. 23 鳥取県は、原子力防災支援基地（鳥取市松原）の運用開始式を実施	
R5	■R4. 7. 6 中国電力は、鳥取県及び鳥根県と鳥根原子力発電所に関する原子力防災に係る協力協定を締結 ■R4. 7. 6 中国電力は、鳥取県と鳥根原子力発電所に関する原子力防災に係る財源協力協定を締結	■R5. 8. 8 中国電力は、安全協定に基づき県と米子市、境港市へ鳥根原発1号機の廃止措置計画変更認可申請に係る事前報告 ■R5. 8. 30 鳥根2号機の設計及び工事の計画が認可	OR5. 9. 1 原子力安全顧問会議にて、鳥根原発1号機の廃止措置計画の変更に関し安全に適切に専門的な観点から審議 OR5. 9. 1 原子力安全対策合同会議（第1回）にて、米子市、境港市の原子力発電所環境安全対策協議会の鳥根原発1号機の廃止措置計画の変更に係る意見を伺う

	■R5. 9. 11 中国電力が鳥根2号機の使用前確認申請書を原子力規制委員会に提出し、再稼働を令和6年8月予定と公表 ■R5. 12. 11 中国電力は鳥根原発1号機の廃止措置計画変更認可を原子力規制委員会へ申請	OR5. 9. 19 常任委員会にて、鳥根原発1号機の廃止措置計画変更に係る中国電力の参考人招致 OR5. 10. 7 令和5年度第1回原子力安全対策PT会議（コアメンバー）にて、米子市、境港市の鳥根原発1号機の廃止措置計画の変更に係る意見の聴取と今後の対応について協議 OR5. 10. 13 1号機の廃止措置計画変更に係る中国電力への回答を実施 OR5. 10. 17 廃止措置計画変更に係る国への申入れ OR5. 11. 5(ほか) 令和5年度鳥根地域における2県・6市の合同原子力防災訓練実施 OR5. 11. 21 鳥取県は、原子力防災支援基地（江府町美用）の運用開始式を実施	
--	---	---	--

写

第201200118956号
平成24年11月1日

中国電力株式会社
取締役社長 苅田知英様

鳥取県
鳥取県知事 平井 治

米子市
米子市長 野坂 夫

境港市
境港市市長 中村 勝治

国の原子力防災対策見直しを踏まえた「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等」の改定について（申入れ）

去る9月19日、国の原子力安全規制に関する新組織（原子力規制委員会）が発足するとともに、原子力災害対策特別措置法及び同法施行令等が改正されたことにより、既に島根原子力発電所に係る地域防災計画（原子力災害対策編）を策定していた鳥取県は、関係周辺都道府県に、米子市、境港市は関係周辺市町村に位置付けられることとなりました。

また、先に発表された原子力規制委員会（原子力規制庁）の原子力災害対策指針により、緊急時防護措置準備区域（UPZ）に鳥取県が位置付けられることになりました。

については、貴社に対し、島根原子力発電所に係る鳥取県民の更なる安全・安心の確保のため、下記のとおり島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）第19条の規定により、安全協定の改定を申し入れます。

記

- 1 安全協定を立地県・立地市並の協定となるよう改定すること。
- 2 同運営要綱第11条の規定により、実務担当者で構成される協議会を設置し、誠意ある協議を行うこと。

写

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書

島根県（以下「甲」という。）、鳥取県（以下「乙」という。）並びに米子市及び境港市（以下「丙」という。）は、甲が島根原子力発電所に關する重要な判断や回答をするに当たって、下記の手続きを経ることを確認する。

記

- 1 甲は、乙及び丙の考えをよく理解し、誠意をもって対応する。
- 2 甲は、総合的に判断した島根原子力発電所に關する重要な判断や回答を、乙及び丙に説明する。
- 3 前項の説明を経て、国、中国電力等重要な判断を回答すべき相手に対し、甲としての考えを届けるものとする。
その際、乙から甲に対し、丙の意見等を踏まえた意見等の提出があった場合には、甲は、当該意見等を付して届けるものとする。

平成25年11月7日

甲 島根県知事 溝口 善兵衛
乙 鳥取県知事 平井 伸治
丙 米子市長 野坂 夫
丙 境港市市長 中村 勝治

島根原子力発電所の安全対策、防災対策に係る協定の締結状況

鳥取県は、島根原子力発電所に係る県民の安全対策、防災対策については、関係する機関と各種協定を締結しています。

協定締結日	締結相手	協定の概要
R4. 4. 8	中国電力	・島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定 ・島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の運営要綱 ⇒協定は「資料5」、運営要綱は「資料6」をご覧ください。
R4. 7. 6	中国電力	・島根原子力発電所に係る原子力防災に関する協力協定 ・島根原子力発電所に係る原子力防災に関する財源協力協定 ⇒協力協定は「資料8」、財源協力協定は「資料9」をご覧ください。
H27. 12. 2	2府8県バス協会	大規模広域災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定 【協定の概要】 (1) 府県バス協会は、大規模広域災害時において、府県からの要請に基づき、次の業務に協力する。 ア 被災者（滞留者を含む）の輸送業務 イ 災害応急対策に必要な要員、資機材等の輸送業務 ウ ボランティアの輸送業務 等 (2) 他府県への協力を要請する必要がある場合は、広域連合が応援調整を実施する。
H29. 4. 17	中国5県のバス協会	原子力災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定 【協定の概要】 中国5県バス協会は、原子力災害時において、両県からの要請に基づき、次の業務に協力する。 ア バスによる避難住民等の輸送業務 イ その他県が必要とするバスによる支援業務
H29. 7. 24	中国5県のタクシー協会	原子力災害時等における福祉タクシーによる緊急輸送等に関する協定 【協定の概要】 中国5県タクシー協会は、原子力災害時において、両県からの要請に基づき、次の業務に協力する。 ア 福祉タクシーによる避難者（要配慮者）の輸送業務 イ その他県が必要とする福祉タクシーによる支援業務
H27. 8. 17	2府8県放射線技師会及び日本診療放射線技師会	原子力災害時の放射線被ばくの防止に関する協定 【協定の概要】 ・府県放射線技師会は、原子力災害時において、府県からの要請に基づき、住民等の汚染スクリーニング及び除染業務の指導・実施等に協力 ・他府県への協力を要請する必要がある場合は、広域連合が応援調整を実施 ・その際、日本診療放射線技師会は府県放射線技師会間の調整等を実施

※各協定書については、ホームページ『とつとりの原子力防災』をご覧ください。

【島根原子力発電所に関する協定】

<https://www.genshiryoku.pref.tottori.jp/index.php?view=10558>

【人形峠環境技術センターに関する協定】

<https://www.genshiryoku.pref.tottori.jp/index.php?view=10846>

資料編 資料5

鳥根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定

鳥取県（以下「甲」という。）、米子市（以下「乙」という。）、境港市（以下「丙」という。）及び中国電力株式会社（以下「丁」という。）は、丁が設置する鳥根原子力発電所（以下「発電所」という。）に係る鳥取県民（以下「県民」という。）の安全確保及び環境の保全を図ることを目的として次のとおり協定を締結する。

甲、乙、丙及び丁は、鳥取県内を含む周辺地域住民の安全確保がすべてに優先するものであることを確認し、この協定を誠実に履行するものとする。

（安全確保等の責務）

第1条 丁は、発電所から放出される放射性物質に対する県民の安全確保及び周辺環境の保全を図るため、関係法令等の遵守はもとより、発電所の建設、運転・保守及び廃止（以下「運転等」という。）に万全の措置を講ずるものとする。

2 丁は、発電所の安全性及び信頼性のより一層の向上を図るため、請負企業等を含めた品質保証活動を積極的に行うとともに、原子炉施設の高経年化対策の充実を図るものとする。

3 丁は、放射線防護上の管理を徹底するとともに、施設の改善等を積極的に行うものとする。

4 丁は、原子力に関する安全文化醸成に向けた活動を継続的に行うものとする。

（情報の公開）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、原子力の安全性に関する情報の公開に積極的に努めるものとする。

（放射性廃棄物の放出管理）

第3条 丁は、発電所から放出される気体状及び液体状の放射性廃棄物に起因する発電所周辺地域の住民の線量が原子力安全委員会の定める線量目標値を確実に下回るよう、放射性廃棄物の放出を管理するものとする。

（核燃料物質等の保管管理）

第4条 丁は、核燃料物質、放射性固体廃棄物等の放射性物質の保管及び管理に当たっては、関係法令等に定める必要な措置を講ずるほか、更に安全確保に努めるものとする。

2 丁は、放射性固体廃棄物の発生量の低減に努めるものとする。

（環境放射線等の測定）

第5条 甲、乙、丙及び丁は、発電所に隣接する鳥取県内の環境放射線に関する測定を行うものとし、この測定は、甲が定める計画に基づくものとする。

2 乙、丙及び丁は、前項による計画の策定又は変更について意見を述べるができるものとする。

3 甲は、前項の規定による意見があった場合は、誠意をもって対応するものとする。

4 甲、乙及び丙は、必要と認めた場合は、丁が行う測定について、甲、乙及び丙の職員を立ち会わせることができるものとする。

5 甲は、測定結果を公表するものとする。

（計画等の事前報告）

第6条 丁は、次の各号に掲げる事項について、甲、乙及び丙に別に定めるところにより報告するものとする。

- (1) 発電所の増設（既存の設備の出力増加を含む。）に伴う土地の利用計画、冷却水の取排水計画及び建設計画
- (2) 原子炉施設（核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）（以下この条において「法」という。）に基づく実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第3条第1項第2号に規定する施設をいう。）の重要な変更
- (3) 原子炉の廃止に伴う法第43条の3の33第2項の廃止措置計画及び同計画の重要な変更
- 2 甲、乙及び丙は、前項に定める報告について意見を述べるができるものとする。
- 3 丁は、前項の規定による意見があった場合は、誠意をもって対応するものとする。

（核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡）

第7条 丁は、甲、乙及び丙に対し、新燃料、使用済燃料及び放射性廃棄物の輸送計画並びにその輸送に係る安全対策について、事前に連絡するものとする。

（平常時における連絡）

第8条 丁は、甲、乙及び丙に対し、次の各号に掲げる事項について、定期的に又はその都度運搬なく連絡するものとする。

- (1) 発電所建設工事（原子炉施設及びこれに関連する主要な施設を含む。）の計画及び進捗状況並びに廃止措置計画
- (2) 発電所の運転（試運転を含む。）計画及び運転状況並びに廃止措置計画及び廃止措置の状況
- (3) 放射性廃棄物の放出及び管理状況
- (4) 発電所の定期検査の実施計画及びその結果
- (5) 環境放射線の測定結果
- (6) 温排水等の調査結果
- (7) 品質保証活動の実施状況
- (8) 高経年化対策の計画及び実施状況
- (9) その他必要と認められる事項

2 丁は、発電出力などの発電所情報を甲が設置する環境放射線情報システムへ常時提供するものとする。

（保安規定における運転上の制限及び施設運用上の基準を満足しない場合の連絡）

第9条 丁は、鳥根原子力発電所原子炉施設保安規定に定める運転上の制限及び施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、速やかな復旧に努めるとともに、速やかに甲、乙及び丙に連絡するものとする。

（異常時における連絡）

第10条 丁は、甲、乙及び丙に対し、次の各号に掲げる事項について発生時に連絡するものとする。

(1) 原子炉施設の故障関係

- ① 原子炉施設の故障があったとき。
- ② 安全関係設備について、その機能に支障を生じる不調を発見したとき。
- ③ 原子炉の運転中に計画外の停止もしくは出力変化が生じたとき、又は計画外の停止もしくは出力変化が必要となったとき。
- ④ 原子炉の構造上又は管理上に欠陥を生じ運転を停止しなければならぬおそれがあるとき。

(2) 放射性物質の漏えい関係

- ① 放射性物質が管理区域外で漏えいしたとき。
- ② 放射性物質が管理区域内で漏えいし、人の立入制限、かぎの管理等の措置を講じたとき、又は漏えいした物が管理区域外に広がったとき。

(3) 放射線被ばく関係

- ① 放射線業務従事者の被ばくが法令に定める線量限度を超えたとき。
- ② 線量限度以下の被ばくであっても被ばくを受けた者に対して特別の措置を行ったとき。

(4) その他

- ① 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。
 - ② 放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。
 - ③ 発電所敷地内において火災が発生したとき。
 - ④ 島根原子力発電所原子炉施設保安規定に定める緊急時体制を発令したとき。
 - ⑤ 発電所敷地内で測定した放射線が別に定める通報基準値に該当したとき。
 - ⑥ その他、国への報告義務がある事態が発生したとき。
- 2 甲、乙及び丙は、丁に対して、前項各号に定める事態が発生し、必要と認めた場合は、放射線及び温排水等の測定結果等の提出を求めることができる。

(立入調査)

- 第 11 条 甲、乙及び丙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、丁に対し報告を求め、又は甲は、甲の職員を発電所に立入調査させることができるものとする。
- 2 丁は、前項の立入調査に協力するものとする。
- 3 第 1 項の規定により立入調査を行う者は、安全確保のため丁の保安規定その他関係法令に従うものとする。
- 4 第 1 項の規定により立入調査を行う場合は、甲は、丁に対して立入調査を行う者の職、氏名及び調査目的を通知するものとする。

(適切な措置の要求)

- 第 12 条 甲は、立入調査の結果、周辺地域住民の安全確保のため特別な措置を講ずる必要があると認める場合は、乙及び丙の意見を聴取し、丁に対して直接、又は国を通じて、適切な措置（原子炉の運転停止を含む。）を講ずることを求めるものとする。
- 2 丁は、前項の求めがあったときは、誠意をもって対応するものとする。

(教育訓練)

- 第 13 条 丁は、発電所の運転等に当たっては、人に起因する事故等の防止等の安全管理に資するため、社員に対する教育訓練の徹底を図るものとする。
- 2 丁は、発電所の運転等に関する業務の一部を他に委託するときは、受託者に対して安全管理上の教育訓練の徹底を指導するとともに、受託者が行う教育訓練に対し、十分な指導監督を行うものとする。
- (防災対策)
- 第 14 条 丁は、原子力事業者防災業務計画（原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 7 条第 1 項に基づき策定した計画）に定める防災対策の充実強化を図るとともに、甲、乙及び丙が実施する地域の原子力防災対策に積極的に協力するものとする。

(公衆への広報)

- 第 15 条 丁が発電所の異常な事態に関して公衆に特別の広報を行う場合は、甲、乙及び丙に対して事前に連絡するものとする。

(連絡の方法)

- 第 16 条 丁は、甲、乙及び丙に対し、次の各号に定めるところにより連絡するものとする。
- (1) 第 6 条、第 7 条及び第 8 条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。
 - (2) 第 9 条、第 10 条及び前条に掲げる事項については、速やかに電話及びファクシミリ装置で連絡した後、文書をもって連絡するものとする。

(連絡責任者)

- 第 17 条 甲、乙、丙及び丁は、連絡を円滑に処理できるようあらかじめ連絡責任者を定めるものとする。

(損害の補償)

- 第 18 条 発電所の運転等に起因して、県民に損害を与えた場合は、丁は誠意をもって補償に当たるものとする。
- 2 発電所の運転等に起因して、県民に損害を与えた場合において、明らかに風評により農林水産物の価格低下、営業上の損失等の経済的損失が発生したと認められるときは、丁は、その損失に対し誠意をもって補償その他の最善の措置を講ずるものとする。

(諸調査への協力)

- 第 19 条 丁は、甲、乙又は丙が実施する安全確保対策についての諸調査に協力するものとする。

(協定の改定)

- 第 20 条 この協定に定める事項につき、国の原子力防災対策見直しのほか改定すべき事由が生じたときは、甲、乙、丙及び丁は、いずれからその改定を申し出ることができる。この場合において、甲、乙、丙及び丁は、誠意をもって協議するものとする。

(運用)

- 第 21 条 この協定の実施に必要な細目については、甲、乙、丙及び丁が協議の上、別に定めるものとする。
- 2 丁は、この協定の運用において、甲、乙及び丙から意見があった場合は、誠意をもって対応するものとする。
- 3 甲、乙及び丙は、第 8 条第 1 項、第 9 条又は第 10 条についての連絡又は提出を受けたときは、必要に応じ、関係自治体及び防災関係機関へ連絡するものとする。

(その他)

- 第 22 条 この協定に定めた事項について疑義が生じたとき、又は定めのない事項については、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書 4 通を作成し、甲、乙、丙及び丁それぞれ 1 通を保有するものとする。

- 平成 23 年 12 月 25 日
平成 27 年 12 月 22 日 (一部改定)
令和 4 年 4 月 8 日 (一部改定)
- 甲 鳥取県鳥取市東町一丁目 220 番地
鳥取県
鳥取県知事 平 井 伸 治
- 乙 鳥取県米子市加茂町一丁目 1 番地
米子市
米子市長 伊 木 隆 司
- 丙 鳥取県境港市上道町 3000 番地
境港市
境港市長 伊 達 憲 太 郎
- 丁 広島県広島市中区小町 4 番 33 号
中国電力株式会社
代表取締役社長執行役員 清 水 希 茂

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の運営要綱

鳥取県（以下「甲」という。）、米子市（以下「乙」という。）、境港市（以下「丙」という。）及び中国電力株式会社（以下「丁」という。）は、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「協定」という。）第21条第1項の規定に基づき、協定の施行に関する必要な細目を定める。

（安全確保等の責務）

第1条 協定第1項に定める「関係法令等」には、法令で定める規定及び原子力規制委員会決定の内規等を含むものとする。（以下同じ。）

2 協定第1条第2項に定める「品質保証活動」とは、原子力発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEA-C4111）」に従って原子力発電所の品質に影響を与える活動を管理（計画、実施、評価及び改善をいう。）することを含む。

3 協定第1条第2項に定める「高経年化対策」とは、安全第一を旨として、原子力発電施設の一定の安全水準を確保するため、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）に基づき、原子力発電施設の長期使用に伴う経年劣化の特徴を把握して、これに的確に対応した保守管理を行うことをいう。

4 丁は、協定第1条第4項の活動を行うに当たり、丁が開催する「原子力安全文化有識者会議」により得られた有識者からの提言を踏まえるものとする。

（放射性廃棄物の管理目標値）

第2条 協定第3条における「原子力安全委員会の定める線量目標値」とは、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針（昭和50年5月13日原子力安全委員会決定）」による。

（計画等の事前報告）

第3条 協定第6条第1項第2号に規定する「重要な変更」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）（以下この条において「法」という。）第43条の3の8の許可を受けようとする場合をいう。ただし、県民の安全確保等に影響を及ぼさないものは除く。

2 協定第6条第1項第3号に規定する「重要な変更」とは、次の各号について法第43条の3の33第3項の規定に基づき準用する法第12条の6第3項の許可を受けようとする場合をいう。

- (1) 原子炉本体周辺設備等、原子炉本体等及び建物等の解体撤去に当たつての計画変更
- (2) 前号以外の計画変更にあつては、県民の安全確保等に影響を及ぼすおそれがある計画変更
- 3 第1項ただし書及び前項第2号に該当するか否かについては、事前に甲、乙、丙及び丁が協議するものとする。なお、第1項ただし書及び前項第2号における県民の安全確保等への影響とは、法第43条の3の8第4項の変更及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第118条第1項に規定する軽微な変更以外のものであつて、災害の防止上支障が生じた場合の影響が発電所敷地外へ及ぶおそれのあるものをいう。

4 協定第6条第1項に規定する報告は甲、乙、丙及び丁それぞれの実務担当者間において行うものとする。その報告に当たつて丁は、まず事前に計画概要を報告し、その後の報告に係る時期、方法及び内容等について、同条第2項の規定による意見を述べるための検討期間を考慮し、適切に報告を行うものとする。

（核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡）

第4条 協定第7条に規定する連絡は、次により行うものとする。

- (1) 丁は、甲、乙及び丙に対し、年間輸送計画を前年度末までに連絡するものとする。

(2) 丁は、甲、乙及び丙に対し、輸送計画及びその輸送に係る安全対策について、少なくとも輸送日の30日前までに連絡するものとする。

(3) 丁は、関係法令に基づき輸送計画及びその輸送に係る安全対策が確定したときは、速やかに甲、乙及び丙に連絡するものとする。

(4) やむを得ない事由によって、輸送計画及び安全対策の内容に変更が生じた場合には、丁は直ちにその内容を甲、乙及び丙に連絡しなければならない。

2 甲、乙及び丙は、丁から連絡のあった内容のうち、輸送日時、経路等輸送に係る詳細な情報については、核物質防護の観点から公表しないものとする。

3 連絡様式は、別に定めるものとする。

（平常時における連絡）

第5条 協定第8条第1項に規定する連絡は、次のとおりとする。

(1) 発電所建設工事（原子炉施設及びこれに関連する主要な施設を含む。）の計画及び進捗状況並びに廃止措置計画

- ① 原子力発電所建設計画（その都度）
- ② 原子炉設置変更許可申請（その都度）
- ③ 原子炉設置変更許可（その都度）
- ④ 建設工事計画（毎年度当初）
- ⑤ 建設工事の進捗状況（毎月）
- ⑥ 廃止措置計画認可申請（その都度）
- ⑦ 廃止措置計画認可（その都度）
- ⑧ 廃止措置計画変更認可申請（その都度）
- ⑨ 廃止措置計画変更認可（その都度）
- ⑩ 廃止措置計画の変更届（その都度）

(2) 発電所の運転（試運転を含む。）計画及び運転状況並びに廃止措置実施計画及び廃止措置の状況

- ① 発電所の運転計画（教育訓練及び燃料等輸送を含む。）（前年度末）
- ② 発電所の運転実績（教育訓練及び燃料等輸送を含む。）（毎年度当初）
- ③ 発電所の運転状況（毎月）
- ④ 計画運転停止の計画（その都度）
- ⑤ 計画運転停止の実績（その都度）
- ⑥ 冷却水取排水量の変更（その都度）
- ⑦ 廃止措置実施計画（前年度末）
- ⑧ 廃止措置実績（毎年度当初）
- ⑨ 廃止措置状況（毎月）

(3) 放射性廃棄物、使用済燃料及びクリアランス対象物の管理状況

- ① 放射性廃棄物、使用済燃料及びクリアランス対象物の管理状況（毎月）
- ② クリアランス対象物に係る認可申請及び認可（その都度）

(4) 発電所の定期検査の実施計画及びその結果

- ① 定期検査の計画（その都度）
- ② 定期検査の実施状況（毎週）
- ③ 定期検査の結果（その都度）
- (5) 環境放射線の測定結果
 - ① 敷地境界モニタリングポストの測定結果（毎月）

- 3 協定第10条第1項第1号②に規定する「安全関係設備」とは、別表1に掲げるものとする。なお、「その機能に支障を生じる不調」とは、当該系統の機器の故障により当該系統に要求される機能を満足できない状態をいう。
 - 4 協定第10条第1項第1号③に規定する「計画外の出力変化」については、原子炉の出力変化が5パーセントを超えない範囲の出力変化を除くものとする。
 - 5 協定第10条第1項第2号①に規定する「放射性物質」とは、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物、放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染された物をいう。(以下同じ。)
 - 6 協定第10条第1項第3号②に規定する「特別の措置」とは、電離放射線障害防止規則第44条第1項に規定する医師の診察を受けた結果、被ばく起因する措置を行った場合をいう。
 - 7 協定第10条第1項第4号②に規定する「放射性物質の輸送」は、発電所を発地、着地とするものを対象とする。この場合において、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の輸送については、放射能汚染を伴わない交通事故等を含むものとする。
 - 8 協定第10条第1項第4号⑤に規定する「通報基準値」は、別表2に掲げるものとする。ただし、計器の不調等によるものは除く。
 - 9 協定第10条第1項第4号⑥に規定する「国への報告義務がある事態が発生したとき」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び電気事業法に基づく報告義務がある事態が発生したときをいう。
 - 10 協定第10条第2項に規定する「測定結果等」は、同条第1項各号の発生事態に関する資料を含むものとする。
- (立入調査)
- 第8条 協定第11条第1項の「甲の職員」には、鳥取県原子力安全顧問が含まれる。
 - 2 乙及び丙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、乙及び丙の職員を発電所に立ち入らせて確認させ、意見を述べるができるものとする。
 - 3 丁は、前項の規定による意見があった場合は、誠意をもって対応するものとする。
- (適切な措置の要求)
- 第9条 丁は、協定第12条第1項の規定による措置を求められた場合には、速やかに処置方針を回答するものとする。
 - 2 甲は、前項の処置方針に意見がある場合には、直ちに甲及び丁において協議し、丁は適切な措置を講ずるものとする。
- (公衆への広報)
- 第10条 丁は、原子力の安全確保等について、県民への広報を積極的に行うものとする。
- (連絡の方法)
- 第11条 協定第16条各号に定める文書による連絡は、丁が電子メール等による甲、乙及び丙への文書送信を行った後、郵送により行うものとする。
- (損害の補償)
- 第12条 協定第18条第1項に規定している損害は、放射線の作用等による人的又は物的損害等の直接損害をいう。この損害には自然環境への影響も含まれるものとし、原状回復措置費用についても補償対象とする。

- ② 環境放射線の測定結果 (積算線量、環境試料) (毎四半期)
 - (6) 温排水等の調査結果
 - ① 取放水の水温 (毎月)
 - ② 沿岸点の水温 (毎月)
 - ③ 格子状定線の水温 (毎四半期)
 - (7) 品質保証活動の実施状況
 - ① 品質保証活動の実施状況 (半年毎)
 - (8) 高経年化対策の計画及び実施状況
 - ① 高経年化に関する長期保守管理方針 (その都度)
 - ② 高経年化に関する保全計画の実施状況 (その都度)
 - (9) その他必要と認められる事項
 - ① 島根原子力情報伝送システムの伝送計画 (毎月)
 - ② 島根原子力情報伝送システムの伝送実績 (毎月)
 - ③ 放射線業務従事者の線量管理状況 (半年毎)
 - ④ 規定類の変更 (保安規定、原子力事業者防災計画) (その都度)
 - ⑤ 原子炉施設の用途廃止 (その都度)
 - ⑥ 地震発生時の発電所の状況 (速報、対応結果) (その都度)
 - ⑦ 新燃料の輸送実績 (その都度)
 - ⑧ 使用済燃料の輸送実績 (その都度)
 - ⑨ 低レベル放射性廃棄物の輸送実績 (その都度)
 - ⑩ 定期安全レビュー報告書 (その都度)
 - ⑪ 電離放射線障害防止規則 (昭和47年労働省令第41号) 第44条第2項の規定により松江労働基準監督署長に報告した事項 (その都度)
 - ⑫ その他甲、乙及び丙が必要と認める事項 (ただし、丁と協議するものとする。)
 - 2 連絡様式は、別に定めるものとする。
 - 3 協定第8条第2項に規定する発電所情報 (リアルタイム) は、次のとおりとする。
 - ① 各号機の発電出力
 - ② 各号機の排気筒モニタ値
 - ③ 各号機の放水路水モニタ値
 - ④ 敷地境界モニタリングポスト値
 - ⑤ 風向及び風速
- (保安規定における運転上の制限及び施設運用上の基準を満足しない場合の連絡)
- 第6条 協定第9条に規定する事項が、協定第10条に規定する事項に該当する場合、又は該当する事態になった場合は、協定第10条の規定を適用するものとする。
- (異常時における連絡)
- 第7条 協定第10条第1項についての連絡は、原因の解明・処置方針の決定ができていなくても、事態発生後直ちに丁は、甲、乙及び丙に連絡するものとする。
 - 2 協定第10条第1項第1号①に規定する「原子炉施設」とは、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 (昭和63年通商産業省令第77号) 第3条第1項第2号に規定する施設とする。
- また、「故障」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び電気事業法 (昭和39年法律第170号) に規定される故障とする。

- 2 協定第 18 条第 2 項の規定によって解決できない場合において、当事者から処理の申し出があつたときは、甲、乙及び丙は、当事者間の合意に向け調整するものとする。
- 3 補償の実施に当たり、甲、乙、丙又は丁のいずれかから協定第 20 条の規定による改定の出があつたときは、甲、乙、丙及び丁の実務担当者で構成される協議会を開催するものとする。

(協定の改定)

第 13 条 甲、乙、丙又は丁のいずれかから協定第 20 条の規定による改定の出があつたときは、必要に応じ、甲、乙、丙及び丁の実務担当者で構成される協議会を開催するものとする。

(運用)

第 14 条 甲、乙及び丙は、協定第 10 条第 2 項の情報を関係自治体や防災関係機関へ連絡する場合において、丁が必要があると認めるときは、その内容についてあらかじめ丁に確認するものとする。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めた事項について、疑義を生じたとき、又はこの要綱に定めない事項について、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

平成 23 年 12 月 25 日

平成 27 年 12 月 22 日 (一部改定)

令和 4 年 4 月 8 日 (一部改定)

甲 鳥取県

鳥取県知事 平 井 伸 治

乙 米子市

米子市長 伊 木 隆 司

丙 境港市

境港市長 伊 達 憲 太 郎

丁 中国電力株式会社

島根原子力発電所長 岩 崎 晃

別表 1 第 7 条第 3 項で規定する安全関係設備

1 号機		2 号機	備 考
(1)	液体バイズン系	ほう酸水注水系	原子炉停止機能
(2)	原子炉隔離時冷却系	原子炉隔離時冷却系	炉心冷却機能
(3)	高圧注水系	高圧炉心スプレイス	
(4)	低圧注水系	低圧注水系	
(5)	炉心スプレイ系	低圧炉心スプレイ系	
(6)	格納容器冷却系	格納容器冷却系	
(7)	自動減圧系	自動減圧系	
(8)	非常用ガス処理系	非常用ガス処理系	放射性物質の閉じ込め機能
(9)	非常用ディーゼル発電機系	非常用ディーゼル発電機系	非常用電源
(10)	所内蓄電池系	所内蓄電池系	

別表 2 第 7 条第 8 項で規定する異常時通報基準値

(1)	計 器 名		通 報 値
	敷地境界モニタリングポスト		220nGy/h

(2)	計 器 名		通 報 値 A 〔下記の状態が10時間 続くとき〕	通 報 値 B 〔下記の状態になっ たとき〕
	1 号機	原子炉建物排気筒モニタ	500cps	1000cps
		タービン建物排気筒モニタ	150cps	300cps
		放水路水モニタ	7cps	70cps
2 号機		原子炉建物排気筒モニタ	500cps	1000cps
		放水路水モニタ	8cps	80cps

(3)	計 器 名		通 報 値	備 考
	サイトバタンカ建物排気筒モニタ		150cps	積算放射能量の計測 値が左の値になった とき

写

島 原 本 企 第 4 号
2 0 2 2 年 4 月 8 日

島 取 県 知 事
平 井 伸 治 様

中 国 電 力 株 式 会 社
代表取締役社長執行役員
清 水 希 茂

島根原子力発電所に係る島取県民の安全確保等に関する協定の改定について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より、島根原子力発電所をはじめとする当社事業運営に対し、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成24年11月1日に、貴県、米子市および境港市より申入れをいただきました、島根原子力発電所に係る島取県民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）の改定に関しましては、長期間に亘る協議にご対応いただき、また、この間、協議会の開催や議会でのご議論など、種々のご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社がご提案した安全協定の改定案は、申入れの趣旨を踏まえて、これまで真摯に検討を重ねた結果として、当社としてとり得る最大限の対応を織り込んだものであり、このたび、改定案をご了承いただきましたこと、重ねて、厚く御礼申し上げます。

当社といたしましては、島取県民の皆さまの安全の確保及び環境の保全を図るといふ安全協定の目的は立地自治体と同じとの考えのもと、安全協定の運用におきましては、同協定第6条の貴県の意見の取り扱いも含め立地自治体と貴県と同様の対応を行ってまいります。

当社は今後とも、島取県民の皆さまの安全・安心のため、安全協定の誠実な運用を行うとともに、島根原子力発電所の安全性を不断に追及してまいり、所存でございますので、引き続き、ご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

島根原子力発電所に係る原子力防災に関する協力協定

島根県（以下「甲」という。）、鳥取県（以下「乙」という。）及び中国電力株式会社（以下「丙」という。）は、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）におけるそれぞれの責務を踏まえ、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第 1 条 本協定は、丙の島根原子力発電所にかかる原子力防災対策（以下「原子力防災対策」という。）について、甲、乙及び丙が相互に連携、協力を図ることを目的とする。

(協力項目)

第 2 条 丙は、甲及び乙に対し、次の各号に掲げる事項について誠意をもって協力するとともに、平時から要員や資機材等の協力体制について情報共有を行うものとする。

- (1) 避難退域時検査、簡易除染及びこれに付帯する事項
- (2) 緊急時モニタリング
- (3) 避難行動要支援者等の避難等の支援（福祉車両の確保等を含む）
- (4) 放射線防護対策施設への物資供給
- (5) 避難所運営支援（物資輸送を含む）
- (6) オフサイトセンターへの電源供給
- (7) 放射線防護資機材の供給支援
- (8) 住民相談窓口等の設置
- (9) その他、原子力防災対策において法令・原子力災害対策指針の改正に伴い丙が協力することとされた事項

2 丙は、前項に定める事項のほか、原子力防災対策について積極的な協力を行うものとする。
(財源協力)

第 3 条 丙は、乙が実施する原子力防災対策に係る経費のうち、国の財源措置が行われな
いものについて、乙及び丙が別に定めるところにより応分の負担をするものとする。
(協定の実施体制)

第 4 条 甲、乙及び丙は、本協定の実施に当たり、それぞれ連絡調整に関する担当部署を
定め、必要に応じて協議を行うものとする。

(有効期間)

第 5 条 本協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲、乙及び丙のいずれかが協
定の終了の申し入れ、相手方のいずれかがこれを承諾するまでの間、その効力を維持す
るものとする。

(情報保護)

第 6 条 甲、乙及び丙は、本協定を実施するに当たり、相手方から知り得た情報につ
いて、本協定の期間中はもとより本協定の終了後も第三者に対し開示し、又は漏洩
してはならない。

ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示が求められた場合は、
この限りではない。

(協議)

第 7 条 甲、乙及び丙のいずれかが本協定の内容変更を申し出たときは、その都度協
議を行うものとする。

2 本協定に定めのない事項又は本協定の定める事項に関して疑義等が生じたときは、
甲、乙及び丙が協議の上、解決するものとする。

本協定締結の証として、本書 3 通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ 1 通を保有する
ものとする。

令和 4 年 7 月 6 日

甲	島根県	島根県知事	丸山 達也
乙	鳥取県	鳥取県知事	平井 伸治
丙	中国電力株式会社	代表取締役 社長執行役員	瀧本 夏彦

島根原子力発電所に係る原子力防災に関する財源協力協定

鳥取県（以下「甲」という。）と中国電力株式会社（以下「乙」という。）とは、島根県と甲と乙との間において令和 4 年 7 月 6 日付けで締結した島根原子力発電所に係る原子力防災に関する協力協定（以下「基本協定」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（負担の範囲）

第 1 条 乙は、基本協定第 3 条に基づき、甲が実施する島根原子力発電所の原子力防災対策（米子市及び境港市が実施するものを含む。以下「防災対策」という。）に係る額について金 1. 8 億円を上限に、毎年度、甲乙協議により定める額を負担するものとする。

（基金への積立て等）

第 2 条 甲は、前条により乙が負担した金額を甲の鳥取県原子力防災対策基金（以下「基金」という。）へ積み立てる。

2 甲は、防災対策に係る経費のうち、国の財源措置が行われないものについて、基金を取り崩してその財源に充当する。

（国への要請）

第 3 条 甲は、防災対策について、引き続き国の財源確保に努めるものとする。

（有効期間、更新）

第 4 条 本協定の有効期間は、令和 4 年度から同 8 年度までの 5 年間とする。

2 甲が令和 9 年度以降に実施する防災対策に係る経費のうち、国の財源措置が行われな
いものがあるが、甲が必要であると認める場合は、島根原子力発電所の状況変化等も踏
まえ、甲乙協議の上、期間を更新することができるものとする。

3 甲は、前項の協議を求める場合は、乙に対して、令和 8 年 1 2 月 3 1 日までに、書面
により申入れを行うものとする。

4 第 1 項に定める期間中であっても、国が甲に防災対策の実施のために必要な措置を講ず
ることを求めていると認められなくなった場合、又は防災対策に係る経費の全てに国の財
源措置が行われた場合は、以降本協定はその効力を失う。

5 本協定が効力を失った場合は、以降基本協定第 3 条はその効力を失う。

（協議）

第 5 条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める条項に疑義が生じたときは、甲及び
乙が協議の上、解決する。

本協定締結の証として、本書 2 通を作成し、甲及び乙それぞれ 1 通を保有するものとする。

令和 4 年 7 月 6 日

甲 鳥取県

鳥取県知事 平井 伸治

乙 中国電力株式会社

代表取締役
社長執行役員 瀧本 夏彦

写

第 202100325587 号
防起第 3219 号-1
受境自第 41-1 号
令和 4 年 3 月 25 日

中国電力株式会社
代表取締役社長 清水 希 茂 様

鳥取県知事 平 井 伸 治
米 子 市 長 伊 木 隆 司
境 港 市 長 伊 達 憲太郎

原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る安全対策について (回答)

平成 25 年 11 月 21 日付電原総第 24 号で報告のあったこのことについては、安全を第一義として、下記の条件を前提として了解するものであり、貴社の誠意ある対応を強く求めます。

- 記
- 1 島根原子力発電所 2 号炉の安全対策については、新規制基準の適合をもって終わりではなく、ゼロリスクを追求し続けること。このため、常に最新の知見を反映（バックフィット）し、自主的にも安全性向上の取組を進め、最先端の対策をとること。また、万が一事故が発生した場合には、責任をもって完全かつ十分な賠償を行うこと。
 - 2 引き続き実施される原子力規制委員会の工事計画認可等所要の法令上の手続きに真摯に対応することともに、その状況を適宜鳥取県、米子市及び境港市に報告し、県民に対しても分かりやすく丁寧な説明を行うこと。この際、本県等より意見を出した場合は誠意をもって対応すること。
 - 3 長期にわたる停止後の再稼働となるものであり、格段の緊張感をもって安全を第一義として取り組むこと。また、必要な安全性を確保するため、組織、人員体制、教育訓練、人材育成、技術継承といった組織的・人的能力の向上に向け不断の充実・強化を責任をもって行うこと。
 - 4 島根原子力発電所に対する武力攻撃に関する最新の知見を安全対策に反映するとともに、緊急を要する場合には国からの命令を待たず直ちに運転を停止すること。
 - 5 水産資源等に影響を与えるような事態を回避するため、万全な汚染水対策を実施すること。
 - 6 貴社と県民の信頼関係の礎となる「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定書」を重んじ、安全を第一義とし、社員の内身の健康管理を含め、今後とも安全文化の醸成に取り組み、法令や協定を遵守し信頼回復に務め、必要な対策の実施状況について適切に情報提供を行うこと。
 - 7 鳥取県、米子市及び境港市が行う原子力防災対策について、誠意をもって協力を行うこと。また、それぞれの責務を踏まえ、連携、協力内容及び財源措置を継続して実施することを担保する協定を締結すること。

写

第 202100325589 号
防起第 3218 号-1
発境自第 21 号
令和 4 年 3 月 25 日

経済産業大臣 萩生田 光 一 様

鳥取県知事 平 井 伸 治
米 子 市 長 伊 木 隆 司
境 港 市 長 伊 達 憲太郎

中国電力株式会社島根原子力発電所 2 号炉の再稼働に向けた政府の方針について (回答)

令和 3 年 9 月 15 日付 20210915 資庁第 1 号で理解要請のあったこのことについては、下記事項について申し入れます。

また、中国電力から平成 25 年 11 月 21 日付電原総第 24 号で報告のあった「原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る安全対策」については、了解する旨回答しました。

ついては、貴職におかれては、下記事項について、関係省庁と連携し、政府として適切な対応を強く求めます。

記

- 1 島根原子力発電所 2 号炉の安全確保については、今後行われる工事計画認可等所要の法令上の手続きについて、関係事業者等の安全管理体制も含め、厳格な審査を行うこと。併せて、原子力発電所の安全性に関して新たな知見を得たときは、規制基準を速やかに見直すとともに、その内容について県民に分かりやすく説明し、厳格な審査を行うこと。
- 2 中国電力が行う島根原子力発電所 2 号炉の再稼働については、政府を挙げて安全が必ず確保されるよう厳しく指導監督を行い、再稼働に係る安全の確保については政府が責任をもって対処すること。さらに、万が一事故が発生した場合には、全責任をもって賠償すること。
- 3 中国電力が行う島根原子力発電所の汚染水対策を、適切に実施させること。
- 4 使用済燃料の最終処分については、確実に実施できるよう国が前面に立って責任をもって対処すること。
- 5 再生可能エネルギーの主力電源化を進め、再生可能エネルギーの導入を効果的に進めるなど、可能な限り原発依存度の低減に向けて対策を講じること。
- 6 鳥取県、米子市及び境港市における島根原子力発電所の安全対策、原子力災害時の避難対策等について、政府内で調整を図り、関係省庁において適切な財源措置を講ずること。その際、UPZ における原子力防災体制を一層強化するため、原子力防災支援基地の早期整備をはじめ、原子力防災対策に必要な財源を確保し措置すること。
- 7 原子力防災体制の確立に当たり、避難計画の実効性を更に深化させるため、島根地域原子力防災協議会などを通じて、引き続き国が責任をもって取り組むこと。
- 8 今後再稼働を進めるに際しては、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備し、同意を求める範囲等、周辺自治体の位置づけを明確にすること。また、立地自治体のみならず周辺自治体も同等の原子力防災対策を行わなければならない制度と実情にある以上、周辺自治体のこうした現実に対して見合うよう相応の財政的配慮を制度化し実行すること。

- 9 島根原子力発電所の事故時の避難では、島根県からの避難者も弓ヶ浜半島を通過する計画となっている。円滑な避難を行うためには、米子境港間の高規格道路が必要であり、早期に整備を行うこと。
- 10 原子力発電所に対する武力攻撃について、これへの対処、十分な安全対策、原子力防災対策に係る関係法令等の内容の検証を行うこと。また、その内容については、県民に分かりやすく説明するとともに、外交等を通じて毅然として対処しその抑止を図り、併せて原子力発電所への武力攻撃に対して防御するため、自衛隊による対処も含め万全を期すること。また、原子力発電所への武力攻撃などが懸念されるような事態となった場合には、原子力事業者に対し運転停止を迅速に命じることとし、特に緊急を要する場合は、原子力事業者が直ちに運転停止を停止できるよう事業者の指導を行うこと。さらに、原子力発電所に対する武力攻撃時の住民避難等について、国民保護法に基づく国民保護措置をはじめとした対策を万全に実施できるよう、政府で責任をもって体制構築と現場支援を行うこと。

写

第 202100325588 号
令和 4 年 3 月 2 5 日

島根県知事 丸 山 達 也 様

鳥取県知事 平 井 伸 治

「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書」に基づく
手続きについて (回答)

令和 3 年 1 2 月 1 4 日付原第 6 3 8 号で依頼のあったこのことについては、今後、貴県の判断の説明を受け、米子市及び境港市の意見等を踏まえて回答します。

なお、中国電力株式会社からの事前報告に対し別添写しのとおり回答し、常にある最新の知見を反映し安全性の向上に努めることなど 7 項目について特に強く求めました。

また、国に対して別添写しのとおり申し入れしました。

貴県におかれましては、島根原子力発電所で事故が起きた場合には県境に係らず当県の 県民も大きな影響を受けることに御理解いただき、島根原子力発電所 2 号機の新規制基準への適合性申請に係る事前了解願いに係る貴県の判断に際して、当該の考え方を反映していただきますよう御高配方、宜しくお願いいたします。

※中国電力への回答については、資料10のとおり
※国への申し入れについては、資料11のとおり

写

島 原 本 企 第 1 号
2 0 2 2 年 4 月 7 日

鳥 取 県 知 事
平 井 伸 治 様

中 国 電 力 株 式 会 社
代表取締役社長執行役員
清 水 希 茂

原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る
安全対策について（回答）に対する当社の対応について

平素より島根原子力発電所の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く
御礼申し上げます。

令和4年3月25日付第202100325587号によるご回答に対
し、下記のとおり、誠意をもって対応してまいりますので、引き続き、ご
理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 事故等のリスクを可能な限り低減させるため、地震・津波をはじめと
した各事象に係る最新の知見を安全対策に適切に反映するとともに、新
規制基準に基づく対応にとどまらず、自主的な安全対策にもしっかりと
取り組んでまいります。

また、万が一発電所の事故により地域の皆さまに損害が生じた場合に
は、賠償について風評被害も含め誠意をもって責任ある対応をいたしま
す。

2. 原子力規制委員会における工事計画認可等の審査について、引き続き
真摯に対応いたします。

また、その状況を適宜、貴県、米子市および境港市にご報告し、ご意
見に誠実に対応いたしますとともに、様々な機会を通じて分かりやすく
丁寧の説明してまいります。

3. 今後も引き続き、長期停止の影響に対する保全活動も含め、安全最優
先で緊張感をもって、万全を期します。

このため、重大事故対策の実施組織や要員の常時確保に係る体制の整

備に加え、手順書の整備、計画的な教育・訓練を通じた的確かつ柔軟に
対応できる力量の確保など、人的対応についても充実・強化を図ってま
いります。

4. 武力攻撃への対応を含め、安全性向上に必要な知見について、適切に
反映してまいります。

また、設備に対する被害が想定される場合は、自らの判断で発電所を
停止することも含め、適切に対応してまいります。

5. 汚染水対策について、島根原子力発電所の特性を踏まえた対策を自主
的に講じており、引き続き、運用面も含めた充実を図ってまいります。

6. 鳥取県民の皆さまに信頼いただき、ご理解とご協力が得られるよう、
「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」の誠実
な運用に努めることはもとより、今後も更なる安全文化の醸成に向け、
協力会社も含めた体制整備、機能強化を図ってまいります。

7. 貴県、米子市および境港市が実施される島根原子力発電所に係る原子
力防災対策への協力内容について、今後、誠意をもって協議させていた
だきます。

また、同対策に必要な財源へのご協力についても、一定の継続性をも
った仕組みとして協定を締結させていただきたく存じます。

以 上

資料編 資料14

新規制基準適合性審査会合の開催状況

原子力規制委員会による審査は、計184回の審査会合に加え、計6回の現地調査（平成26年12月19日、平成27年2月5日・6日、10月29日・30日、平成29年8月28日、平成30年11月15日・16日、令和元年9月20日）によって行われました。

回	開催日	審査会合	内 容
1	平成26年 1月16日	第68回	島根原子力発電所2号機に係る申請の概要
2	1月28日	第73回	島根原子力発電所2号機の申請内容に係る主要な論点
3	2月10日	第83回	敷地周辺陸域の活断層評価
4	3月19日	第95回	敷地周辺海域の活断層評価
5	4月9日	第103回	敷地周辺海域の活断層評価〔コメント回答〕
6	4月16日	第106回	地下構造評価
7	5月1日	第109回	敷地周辺陸域及び海域の活断層評価〔コメント回答〕
8	6月27日	第121回	震源を特定せず策定する地震動
9	7月22日	第125回	確率論的リスク評価（内部事象）
10	8月5日	第129回	静的機器の単一故障に係る設計
11	8月28日	第133回	格納容器フィルタベント系
12	9月5日	第135回	地下構造評価〔コメント回答〕
13	9月11日	第137回	指摘事項の回答（格納容器フィルタベント系）
14	9月30日	第142回	確率論的リスク評価（外部事象）
15	10月2日	第144回	事故シナークェンセス等の選定
16	10月14日	第147回	重大事故等対策の有効性評価
17	10月16日	第148回	重大事故等対策の有効性評価
18	10月23日	第151回	外部火災の影響評価
19	10月30日	第154回	内部溢水の影響評価
20	11月6日	第155回	外部火災の影響評価
21	11月13日	第159回	可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルート
22	11月20日	第163回	重大事故等対策の有効性評価
23	11月21日	第164回	地下構造評価〔コメント回答〕
24	12月4日	第168回	火災防護
25	12月9日	第171回	重大事故等対策の有効性評価
26	平成27年 1月15日	第182回	重大事故等対策の有効性評価
27	1月16日	第183回	敷地周辺陸域の活断層評価〔コメント回答〕
28	1月27日	第187回	重大事故等対策の有効性評価
29	2月3日	第190回	電巻影響評価
30	2月10日	第193回	緊急時対策所
31	2月19日	第197回	誤操作防止、安全避難通路、安全保護回路
32	2月24日	第199回	原子炉格納容器圧力バウンダリ
33	2月26日	第200回	格納容器フィルタベント系
34	3月3日	第202回	原子炉格納容器の限界温度・圧力に関する評価
35	3月5日	第203回	静的機器の単一故障に係る設計〔指摘事項回答〕
36	3月6日	第204回	地下構造評価〔コメント回答〕
37	3月17日	第207回	重大事故等対策の有効性評価
38	3月19日	第209回	外部火災の影響評価〔指摘事項回答〕
39	3月21日	第211回	通信連絡設備
40	3月31日	第213回	電巻影響評価〔指摘事項回答〕
41	4月2日	第214回	監視設備及び監視測定設備
42	4月7日	第216回	フィルタベント系
43	4月9日	第217回	電巻影響評価
44	4月21日	第220回	共用に関する設計上の考慮
45	4月24日	第222回	敷地の地質・地質構造
46	5月12日	第224回	重大事故等対策の有効性評価（その1）
47	5月15日	第226回	敷地周辺海域の活断層評価〔コメント回答〕
48	5月21日	第227回	内部溢水の影響評価〔指摘事項回答〕
49	5月28日	第231回	格納容器フィルタベント系〔指摘事項回答〕（その1）
50	6月2日	第233回	誤操作防止、安全避難通路、安全保護回路〔指摘事項回答〕
51	6月9日	第236回	重大事故等対策の有効性評価（その2）

52	6月11日	第237回	原子炉制御室
53	6月12日	第238回	火山影響評価
54	6月19日	第241回	敷地周辺陸域の活断層評価
55	6月23日	第242回	重大事故等対策の有効性評価に係るシビアアクシデント解析コード
56	6月30日	第244回	確率論的リスク評価〔指摘事項回答〕（その1）
57	7月2日	第245回	確率論的リスク評価〔指摘事項回答〕（その2）
58	7月9日	第247回	外部事象の考慮
59	7月14日	第249回	事故シナークェンセス選定〔指摘事項回答〕（その1）
60	7月16日	第250回	事故シナークェンセス選定〔指摘事項回答〕（その2）
61	7月21日	第251回	格納容器フィルタベント系〔指摘事項回答〕（その2）
62	7月28日	第254回	内部火災の防護〔指摘事項回答〕（その1）
63	7月31日	第257回	敷地周辺陸域及び海域の活断層評価〔コメント回答〕
64	8月4日	第258回	水素爆発防止対策
65	8月6日	第259回	内部火災の防護〔指摘事項回答〕（その2）
66	9月9日	第271回	敷地周辺陸域の活断層評価〔コメント回答〕
67	10月15日	第283回	重大事故等対策の有効性評価に係るシビアアクシデント解析コード〔指摘事項回答〕
68	11月20日	第297回	日本海における大規模地震に関する調査検討会報告書〕を踏まえた活断層評価
69	12月16日	第309回	敷地周辺陸域の活断層評価〔コメント回答及び共通断層西端の評価〕
70	平成28年 1月15日	第318回	敷地の地質・地質構造について〔コメント回答〕
71	1月29日	第324回	島根原子力発電所 敷地周辺陸域の活断層評価〔コメント回答〕
72	3月31日	第345回	今後のBWRブランドの審査の進め方
73	4月21日	第353回	BWR審査における論点及び今後の審査の進め方
74	4月28日	第358回	火山影響評価〔コメント回答〕
75	5月13日	第360回	震源を特定して策定する地震動
76	5月26日	第363回	地震による損傷の防止について
77	7月12日	第379回	施設の耐震重要度分類の変更 重大事故等対策の有効性評価〔コメント回答〕
78	8月25日	第393回	重大事故等対策の有効性評価〔コメント回答〕
79	9月15日	第400回	重大事故等対策の有効性評価
80	11月11日	第414回	震源を特定して策定する地震動
81	11月17日	第415回	耐震設計の論点
82	12月16日	第423回	基準津波の策定
83	平成29年 2月17日	第414回	敷地ごとに震源を特定して策定する地震動
84	6月9日	第474回	敷地周辺陸域の活断層評価〔コメント回答〕
85	7月28日	第491回	敷地周辺陸域の活断層評価〔コメント回答〕
86	9月29日	第515回	敷地周辺陸域の活断層評価〔コメント回答〕
87	10月27日	第524回	敷地ごとに震源を特定して策定する地震動〔コメント回答〕
88	12月1日	第530回	敷地ごとに震源を特定して策定する地震動〔コメント回答〕
89	平成30年 2月2日	第544回	基準地震動の策定について
90	2月16日	第549回	基準地震動の策定について〔コメント回答〕
91	4月6日	第563回	基準津波の策定〔コメント回答〕
92	4月27日	第566回	基準地震動の年超過確率の参照について
93	5月25日	第575回	基準津波の策定〔コメント回答〕
94	6月1日	第579回	基準地震動の年超過確率の参照について
95	7月20日	第605回	基準津波の策定〔コメント回答〕
96	9月28日	第632回	基準津波の策定〔コメント回答〕
97	12月14日	第662回	基準津波に伴う砂移動評価 基準津波の年超過確率の参照について
98	12月18日	第663回	設置変更許可申請に係る補足説明 まとめ資料における追補について
99	平成31年 1月18日	第671回	基準津波の年超過確率の参照について〔コメント回答〕
100	2月5日	第675回	不法な侵入防止、原子炉冷却材圧力バウンダリ、誤操作の防止、避難通路等、全交
101	2月26日	第686回	流動力電源喪失対策設備、安全保護回路
102	3月14日	第693回	耐津波設計
103	4月4日	第699回	外部火災影響評価、放射性固体廃棄物の固化材変更、保安電源設備の整備 エアロゾル粒子の捕集効果（DF）
104	4月9日	第701回	外部事象の影響評価、燃料プール監視設備の整備、安全施設の機能確保
105	令和元年 5月9日	第713回	耐震設計の基本方針、P R A（内部事象、地震、津波）の再評価
106	5月21日	第715回	内部溢水影響評価、電巻影響評価、事故シナークェンセスのまとめ方 耐津波設計（防波堤損傷時の運用方針、入力津波の設定）

107	5月30日	第 720回	内部火災影響評価、燃料プール、安全施設、放射性固体廃棄物の固化材変更
108	6月11日	第 724回	炉心損傷防止対策の有効性評価
109	6月18日	第 730回	耐震設計（弾性設計用地震動、地下水位、液状化影響）
110	6月27日	第 736回	耐津波設計（津波荷重の設定）、竜巻影響評価、外部事象の影響、脱操作の防止、全交流電源喪失対策設備
111	6月28日	第 737回	基準津波の策定（1号放水連絡通路防波扉における評価）
112	7月2日	第 739回	外部事象の影響（地すべりと土石流）、耐津波設計（地山の健全性）
113	7月9日	第 742回	炉心損傷防止対策の有効性評価
114	7月25日	第 748回	内部溢水影響評価、安全施設、固化材変更、炉心損傷防止対策の有効性評価
115	8月1日	第 754回	耐震設計（建物の地震応答解析モデル、入力地震動の評価）
116	8月22日	第 757回	外部火災の影響評価、火災による損傷防止（内部火災）
117	8月27日	第 759回	耐震設計（SA 設備への地震による荷重と運転時荷重の組み合わせ、地震時の被覆管の閉じ込め機能の維持）
118	8月30日	第 762回	基礎地盤及び周辺斜面の安定性
119	9月5日	第 766回	耐震設計（弾性設計用地震動、水平2方向及び鉛直方向地震力の適切な組み合わせ）
120	9月12日	第 770回	竜巻影響評価、外部事象の影響
121	9月13日	第 771回	基準津波の策定（1号放水連絡通路防波扉における評価）
122	10月1日	第 780回	内部火災及び外部火災
123	10月8日	第 781回	重大事故対策（燃料プールでの燃料損傷防止対策）、耐震設計（耐震設計手法の最終化）
124	10月24日	第 786回	耐震設計（建物基礎への新たな設計手法の適用等）
125	10月29日	第 789回	内部溢水
126	10月31日	第 790回	耐津波設計、重大事故対策（運転中の炉心損傷防止対策）
127	11月12日	第 796回	耐震設計（制震装置（ダンパ）の追加、重大事故対策（運転停止中の燃料損傷防止対策））
128	11月14日	第 797回	地震（耐震設計（建物屋根への新たな設計手法の適用、設計手法等の精緻化）
129	11月22日	第 802回	斜面の安定性
130	11月28日	第 803回	炉心損傷防止対策の有効性評価
131	12月5日	第 806回	有毒ガス防護
132	12月10日	第 809回	耐震設計、格納容器破損防止対策の有効性
133	12月17日	第 814回	地震による損傷の防止
134	12月24日	第 819回	審査関係スケジュール、可搬型重大事故等対処設備保管場所等
135	令和2年1月21日	第 823回	耐震設計
136	1月23日	第 825回	格納容器破損防止対策の有効性評価
137	1月24日	第 827回	火山影響評価
138	1月28日	第 828回	耐津波設計
139	2月4日	第 830回	有毒ガス防護
140	2月6日	第 832回	格納容器破損防止対策の有効性評価、水素爆発による原子炉建物等の損傷を防止するための設備、監視測定設備
141	2月13日	第 834回	耐震設計
142	2月20日	第 838回	炉心損傷防止対策、格納容器破損防止対策の有効性評価
143	2月25日	第 839回	津波による損傷の防止
144	2月28日	第 841回	斜面の安定性
145	3月3日	第 842回	耐震設計
146	3月5日	第 843回	緊急時対策所、通信連絡設備
147	3月10日	第 845回	耐震設計
148	3月17日	第 850回	耐震設計
149	3月19日	第 852回	原子炉制御室、被ばく線量の評価等
150	3月24日	第 853回	耐津波設計
151	3月26日	第 854回	火災による損傷の防止
152	4月28日	第 858回	耐震設計、重大事故等対策の有効性評価
153	5月14日	第 860回	火山影響評価
154	5月18日	第 861回	可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルート
155	5月26日	第 863回	耐津波設計、外部事象の考慮
156	6月 9日	第 866回	重大事故等対策の有効性評価
157	6月16日	第 867回	火災による損傷の防止、外部事象の考慮・外部火災影響評価、燃料体等の取扱施設・貯蔵施設、安全施設、竜巻影響評価等
158	6月19日	第 868回	原子炉建物等の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価
159	6月25日	第 869回	耐津波設計、耐震設計
160	6月30日	第 870回	耐震設計、耐津波設計、原子炉制御室等、緊急時対策所、監視測定設備、重大事故等対策の有効性評価、格納容器フィルタペント系、残留熱代替除去系、水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

161	7月7日	第 872回	耐津波設計、耐震設計
162	7月14日	第 876回	耐津波設計、耐震設計
163	7月21日	第 879回	大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応
164	8月20日	第 888回	耐津波設計
165	8月27日	第 891回	溢水による損傷の防止等、安全施設、外部事象の考慮、竜巻影響評価
166	8月28日	第 892回	大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応、重大事故対処設備（非公開）
167	9月3日	第 894回	耐震設計
168	9月18日	第 900回	火山影響評価
169	10月8日	第 905回	大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応、重大事故等対処設備（非公開）
170	10月15日	第 909回	耐津波設計に関する指摘事項の回答
171	10月16日	第 910回	基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価（コメント回答）
172	10月22日	第 912回	竜巻影響評価に関する指摘事項への回答、原子炉制御室等に関する指摘事項への回答、監視測定設備に関する指摘事項の回答
173	11月27日	第 924回	火山影響評価に関する指摘事項の回答
174	12月 1日	第 925回	可搬型重大事故等対処設備保管場所等に関する指摘事項への回答、耐津波設計に関する指摘事項の回答
175	12月15日	第 930回	火山影響評価、品質管理に必要な体制の整備
176	令和3年1月19日	第 936回	火山影響評価、可搬型設備の保管場所とアクセスルート（斜面以外）
177	1月28日	第 939回	耐津波設計
178	1月29日	第 940回	基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価
179	2月18日	第 948回	可搬型設備の保管場所とアクセスルート、津波による損傷の防止
180	3月 9日	第 954回	1号機液体廃棄物処理系の共用取止めによる影響、外部からの衝撃による損傷の防止、電源設備、計装設備及び原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備
181	3月12日	第 955回	耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価
182	3月26日	第 960回	審査会合での検討・議論を踏まえた地震・津波等の評価
183	4月30日	第 972回	審査会合（第960回審査会合）における地震・津波等の評価に関する指摘事項について説明
184	6月 3日	第 980回	水素の挙動（原子炉ウェル排気ラインの影響及び対策）

写

電 立 第 1 8 号
平成27年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治 様

中国電力株式会社
取締役社長 荻 田 知 英

島根原子力発電所1号機の今後の取り扱いについて

拝啓 早春の候 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は当社の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、営業運転開始後40年を経過した島根原子力発電所1号機の取り扱いにつ
きましては、原子力発電を取り巻く事業環境の変化、今後の電力需要や供給力等を
総合的に勘案し、本日の取締役会において、平成27年4月30日をもって廃止す
ることといたしました。

島根原子力発電所1号機は昭和49年3月に営業運転を開始して以来、長きにわ
たって地域の電力安定供給の一翼を担うことができましたことは、貴県をはじめ、
地域の皆さまのご理解とご協力の賜物であり、厚くお礼申し上げます。

島根原子力発電所の運営につきましては、今後の廃止措置も含め、安全の確保を
最優先に、地域の皆さまのご理解をいただきながら取り組んでまいっている所存でござい
ますので、引き続き、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

写

第201400197757号
平成27年3月19日

中国電力株式会社
取締役社長 荻 田 知 英 様

鳥取県知事 平 井 伸 治

島根原子力発電所1号機の廃止決定に伴う申入れについて（通知）

平成27年3月18日に貴社より報告のあったこのことについて、下記のとおり申入れま
す。貴社の誠意ある対応を求めます。

記

- 1 島根原子力発電所1号機については、引き続き厳正に安全管理を行うこと。
- 2 原子炉等規制法に基づく廃炉に向けての一連の手續に際しては、鳥取県、米子市及び境港市に安全協定に基づく報告を行うことを始め、安全を第一義として十分に協議を行い立地自治体と同等に対応すること。これに当たり、まずは廃止措置計画の申請内容等について、鳥取県、米子市及び境港市に対して具体的に分かりやすく説明すること。
- 3 島根原子力発電所1号機についても、鳥取県、米子市及び境港市が行うべき安全対策及び防災対策について全面的に協力すること。
- 4 現在改定協議中の安全協定について、立地自治体と安全協定の規定内容に差が設けられて
いる現状は、貴社の対応自体にも差が生じるのではないかと懸念を残すものであり、立地自治体と同等の内容に改定すること。

写

経済産業大臣 宮 沢 洋 一 様

第201400197757号
平成27年 3 月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

中国電力株式会社島根原子力発電所 1 号機の廃止決定にともなう要望について

鳥取県における原子力防災行政について、日頃御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、3月18日に、中国電力株式会社から、島根原子力発電所 1 号機の廃止を決定し、電気事業法上の運転終了に関する届出を貴省に行ったことについて報告を受けました。

ついては、今後想定される長期間の廃止措置に係る周辺地域の安心・安全確保等も勘案し、適切に対処されるよう下記のとおり強く要望します。

記

- 1 運転終了及び廃止措置中の安全確保については、立地のみならず鳥取県など周辺の意見を聴き、長期にわたる廃止措置が徹底した安全管理の下で行われるよう、貴省は改めて中国電力への指導を適切に行うこと。
- 2 廃止措置中における周辺自治体が行う安全対策及び防災対策について、人件費等を含めた財源等の対応を検討すること。
- 3 中国電力に対し、安全協定の立地自治体と同等の内容への必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。

写

原子力規制庁長官 池 田 克 彦 様

第201400197595号
平成27年 3 月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

中国電力株式会社島根原子力発電所 1 号機の廃止決定に対する要望について

鳥取県における原子力防災行政について、日頃御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、3月18日に中国電力株式会社から、島根原子力発電所 1 号機の廃止を決定し、電気事業法上の運転終了に関する届出を経済産業省に行ったことについての報告を受けました。

ついては、今後想定される長期間の廃止措置に係る周辺地域の安心・安全確保等も勘案し、適切に対処されるよう下記のとおり強く要望します。

記

- 1 廃炉の安全に関する規制基準をはじめとして廃止措置段階における安全確保に関する適正処理のプロセスを早期に明確にするとともに、原子炉等規制法に基づく廃止措置計画の認可等を行う場合には、安全を第一義として厳正に対処すること。また、これら内容を鳥取県、米子市及び境港市に具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 2 廃止措置においては安全を第一とし、立地のみならず鳥取県など周辺の意見を聴き、長期にわたる廃止措置を徹底した安全管理の下で行うように指導・監督すること。
- 3 廃止措置中の防災対策について万全を期すこと。また、自治体に対して必要な技術的及び財政的支援を行うこと。

写

第201500028555号
平成27年5月15日

中国電力株式会社

取締役社長 荻 田 知 英 様

鳥取県知事 平 井 伸 治

島根原子力発電所1号機の営業運転終了に伴う安全確保について

島根原子力発電所1号機の営業運転の終了に当たり、今後の廃止措置を憂慮して下記のとおり申し入れます。貴社の誠意ある対応を求めます。

記

- 1 廃止措置に係る安全確保については、長期にわたる廃止措置が安全を最優先として行われるよう、引き続き厳正に安全確保を最優先に取り組むこと。
- 2 廃止措置については、安全対策をはじめとし実効性のあるものにする。また、使用済み核燃料の取扱い及び廃止措置に伴って発生する廃棄物の処理・処分について、具体的にするとともに、安全対策をはじめ地元自治体の理解を得ること。
- 3 原子炉等規制法に基づく廃炉に向けての一連の手続きに際しては、本県、米子市及び境港市に対して安全協定に基づく報告を行うことを始め、安全を第一義として十分に協議を行い立地自治体と同様に対応すること。
- 4 廃止措置が終了するまでの間について、鳥取県、米子市及び境港市が行う安全対策及び防災対策について、事業者としての役割を積極的に果たすこと。
- 5 現在協議中の安全協定について、立地自治体と安全協定の内容に差が設けられている現状は、貴社の対応自体にも差が生じるのではないかと懸念を残すものであり、立地自治体と同等の内容に改定すること。

写

第2018000127060号
防 起 第 7 0 9 号- 1
受 境 自 第 4 7 号
平成 3 0 年 8 月 6 日

中国電力株式会社
代表取締役社長執行役員 清水 希 茂 様

鳥取県知事 平 井 伸 治

米 子 市 長 伊 木 隆 司

境 港 市 長 中 村 勝 治

原子炉等規制法の改正に伴う島根原子力発電所3号機の新規制基準への
適合性申請について（回答）

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定第6条に基づき、平成
30年5月22日付島原本広第124号で事前報告のあったこのことについては、同
条に基づいて、下記のとおり回答します。貴社の誠意ある対応を求めます。

記

安全協定第6条に基づき報告を受けたことの可否に関しては、敢えて判断を見送る
こととし、今回最終的な意見を留保する。事前報告の可否に関する最終的な意見は、
次の事項を前提として、今後、原子力規制委員会の詳細な審査の後、同委員会及び中
国電力株式会社から審査結果について説明を受け、議会、県原子力安全顧問、原子力安
全対策合同会議の意見を聞き、県、米子市及び境港市で協議の上、提出する。

- 1 稼働に向けての一連の手續に際し、鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うこととは
じめ、立地自治体と同等に対応すること。
- 2 島根原子力発電所の安全対策や規制委員会の審査状況等について、住民説明会を開催す
るとともに、鳥取県、米子市及び境港市に対しても分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
- 3 汚染水対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明す
ること。
- 4 地震・津波・火山に関して、最新の知見を反映しつつ継続的に調査、評価を行い、適切
に対応を行うこと。
- 5 2号機・3号機に同時にシビアアクシデントが生じる場合も含め、シビアアクシデント
対策について、より幅広いハード対策及びソフト対策を適切に検討し実施すること。また、
その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 6 使用済燃料の搬出、譲渡し等の対策について、安全の確保を大前提に、住民の理解を得て
一層の取組を進めること。
- 7 住民の安全確保にとって重要な避難計画の実効性を深化させるため、人的・物的資源の確
保等も含め、原因者としての責任を果たすべく協力すること。
- 8 県民の安全を第一義とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織・人員体制、
教育・訓練、トランプル等の教訓の反映をはじめ原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体
的な安全対策等、周辺自治体に誠実に協力し、万全な原子力安全対策を責任をもって行
うこと。

写

第2018000127060号
防起第709号ー1 発
境 自 第 4 5 号平成
3 0 年 8 月 6 日

原子力規制委員長 更 田 豊 志 様

鳥取県知事 平 井 伸 治

米子市長 伊 木 隆 司

境港市長 中 村 勝 治

中国電力株式会社の島根原子力発電所3号機に関する新規制基準適合性審査
申請の動きを踏まえた要望について（送付）

鳥取県における原子力防災行政について、日 ごろ御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、このことについては、5月22日に中国電力株式会社から、鳥取県、米子市、境港市及び中国電力と締結している「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」に基づき、新規制基準適合性審査申請の事前報告を受け、8月6日にこれに対する意見を回答したところです。

ついで、今回貴委員会に対して、万が一原子力災害が発生した場合には大きな影響が及び得るという周辺地域のリスクを勘案し適切に対処されるよう、別紙1のとおり強く要望いたします。なお、中国電力株式会社に対応を求める事項として、別紙2のとおり意見を付しています。

※ 「別紙2」は、資料20と同内容のため、省略

別紙 1

原子力規制委員会への要望

I 周辺地域の意見に基づいた原子力発電所の運用について

【周辺地域を含めた安全対策について】

- 1 福島原発事故において周辺地域が甚大な被害を蒙った事実を踏まえ、稼働に向けた一連の手続きにおいて、立地自治体と同等に対応する仕組みを構築し、中国電力に対して指導すること。このため、中国電力との間における安全協定を立地自治体と同等なものにするよう指導するとともに、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備し、同意を求める範囲等、周辺自治体の位置づけを明らかにすること。
- 2 原子力発電所の稼働の判断にあたっては、地震・津波・火山等の自然災害や複数ブランチでの同時事故等によるシビアアクシデント対策など、まずは安全性を厳格に審査した上で、安全を第一義として慎重に判断するとともに、国が責任を持って審査結果、稼働の安全性と必要性を住民に丁寧にわかりやすく説明すること。

【中国電力に対する指導について】

- 3 中国電力に対し、県民の安全を第一義とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、教育をはじめ原子力安全文化の醸成、周辺自治体が作成する避難計画の実効性の深化への協力など、万全な原子力安全対策を責任もって行うよう審査及び指導すること。

【汚染水対策について】

- 4 島根原子力発電所に対し、汚染水対策を適切に実施させること。また、国においてもその内容を精査し、丁寧かつ十分に説明するとともに、汚染水対策については法的にも担保するように措置すること。

【原子力行政における情報の透明化等について】

- 5 福島第一原発事故に関する徹底した情報公開、原子力発電所の状況や放射性物質の影響等に関する緊密な情報提供など、国の原子力行政の基本として情報の透明化を徹底し、地方自治体との連携を深めること。

II 周辺地域における防災対策の強化について

【原子力防災対策の強化について】

- 6 U P Z の設定に伴い、原子力発電所周辺自治体であっても立地自治体と同様の原子力防災対策が求められることから、避難計画の実効性の深化をはじめとした原子力防災対策に必要な人件費等の経費について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。

7 U P Zにおける原子力防災体制を一層強化するため、原子力防災・安全対策の交付金を十分確保すること。本年度も本県の原子力環境センター（県モニタリング本部）の機器整備等の機能強化が図られるよう、国において必要な財源を措置すること。

8 避難ルート等の検討や準備などには、気象情報の活用や放射性物質の拡散を予測するの活用が有効と考えられるため、国が責任を持って活用可能な拡散計算について、専門的、技術的及び財政的に支援を行うこと。

【原子力災害医療体制の整備】

9 安定ヨウ素剤について、3歳以上の未就学児、障がいや高齢等により嚥下機能が低下している者についても、ゼリー剤の服用を基本とし、ゼリー剤50ミリグラム規格の開発製造を促進すること。

10 避難行動要支援者の避難に際し、移動手段及び必要な医療従事者、介護職員等の確保について、国が関与して方針を示し、体制を整備すること。また、広域福祉避難所で必要な資機材について国が広域的に確保すること。

Ⅲ 島根原子力発電所低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる流量計問題について

11 平成30年5月16日の原子力規制委員会において、全ての改善措置の完了が確認され、保安規定違反に基づく監視を終了することが報告されたが、その結果を関係自治体に対してわかりやすく説明するとともに、再発防止に向けて中国電力に対して徹底した監督指導を行うこと。

Ⅳ 島根原子力発電所1号機の廃止措置について

【廃止措置計画の履行確認と計画変更について】

12 廃止措置の実施については、厳正な保安検査等によって監視するとともに、その結果を周辺自治体及び地元住民に対して丁寧にわかりやすく説明すること。また、作業内容が廃止措置計画に反する場合には、災害を防止するために必要な措置を命ずること。

13 今後の計画変更においては、廃止措置中の使用済燃料の管理、廃止措置に伴い発生する系統除染の薬液や解体等の作業に伴う放射性粉じん等の漏えい防止対策、地震等の自然災害への対応、並びに放射性廃棄物等の管理や処分について、廃止措置の段階に応じ安全かつ適切に行われるよう、体制も含め厳格に審査すること。



第201800127060号
防起第 7 0 9 号 - 1
発 境 自 第 4 6 号
平成30 年8月 6 日

経済産業大臣 世 耕 弘 成様

鳥取県知事 平 井 伸 治
米子市長 伊 木 隆 司
境港市長 中 村 勝 治

中国電力株式会社の島根原子力発電所3号機に関する新規制基準適合性審査申請の動きを踏まえた要望について（送付）

鳥取県における原子力防災行政について、日 ごろ御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、このことについては、5月22日に中国電力株式会社から、鳥取県、米子市、境港市及び中国電力と締結している「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」に基づき、新規制基準適合性審査申請の事前報告を受け、8月6日にこれに対する意見を回答したところです。

ついては、今回貴省に対して、万が一原子力災害が発生した場合には大きな影響が及び得るという周辺地域のリスクを勘案し適切に対処されるよう、別紙1のとおり強く要望いたします。なお、中国電力株式会社に対応を求める事項として、別紙2のとおり意見を付しています。

※ 「別紙2」は、資料20と同内容のため、省略

別紙 1

経済産業省への要望

I 周辺地域の意見に基づいた原子力発電所の運用について

【周辺地域を含めた安全対策について】

- 1 福島原発事故において周辺地域が甚大な被害を蒙った事実を踏まえ、稼働に向けた一連の手続きにおいて、立地自治体と同等に対応する仕組みを構築し、中国電力に対して指導すること。このため、中国電力との間における安全協定を立地自治体と同等なものにするよう指導するとともに、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備し、同意を求める範囲等、周辺自治体の位置づけを明らかにすること。
 - 2 原子力発電所の稼働の判断にあたっては、地震・津波・火山等の自然災害や複数プラントでの同時事故等によるシビアアクシデント対策など、まずは安全性を厳格に審査した上で、安全を第一義として慎重に判断するとともに、国が責任を持って審査結果、稼働の安全性と必要性を住民に丁寧に分かりやすく説明すること。
- 【中国電力に対する指導について】
- 3 中国電力に対し、県民の安全を第一義とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、教育訓練をはじめ原子力安全文化の醸成、周辺自治体で作成する避難計画の実効性の強化への協力など、万全な原子力安全対策を責任もって行うよう監督及び指導すること。
 - 4 島根原子力発電所に対し、汚染水対策を適切に実施させること。また、国においてもその内容を精査し、丁寧かつ十分に説明するとともに、汚染水対策については法的にも担保するように措置すること。

II 周辺地域における防災対策の強化について

【原子力防災対策の強化について】

- 5 U P Z の設定に伴い、原子力発電所周辺自治体であっても立地自治体と同様の原子力防災対策が求められることから、避難計画の実効性の深化をはじめとした原子力防災対策に必要な人件費等の経費について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。
- III 島根原子力発電所1号機の廃止措置について
- 【使用済燃料等に対する取扱い等について】
- 6 使用済燃料の搬出が確実に行われるよう、国が前面に立って使用済燃料の再処理等の体制の確立に取り組むこと。また、低レベル放射性廃棄物の処分については、発生者責任の原則を基本としつつ、国としても、処分が円滑に実現できるよう取組を加速させること。
- 【中国電力に対する指導について】
- 7 中国電力に対し、廃止措置の実施状況等について、周辺自治体及び地元住民に対して丁寧に分かりやすく説明を行うよう指導すること。

写

第201800127060号
防起第709号-1
発 境 自 第 4 7 号
平成30年8月6日

内閣府特命担当大臣（原子力防災） 中 川 雅 治 様

鳥取県知事 平 井 伸 治

米子市長 伊 木 隆 司

境港市長 中 村 勝 治

中国電力株式会社の島根原子力発電所3号機に関する新規制基準適合性審査
申請の動きを踏まえた要望について（送付）

鳥取県における原子力防災行政について、日 ごろ御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、このことについては、5月22日に中国電力株式会社から、鳥取県、米子市、境港市及び中国電力と締結している「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」に基づき、新規制基準適合性審査申請の事前報告を受け、8月6日にこれに対する意見を回答したところです。

については、今回貴府に対して、万が一原子力災害が発生した場合には大きな影響が及び得るという周辺地域のリスクを勘案し適切に対処されるよう、別紙1のとおり強く要望いたします。なお、中国電力株式会社に対応を求める事項として、別紙2のとおり意見を付しています。

※ 「別紙2」は、資料20と同内容のため、省略

別紙 1

内閣府（原子力防災）への要望

○周辺地域における防災対策の強化について

【原子力防災対策の強化について】

1 避難計画の実効性を深化させるため、県域を越える広域避難に備え、輸送手段や避難先の確保、避難に使用する道路のUPZ内の一体的整備、広域の交通規制等に係る調整の具体的な仕組みを構築すること。原子力防災資機材の迅速かつ的確な運用に必要な体制整備について財政的な支援を行うこと。避難行動要支援者の移動手段及び必要な医療従事者、介護職員等の確保について、国が関与して方針を示し、体制を整備すること。広域福祉避難所に必要な資機材について国が広域的に確保すること。

2 UPZにおける原子力防災体制を一層強化するため、原子力防災・安全対策の交付金を十分確保すること。また、UPZの設定に伴い、原子力発電所周辺自治体であっても立地自治体と同様の原子力防災対策が求められることから、避難計画の実効性の深化をはじめとした原子力防災対策に必要な人件費等の経費について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。

3 避難ルート等の検討や準備などには、気象情報の活用や放射性物質の拡散を予測する情報の活用が有用と考えられるため、国が責任を持って活用可能な拡散計算について、専門的、技術的及び財政的に支援を行うこと。

【原子力災害医療体制の整備】

4 安定ヨウ素剤について、3歳以上の未就学児、障がいや高齢等により嚥下機能が低下している者についても、ゼリー剤の服用を基本とし、ゼリー剤50ミリグラム規格の開発製造を促進すること。

写

第201800127060号
防起第 709号ー1
受 境 自 第 52号
平成 30年 8月 6日

島根県知事 溝口 善兵衛 様

鳥取県知事 平井 伸治
米子市長 伊 木 隆 司
境港市長 中 村 勝 治

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書に基づく意見について (回答)

平成30年5月31日付原第154号で依頼のあったこのことについては、下記のとおり回答します。
島根原子力発電所で事故が起きた場合には、当県の県民も大きな影響を受けるということも御賢察いただき、特段の御配慮をお願いします。
なお、中国電力株式会社には別紙のとおり回答します。

記

中国電力株式会社による島根原子力発電所3号機の新規制基準への適合性申請の可否に関しては、敢えて判断を見送ることとし、今回最終的な意見を留保する。
可否に関する最終的な意見は、今後、原子力規制委員会の詳細な審査の後、同委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、議会、県原子力安全顧問、原子力安全対策合同会議の意見を聞き、県、米子市及び境港市で協議の上、回答する。

※ 「別紙」は、資料20と同内容のため、省略

写

鳥 第201800132418号
平成 30年 8月 7日

島根県知事 溝口 善兵衛 様

鳥取県知事 平井 伸治

「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書」に基づく意見について (回答)

平成30年8月7日付原第266号で照会のあったこのことについては、貴職の対応で特段の差支えはありません。
なお、中国電力株式会社からの事前報告に対して別添写しのとおり8月6日付けで回答し、その中で、立地自治体と同等の対応及び避難計画の実効性の深化への協力については、特に強く求めました。
また、原子力規制委員会、経済産業省及び内閣府（原子力防災）に対して別添写しのとおり要望しました。
島根原子力発電所で事故が起きた場合には、当県の県民も大きな影響を受けるということも御賢察いただき、引き続き特段の御配慮をお願いします。

※ 資料 20、21、22、23参照

写

第201800221554号
防起 第1523号-1
発 境 自 第 6 2号
平成30年11月 9
日

中国電力株式会社
代表取締役社長執行役員 清水 希 茂 様

鳥取県知事 平 井 伸 治
米子市長 伊 木 隆 司
境 港 市 長 中 村 勝 治

島根原子力発電所3号機の新規制基準適合性審査の対応等に関する申入れ

5月22日に安全協定に基づいて貴社からあった島根原子力発電所3号機の新規制基準適合性審査申請に関する事前報告について、鳥取県、米子市及び境港市は8月6日に最終的な意見を留保し、8項目の条件を前提として原子力規制委員会の詳細な審査後に最終的な意見を提出することとしたところです。

このような中、9月4日に行われた原子力規制委員会の3号機に関する第1回審査会において、2号機と共通内容である地盤、津波等の解析結果が申請書に記載されていないの
で、審査ができないと指摘されました。

貴社が3号機的重要性と必要性を強調されていたにもかかわらずこのような指摘があり、さらに続いて2号機でも同様の指摘があったことから、審査のみならず安全に対する貴社の姿勢に疑念の声が上がっています。

私たちは、2号機の審査が終了してから3号機の申請をすべきで考えていたところ
で

あり、概要説明を受けている最中に唐突に事前報告があり、その上、この度の指摘があったことは、信頼関係を損なうものであり甚だ残念で遺憾に思います。

については、貴社に対してあらためて下記のことを強く求めます。

記

- 1 この度の遺憾な事態を繰り返すことなく、安全を第一義とし、最新の知見を反映して審査に
対して真摯に対峙すること。
- 2 今回の3号機及び2号機のことについて、周辺地域の住民に対して説明責任を果たすこ
と。
- 3 平成30年8月6日付第201800127060号（別添写し）で申入れしたとおり、安全協定を改定すること。なお、安全協定第6条に基づく事前報告の可否に関しては、最終的な意見を留保していることを申し添える。

資料編 資料27

島根原子力発電所に係る中国電力(株)への申し入れ

年月日	場所	対応者	内 容
平成23年 3月14日	中電本社	山下社長	福島第一原子力発電所で発生した事故等に伴う島根原子力発電所の安全対策等の申し入れ
4月8日	中電本社	山下社長	原子力発電等に関する緊急申し入れ（関西広域連合の一員として）
5月27日	中電本社	山下社長	①福島第一原子力発電所の事故原因等を踏まえた点検等の実施、②安全確保のための必要な対策の実施、③安全協定の締結、④ EPR2範囲見直しへの国への働き、⑤協議の場の設置について申し入れ
8月8日	中電本社	荻田社長	原子力発電等に関する緊急申し入れ（関西広域連合の一員として） ・原子力発電に関し、次の事項を目的とする協定を関西広域連合と締結すること ①原子力発電所周辺地域の安全確保に向けた情報提供の徹底 ②再生可能エネルギーの開発・導入に向けた取組の促進等 ・協定の締結や情報交換を行うための協議の場を早急に設けること ・原子力施設立地県に隣接する府県と安全に関する協定の締結について協議すること
12月25日 平成24年 11月1日	中電本社 中電本社	荻田社長 荻田社長	島根原子力発電所に係る島取県民の安全確保等に関する協定等締結 立地県並みの安全協定への改定について申し入れ
平成25年 3月15日	県庁	清水副社長	本県申し入れに対する文書回答（立地県と同等の対応を行う） ・島根原子力発電所に係る島取県民の安全確保等に関する協定の改定に関する申し入れについて（回答） ・島根原子力発電所に係る島取県民の安全確保等に関する協定等の運用に係る確認事項について（回答）
12月17日	中電本社	清水副社長	以下について申し入れ ・原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る安全対策について ・島根原子力発電所に係る島取県民の安全確保等に関する協定等の改定について →（清水副社長）立地自治体と同様の対応を私ども真摯に受け止めて、誠実に全ての項目に対しまして、対応させていただきたい等
12月25日 平成26年 10月20日	県庁 中電本社	荻田社長 荻田社長	荻田社長との意見交換 原子力防災対策（人件費など）の負担への協力要請
平成27年 3月19日	中部総合事務 所	清水副社長	島根1号機廃止に係る申し入れ（厳正な安全対策の徹底、協定改定、防災対策への協力等）
5月15日	県庁	芦谷支社長	島根1号機の廃炉措置に係る申し入れ（廃止措置に関する安全確保、廃止措置計画、協定改定等）
12月8日	県庁	清水副社長	島根1号機の廃止措置等を踏まえた安全協定等の改定の申し入れ（法令に沿った手続きの明確化等）
平成28年 4月28日	県庁	迫谷副社長	島根1号機の廃止措置計画及び同2号機の特定重大事故等対処施設設置等の事前報告に際し、安全を第一義に周辺地域にも立地と同じように情報を提供し、同じように安全を図ること
6月17日	県庁	迫谷副社長	・島根1号機廃止措置計画等の事前報告の可否に関する最終的な意見は留保し条件を付して回答する ・最終的な意見は、今後、原子力規制委員会の詳細な審査後、同委員会及び中国電力(株)から審査結果について説明を受け、議会、県安全顧問、原子力安全対策合同会議等と協議の上、提出する ・安全協定も、立地自治体と同内容へ改定すること
平成29年 6月27日	県庁	迫谷副社長	・島根1号機廃止措置計画について、8項目の条件を付して、廃止措置の全体計画と解体工事準備期間(第1段階)の実施に限り了解する旨回答 ・安全協定も、立地自治体と同内容へ改定すること
平成30年 8月6日	県庁	平野副社長	・島根3号機新規制基準適合性審査申請の事前報告の可否に関する最終的な意見は留保し、条件を付して回答する ・最終的な意見は、今後、原子力規制委員会の詳細な審査後、同委員会及び中国電力(株)から審査結果について説明を受け、議会、県安全顧問、原子力安全対策合同会議等と協議の上、提出する ・安全協定も、立地自治体と同内容へ改定すること
11月9日	県庁	天野支社長	島根3号機の新規制基準適合性審査の対応等に関する申し入れ

			・安全を第一義とし、最新の知見を反映して審査に対して真摯に対応すること ・周辺地域の住民に対して説明責任を果たすこと ・安全協定を改定すること
令和2年 9月15日	県庁	芦谷副社長	立地自治体と同等の安全協定への改定すること ※副社長就任挨拶時 →(芦谷副社長)協定をどうしていくか、合格の時までに考えたい
令和3年 8月11日	県庁	飯根支社長	中国電力(株)の島根県周辺3市への協定改定に係る回答の鳥取県への報 告に対する申し入れ ・立地自治体と同等の安全協定への改定すること

島根原子力発電所に係る国要望

年月日	要 望 先	内 容
平成23年 3月15日	内閣総理大臣、経済産業大臣（※東京本部を通じて文書要望）	・ 島根原子力発電所のEPZの拡大と原災法上の関係隣接県としての取り扱い（中国電力(株)に対し、地方自治体が安全対策の実施状況を確認し、必要な情報を確実に得られることなどを内容とする安全協定を締結するよう指導すること、など）
4月20日	内閣府、経済産業省、民主党本部、地元選出国会議員	・ 原子力発電所における安全対策の強化について（中国電力(株)に対し、地方自治体が安全対策の実施状況を確認し、必要な情報を確実に得られることなどを内容とする安全協定を締結すること、など）
7月26日	内閣府、経済産業省（原子力安全・保安院）、地元選出国会議員	・ 中国電力(株)に対し、地方自治体が安全対策の実施状況を確認し、必要な情報を確実に得られることなどを内容とする安全協定を締結するよう指導すること。 ・ 島根原子力発電所のEPZの拡大と原災法上の関係隣接県としての取り扱い、原子力災害合同対策協議会への参加など。
10月13日 20日	内閣府、文部科学省、経済産業省（原子力安全・保安院）、地元選出国会議員	・ 中国電力(株)に対し、地方自治体が安全対策の実施状況を確認し、必要な情報を確実に得られることなどを内容とする安全協定を締結するよう指導すること。 ・ 島根原子力発電所のEPZの拡大と原災法上の関係隣接県としての取り扱い、原子力災害合同対策協議会への参加、SPEEDI精度の向上など。
12月20日	内閣府、文部科学省、経済産業省（原子力安全・保安院）、地元選出国会議員	・ 中国電力(株)に対し、地方自治体が安全対策の実施状況を確認し、必要な情報を確実に得られることなどを内容とする安全協定を締結し、締結後も国の原子力防災対策の見直し状況などを踏まえ、必要な改定を迅速に行うよう指導すること。 ・ 島根原子力発電所のEPZの拡大と原災法上の関係隣接県としての取り扱い、原子力災害合同対策協議会への参加、SPEEDI精度の向上、防災整備材の具体的な整備方針（配備必要数等）を提示することともに、当該整備や住民等への情報公開、専門職員人件費等を国が負担すること、など。
平成24年 4月11日	内閣府（後藤 斎 副大臣）、内閣官房、文部科学省（平野 大 臣）、経済産業省（牧野 剛 大臣（原子力安全・保安院））、地元選出国会議員	・ 中国電力(株)に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域に被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況などを踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。 ・ 島根原子力発電所のEPZの拡大と原子力発電所の運転に係る政府の判断に当たっては、地域の安全を第一義として、鳥取県など周辺地域の見直しを踏まえ慎重に判断すること、原子力防災体制の整備（初期投資）を緊急に実施する必要があるため、必要な予算を確保することともに交付金の限度額を徹廃し、早期に交付すること、など。
5月25日	内閣官房、文部科学省、経済産業省（原子力安全・保安院）	・ 中国電力(株)に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域に被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況などを踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。早速にUPZの導入を前提とした事業実施が可能となるよう交付金措置すること、など。
7月13日	文部科学省（平野 大臣）、環境省、厚生労働省、地元選出国会議員	・ 中国電力(株)に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域に被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況などを踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。 ・ 原発の運転に係る政府の判断に当たっては、地域の安全を第一義として、鳥取県など周辺地域の見直しを踏まえ慎重に判断すること、原子力防災体制の整備（初期投資）を緊急に実施する必要があるため、必要な予算を確保することともに交付金の限度額を徹廃し、早期に交付すること、など。
7月31日	内閣府、環境省（細野 大臣）、経済産業省（中根 政 官）	・ 中国電力(株)に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域に被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況などを踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。 ・ 原発の運転に係る政府の判断に当たっては、地域の安全を第一義として、鳥取県など周辺地域の見直しを踏まえ慎重に判断すること、原子力防災体制の整備（初期投資）を緊急に実施する必要があるため、必要な予算を確保することともに交付金の限度額を徹廃し、早期に交付すること、など。
10月10日	原子力規制委員会（原子力規制庁）	・ 中国電力(株)に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域に被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況などを踏

10月24日	原子力規制委員会（原子力規制庁）	まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。 ・ 原子力発電所の運転にあたっては、地方自治体の地域防災計画などの防災対策が整備されていることを確認すること、交付金の執行は、原子力関係施設が特殊なものであることを考慮し、新たに指定されたUPZに対応するための機器等の整備が可及的速やかに行えるよう柔軟な対応を行うこと、など。
平成25年 1月8日	経済産業省（茂木 大臣）、原子力規制委員会（原子力規制庁（池田長官））、地元選出国会議員	・ 中国電力(株)に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域に被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況などを踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。 ・ 原子力発電所の運転に当たっては、地域の安全を第一義とし、周辺地域の意見や防災体制の整備を踏まえ、新たな原子力安全規制体制のことも踏まえ、第一原発事故の原因究明調査結果をも踏まえた国際的にも通用する規制基準に基づき、十分な説明を行い国民的理解を得たうえで政府が責任をもって判断すること。
4月9日	原子力規制委員会（原子力規制庁（池田長官））	・ 原子力防災体制の整備（初期投資）を緊急に実施する必要があるため必要な予算を確保することともに交付金の限度額を徹廃し早期に交付すること、など。
7月2日	原子力規制委員会（原子力規制庁（池田長官））	・ 中国電力(株)に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域に被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況などを踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。 ・ 原子力発電所の再稼働の判断に当たっては、地域の安全を第一義とし立地状況のみならず周辺地域の意見を聞くこと。また、安全対策の進捗よく状況等も踏まえ、国が責任を持って判断し、国民に説明すること。 ・ 原子力発電所における安全対策の確保について、周辺地域の声が反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。
10月15日	原子力規制委員会、資源エネルギー庁	・ 中国電力(株)に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域に被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況などを踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。 ・ 原子力発電所の再稼働の判断に当たっては、地域の安全を第一義とし立地状況のみならず周辺地域の意見を聞くこと。また、安全対策の進捗よく状況等も踏まえ、国が責任を持って判断し、国民に説明すること。原子力発電所における安全対策の確保について、周辺地域の声が反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。
10月24日	原子力規制委員会（原子力規制庁（池田長官））	・ 中国電力(株)に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域に被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況などを踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。 ・ 原子力発電所の再稼働の判断に当たっては、地域の安全を第一義とし立地状況のみならず周辺地域の意見を聞くこと。また、安全対策の進捗よく状況等も踏まえ、国が責任を持って判断し、国民に説明すること。原子力発電所における安全対策の確保について、周辺地域の声が反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。
11月15日	経済産業省（立岡 事務次官）、地元選出国会議員	・ 福島第一原子力発電所において、地下水が流れ込み、放射能汚染水として海等に流出していることを踏まえ、原子力発電所敷地外への放射性物質の拡散を抑制するため、汚染水対策に万全を期すること。 ・ また、他の原子力事業者に対しても、事故時の地下水への対応、放射能汚染水の回収、処理、貯蔵及び流出防止策等を確保させるとともに原子炉等規制法に基づく新規制基準、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力事業者防災業務計画など法的にも担保するよう措置すること。
12月18日	経済産業省（立岡 事務次官）	中国電力(株)の島根2号機に関する新規制基準適合性確認申請の動きを踏まえた要望について
12月19日	原子力規制委員会（原子力規制庁（池田長官））、地元選出国会議員	・ 原発の汚染水対策において、周辺地域の意見に基づいた原子力発電所の運用について、原子力発電所における防災対策の強化についてなど。
平成26年 1月14日	経済産業省（磯崎 産業政策官）、原子力規制委員会（原子力規制庁（池田長官））	国の費用負担について ・ UPZの原子力防災体制の整備（初期投資）を緊急に実施することが必要であることから、当県において放射線監視等の中心となる原子力環境センター（EMC）等の整備を進めており、平成27年度までの3カ年で確実整備できるよう、国において必要な財源を措置すること、など。
7月9日	原子力規制委員会（原子力規制庁（池田長官））	国の費用負担について ・ UPZの原子力防災体制初期投資として、原子力環境センター（EMC）等の整備を27年度までの3カ年で確実に整備できるよう、国において必要な財源を措置すること。
11月20日	資源エネルギー庁（多田 電力・ガス事業部長）、※未来総務部長、渡辺 原子力安全対策監対応	・ 再稼働の判断に当たっては、地域の安全を第一義とし、立地県のみならず周辺地域の意見を聴き、意見を踏まえて行うこと。 ・ 中国電力(株)に対し、安全協定の立地自治体と同等の内容への必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。 ・ 島根原発において、汚染水対策を適切に実施させること。汚染水対策については法的にも担保するように措置すること。 ・ 原発における安全対策の確保について、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。
		国の費用負担について ・ 原子力防災対策を実施するうえで必要となる人件費等の国交付金対象外についても、国や電力会社が相応の負担を行う仕組みを、早急に構築す

平成27年 1月9日	原子力規制委員会（原子力規制庁（池田長官））	・川内原子力発電所の地元同意のプロセスについては地方それぞれ事情があったので判断であり、このプロセスが他の地域の再稼働判断に当たっ ては、安全を第一義として地域の実情に応じた意見集約あるいは安全判 断を行うこと。 ・実地断層の活断層評価をはじめ、地震・津波について、最新の知見を反 映し、改めて確認を行うとともに、2号機に係るフィリタメントや事故 時における組織としての危機対応力などの新規制基準の適合性確認審査 を厳正に行うこと。 ・島根原発において、汚染水対策を適切に実施させること。汚染水対策に ついて法的にも担保するように措置すること。 ・原子力防災対策を実施するうえで必要となる人件費等の国交付金対象外 についても、国や電力会社が相応の負担を行う仕組みを、早急に構築す ること。
2月10日	経済産業省（関芳弘政務 官）	・再稼働の判断に当たっては、地域の安全を第一義とし、立地県のみなら ず周辺地域の意見を聴き、意見を踏まえて行うこと。 ・中国電力(株)に対し、安全協定の立地自治体と同等の内容への必要な 見直しを迅速に行うよう指導すること。 ・島根原発において、汚染水対策を適切に実施させること。また、国にお いてもその内容を精査し、丁寧かつ十分に説明するとともに、汚染水対 策については法的にも担保するように措置すること。 ・原発における安全対策の確保について、周辺地域の声が確実に反映され る法的な仕組みを検討し、整備すること。 ・国の費用負担について ・原子力防災対策を実施するうえで必要となる人件費等の国交付金対象外 についても、国や電力会社が相応の負担を行う仕組みを、早急に構築す ること、など。
6月4日	原子力規制委員会原子力 規制庁（池田長官）	・廃止措置に係る安全確保については、長期にわたる廃止措置が安全を 最優先として行われるよう、引き続き厳正に安全確保を最優先に取り 組むよう、厳正な検査等の規制及び中国電力(株)への厳格な指導を行う こと。 ・廃止措置については、その適正処理のプロセスを早期に明確にすると ともに、安全対策をはじめとし実効性を厳正に審査し、その結果をいね いねに地元で説明すること。さらに、使用済み核燃料の取扱い及び廃止措 置に伴って発生する廃棄物の処理・処分について具体的なするとともに 本県をはじめとする地元自治体に説明すること。 ・廃止措置段階の防災対策についても万全を期すること。また、地元自治体 に対して必要な技術的支援及び財政的措置を行うこと。 ・原子炉等規制法に基づく廃炉に向けての一連の手続きに際しては、本県 ・米子市及び境港市に対して安全協定に基づく報告を行うことを始め、安 全を第一義として十分に協議を行い立地自治体と同等に対応するように 中国電力(株)を指導すること。 ・再稼働の判断に当たっては、地方それぞれ事情に基づくプロセスによ り、安全を第一義として、立地と同等に本県等周辺地域の意見を聞き慎 重に判断するとともに、国や電力事業者の責任体制を明確にした上で、 国が責任を持つ再稼働の安全と必要性を住民に説明すること ・原子力発電所における安全対策の確保について、周辺地域の声が確実に 反映される法的な仕組みを整備すること。 ・中国電力(株)に対して、安全協定の立地自治体と同等な内容への迅速 な見直し及び再稼働に向けての一連の手続きに対し、立地と同等に対応 するよう指導を行うこと。 ・島根原子力発電所において、汚染水対策を適切に実施させること。また 国においてもその内容を精査するとともに、汚染水対策については法的に も担保するように措置すること。 ・U・P・Zの設定に伴い、原子力発電所周辺自治体であっても立地自治体と 同様の原子力防災対策が求められている。この経費については、本来は 国の責任において財源措置が行われるべきであるが、適切な措置が実現 しないため、県が独自に予算措置をしており、このことは地域住民にと っては不合理である。U・P・Z内ですら十分ではない周辺地域の原子力防 災対策の財源を充実させることが急務であり、その対策に必要な人件費 やU・P・Z外（30km以遠）も含めた対策経費について、国や電力会社が適 切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。 ・原子炉等規制法に基づく廃炉に向けての一連の手続きに際しては、本県 ・米子市及び境港市に対して安全協定に基づく報告を行うことを始め、安
10月15日	資源エネルギー庁（高橋 次長）	

12月17日	内閣府（白石政務官）	全を第一義として十分に協議を行い立地自治体と同等に対応するように 中国電力(株)を指導すること。 ・U・P・Zの設定に伴い、原子力発電所周辺自治体であっても立地自治体と 同様の原子力防災対策が求められている。この経費については、本来は 国の責任において財源措置が行われるべきであるが、適切な措置が実現 しないため、県が独自に予算措置をしており、このことは地域住民にと っては不合理である。 ・本県の原子力防災対策を充実させるため原子力防災対策の財源を充実させ ることが急務であり、その対策に必要な人件費等の対策経費について、 国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。 ・島根原子力発電所1号機に係る廃止措置計画等の審査に当たっては住民 の安全確保の観点から厳正な審査、運用等を行うとともに、廃止措置計 面の審査状況や審査結果について、鳥取県、米子市及び境港市並びに地 域住民へ分かりやすい説明を行うこと。 ・廃止措置中の適切な使用済燃料及び新燃料の管理や譲渡、放射性廃棄物 等の管理や処分が廃止措置の段階に応じ安全かつ適切に行われるよう、 体制も含め厳格に審査すること。 ・原子力発電所における安全確保について、周辺地域の声が反映される法 的な仕組みを検討し、整備すること。 ・中国電力(株)に対し、万が一原子力災害が発生した場合は、周辺地域 にも被害が及ぶという実情等を踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速 に行うよう指導すること。 ・原子力防災・安全対策の交付金について 必要な財源を確保すること ・必要とする事業について採択を行うこと。
平成28年 6月17日	原子力規制庁（清水長 官） 資源エネルギー庁（多田次 長）	・周辺地域の原子力防災対策に向けた財源の確保について ・放射線防護対策施設の整備について ・広域避難に係る輸送手段の確保について ・安定ヨウ素剤（ゼリー剤）の追加製品化について ・人形峠環境技術センターの防災対策について
10月19日	内閣府（山本大臣）	・島根原子力発電所1号機の廃止措置計画の認可を受け、廃止措置に係る 周辺地域の安全・安心確保等について適切な対処を強く求める。 ・廃止措置計画等の審査結果について、鳥取県、米子市及び境港市並びに 地域住民への分かりやすい説明を行うこと。 ・中国電力(株)に対し、廃止措置計画等の審査結果（審査により追加・変 更した内容を含む。）について、地域住民、鳥取県、米子市及び境港市 に対して分かりやすく丁寧な説明を行うよう指導すること。 ・中国電力(株)に対し、廃止措置の各段階に係る一連の手続きに際し、そ の都度鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことはじめ、立地自治体 と同等に対応するよう指導すること。 ・使用済燃料及び新燃料の輸送や譲渡しが確実に行われるよう、使用済燃 料の再処理等、国が国民の理解を得ながら前面に立つて体制の確立に取 り組むこと。 ・原子力発電施設の廃止措置に伴い 発生する放射性廃棄物の処分について は、発生者責任の原則を基本としつつ、国としても、処分が円滑に実現 できるように体制の確立に向け、取組を加速させること。
平成29年 4月24日	原子力規制庁（安井長 官）	（島根1号機廃止措置に伴う要望） 1 原子力防災対策については、万が一の原子力災害に備えて、一般住民 及び要配慮者が迅速かつ安全に避難できるよう輸送手段や避難先の確 保、要請の具体的な仕組みなどについて、引き続き国が前面に立つて調 整・要請すること。 2 原子力発電施設については、廃止措置段階においても島根原子力発電 所に対する原子力防災対策の行政負担が引き続き生じることから、原子 力防災対策に必要な人件費等の費用について、国や電力会社が適切な負 担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。 3 原子力防災・安全対策の交付金について必要な財源を確保するとともに 必要とする事業について採択を行うこと。
6月28日	内閣府（山本内閣府特命 担当大臣（原子力防災））	（高橋1号機廃止措置に伴う要望） 1 廃止措置の実施については、住民の安全と環境の保全を図るため厳正 な保安検査等によって監視するとともに、実施内容が廃止措置計画に反 する場合には、災害を防止するために必要な措置を命ずること。特に、 汚染状況の調査・除去及び施設解体撤去については、リスク管理を含 め厳しく監視すること。また、廃止措置計画の変更認可申請の審査に当た っては、住民の安全確保の観点から厳正な審査、運用等を行うこと。 2 島根原子力発電所1号機に係る廃止措置期間中の保安検査等の結果に ついて、鳥取県、米子市及び境港市並びに地域住民への分かりやすい説

		明を行うこと。 3 今後の計画変更においても、廃止措置中の適切な使用済燃料及び新燃料の管理や譲渡し、廃止措置に伴い発生する系統除染に使用した薬液や解体等の作業に伴う放射性粉じん等について周辺環境への影響防止及び地震等への対応の観点も含め、放射性廃棄物の管理や処分が廃止措置の段階に応じ安全かつ適切に行われるよう、体制も含め厳格に審査すること。 4 中国電力(株)に対し、県民の安全を第一義とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、教育訓練をはじめ原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任もって行うよう引き続き指導すること。 5 廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物の処分に関する規制基準等のうち未整備のものについては、安全を第一として適切に整備すること。この際、国民の十分な理解を得るよう丁寧に説明すること。 6 原子力防災対策については、万が一の原子力災害に備えて、一般住民及び要配慮者が迅速かつ安全に避難できるよう輸送手段や避難先の確保、要請の具体的な仕組みなどについて、国が前面に立つて調整・支援すること。 7 原子力発電所における安全確保について、周辺地域の声が反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。 8 原子力防災・安全対策の交付金について必要な財源を確保するとともに必要とする事業について採択を行うこと。
6月29日	資源エネルギー庁（多田 次長）	【島根1号機廃止措置に伴う要望】 1 使用済燃料及び新燃料の搬出や譲渡しが確実に行われるよう、使用済燃料の再処理等、国が国民の理解を得ながら前面に立つて体制の確立に取り組むこと。 2 原子力発電施設の廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物の処分については、発生者責任の原則を基本としつつ、国としても、処分が円滑に実現できるよう体制の確立に向け、取組を加速させること。 3 中国電力(株)に対し、県民の安全を第一義とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、教育訓練を始め原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任もって行うよう指導すること。 4 中国電力(株)に対し、廃止措置の実施状況等について、地域住民、鳥取県、米子市及び境港市に対して分かりやすく丁寧な説明を行うよう指導すること。 5 中国電力(株)に対し、廃止措置の各段階に係る一連の手続きに際し、その都度鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことはじめ、立地自治体と同等に対応するよう指導すること。 6 原子力発電所における安全対策の確保について、周辺地域の声が反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。 7 中国電力(株)に対し、万が一の原子力災害が発生した場合は、周辺地域にも被害が及ぶという事情などを踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。 8 原子力発電施設については、廃止措置段階においても島根原子力発電所に対する原子力防災対策の行政負担が引き続き生じることから、原子力防災対策に必要な人件費等の費用について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。
7月20日	原子力規制委員会原子力規制庁（安井長官）	・共通断層の厳正な審査について 今回の延長はこれまでの共通断層の調査と評価についての信頼を揺るがすとともに、住民に不安を抱かせる。基準地震動規定に当たっての共通断層の評価について、科学的に一点の疑義もないように厳正に審査等を行うこと。審査結果について鳥取県等へわかりやすい説明を行うこと、など。 ・原子力発電所における安全確保について、原子力発電所における安全確保について、周辺地域の声が反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。 ・原子力発電所における安全確保について、周辺地域の声が反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。 ・中国電力(株)に対し、万が一の原子力災害が発生した場合は、周辺地域にも影響が及ぶという事情などを踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。 ・本県の原子力防災対策を充実させるため、原子力防災対策の財源を充実させることが急務であり、その対策に必要な人件費等の対策経費について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。

12月18日	経済産業省（平木政務官）	と。 ・本県が原子力防災対策の責務を果たすためには、原子力防災対策の確実な財源措置が必須であり、人件費等の対策経費について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。
平成30年 8月6日	原子力規制庁	(島根3号機に関する新規規制基準適合性審査申請の動きを踏まえた要望) 【周辺地域の意見に基づいた原子力発電所の運用について】 1 福島原発事故において周辺地域が甚大な被害を蒙った事実を踏まえ、稼働に向けた一連の手続きにおいて、立地自治体と同等に対応する仕組みを構築し、中国電力(株)に対して指導すること。このため中国電力(株)との間における安全協定を立地自治体と同等なものにするよう指導するとともに、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備し、同意を求める範囲等、周辺自治体の位置づけを明らかにすること。 2 原子力発電所の稼働の判断にあたっては、地震・津波・火山等の自然災害や複数プラントでの同時事故等によるシビアアクシデント対策など、まずは安全性を厳格に審査した上で、安全を第一義として慎重に判断するとともに、国が責任を持って審査結果、稼働の安全性と必要性を住民に丁寧にわかりやすく説明すること。 【中国電力(株)に対する指導について】 3 中国電力(株)に対し、県民の安全を第一義とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、教育訓練をはじめ原子力安全文化の醸成、周辺自治体が作成する避難計画の実効性の深化への協力など、万全な原子力安全対策を責任を持って行うよう審査及び指導すること。 【汚染水対策について】 4 島根原子力発電所に対し、汚染水対策を適切に実施することまた、国においてもその内容を精査し、丁寧かつ十分に説明するとともに、汚染水対策については法的にも担保するように措置すること。 【原子力行政における情報の透明化等について】 5 福島原発事故に関する徹底した情報公開、原子力発電所の状況や放射性物質の影響等に関する緊密な情報提供など、国の原子力行政の基本として情報の透明化を徹底し、地方自治体との連携を深めること。 II 周辺地域における防災対策の強化について 【原子力防災対策の強化について】 6 U P Z の設定に伴い、原子力発電所周辺自治体であっても立地自治体と同様の原子力防災対策が求められることから、避難計画の実効性の深化をはじめとした原子力防災対策に必要な人件費等の経費について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。 7 U P Z における原子力防災体制を一層強化するため、原子力防災・安全対策の交付金を十分確保すること。本年度も本県の原子力環境センター（県モニタリング本部）の機器整備等の機能強化を図られるよう、国において必要な財源を措置すること。 8 避難ルート等の検討や準備などには、気象情報の活用や放射性物質の拡散を予測する情報の活用が有用と考えられるため、国が責任を持って活用可能な拡散計算について、専門的、技術的及び財政的に支援を行うこと。 【原子力災害医療体制の整備】 9 安定ヨウ素剤について、3歳以上の未就学児、障がいや高齢等により嚥下機能が低下している者についても、ゼリー剤の服用を基本とし、ゼリー剤50ミリグラム規格の開発製造を促進すること。 10 避難行動要支援者の避難に際し、移動手段及び必要な医療従事者、介護職員等の確保について、国が関与して方針を示し、体制を整備すること。また、広域福祉避難所に必要な資機材について国が広域的に確保すること。 III 島根原子力発電所低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる流量計問題について 11 平成30年5月16日の原子力規制委員会において、全ての改善措置の完了が確認され、保安規定違反に基づく監視を終了することが報告されたが、その結果を関係自治体に対してわかりやすく説明するとともに、再発防止に向けて中国電力(株)に対して徹底した監督指導を行うこと。 IV 島根原子力発電所1号機の廃止措置について 【廃止措置計画の履行確認と計画変更について】 12 廃止措置の実施については、厳正な保安検査等によって監視するとと

		もに、その結果を周辺自治体及び地元住民に対して丁寧に行うこと。また、作業内容が廃止措置計画に反する場合には、災害防止するために必要な措置を命ずること。
8月6日	資源エネルギー庁 (小澤 政策統括調整官)	13 今後の計画変更においては、廃止措置中の使用済燃料の管理、廃止措置に伴い発生する系統除染の渠液や解体等の作業に伴う放射性粉じん等の漏れい防止対策、地震等の自然災害への対応、並びに放射性廃棄物等の管理や処分について、廃止措置の段階に応じ安全かつ適切に行われるよう、体制も含め厳格に審査すること。
		【島根3号機に関する新規制基準適合性審査申請を踏まえた要望】 I 周辺地域を含めた安全対策について 【周辺地域を含めた安全対策について】 1 福島原発事故において周辺地域が甚大な被害を蒙った事実を踏まえ、稼働に向けた一連の手続きにおいて、立地自治体と同等に対応する仕組みを構築し、中国電力(株)に対して指導すること。このため、中国電力(株)との間における安全協定を立地自治体と同等なものにするよう指導するとともに、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備し、同意を求める範囲等、周辺自治体の位置づけを明らかにすること。
		2 原子力発電所の稼働の判断にあたっては、地震・津波・火山等の自然災害や複数プラントでの同時事故等によるシビアアクシデント対策など、まずは安全性を厳格に審査した上で、安全を第一義として慎重に判断すること。また、国が責任を持って審査結果及び稼働の判断根拠について住民に丁寧に行うこと。
		【中国電力(株)に対する指導について】 3 中国電力(株)に対し、県民の安全を第一義とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、教育訓練をはじめ原子力安全文化の醸成、周辺自治体が作成する避難計画の実効性の深化への協力など、万全な原子力安全対策を責任を持って行うよう監督及び指導すること。
		【汚染水対策について】 4 島根原子力発電所に対し、汚染水対策を適切に実施させること。また、国においてもその内容を精査し、丁寧かつ十分に説明するとともに、汚染水対策については法的にも担保するように措置すること。
		II 周辺地域における防災対策の強化について 【原子力防災対策の強化について】 5 U P Z の設定に伴い、原子力発電所周辺自治体であっても立地自治体と同様の原子力防災対策が求められることから、避難計画の実効性の深化をはじめとした原子力防災対策に必要な人件費等の経費について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。
		III 島根原子力発電所1号機の廃止措置について 【使用済燃料等に対する取扱い等について】 6 使用済燃料の搬出が確実に行われるよう、国が前面に立って使用済燃料の再処理等の体制の確立に取り組むこと。また、低レベル放射性廃棄物の処分については、発生者責任の原則を基本としつつ、国としても処分の円滑に実現できるような取組を加速させること。
		【中国電力(株)に対する指導について】 7 中国電力(株)に対し、廃止措置の実施状況等について、周辺自治体及び地元住民に丁寧に行うことや説明を行うよう指導すること。
8月6日	内閣府(中川内閣府担当大臣(原子力防災))	【島根3号機に関する新規制基準適合性審査申請の動きを踏まえた要望】 1 避難計画の実効性を深化させるため、県域を越える広域避難に備え、輸送手段や避難先の確保、避難に使用する道路のU P Z 内の一体的整備、広域の交通規制等に係る調整の具体的な仕組みを構築すること。原子力防災資機材の迅速かつ的確な運用に必要な体制整備について財政的な支援を行うこと。避難行動要支援者の移動手段及び必要な医療従事者、介護職員等の確保について、国が関与して方針を示し、体制を整備すること。広域福祉避難所で必要な資機材について国が広域的に確保すること。
		2 U P Z における原子力防災体制を一層強化するため、原子力防災安全対策の交付金を十分確保すること。また、U P Z の設定に伴い原子力発電所周辺自治体であっても立地自治体と同様の原子力防災対策が求められることから、避難計画の実効性の深化をはじめとした原子力防災対策に必要な人件費等の経費について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。
		3 避難ルート等の検討や準備などには、気象情報の活用や放射性物質の拡散予測する情報の活用が有用と考えられるため、国が責任を持って

令和元年 8月9日	経済産業省 (安藤事務次官)	活用可能な拡散計算について、専門的、技術的及び財政的に支援を行うこと。 【原子力災害医療体制の整備】 4 安定ヨウ素剤について、3歳以上の未就学児、障がいや高齢等により嚥下機能が低下している者についても、ゼリー剤の服用を基本とし、ゼリー剤50ミリグラム規格の開発製造を促進すること。
		【周辺地域を含めた安全対策について】 ・福島原発事故において周辺地域が甚大な被害を蒙った事実を踏まえ、稼働に向けた一連の手続きにおいて、立地自治体と同等に対応する仕組みを構築し、中国電力(株)に対して指導すること。このため、中国電力(株)との間における安全協定を立地自治体と同等なものにするよう指導するとともに、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備し、同意を求める範囲等、周辺自治体の位置づけを明らかにすること。
		・原子力発電所の稼働の判断にあたっては、地震・津波・火山等の自然災害や複数プラントでの同時事故等によるシビアアクシデント対策、まずは安全性を厳格に審査した上で、安全を第一義として慎重に判断するとともに、国が責任を持って審査結果及び稼働の判断根拠について住民に丁寧に行うこと。
		【中国電力(株)に対する指導について】 ・中国電力(株)に対し、県民の安全を第一義とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、教育訓練をはじめ原子力安全文化の醸成、周辺自治体が作成する避難計画の実効性の深化への協力など、万全な原子力安全対策を責任を持って行うよう監督及び指導すること。
		【汚染水対策について】 ・島根原子力発電所に対し、汚染水対策を適切に実施させること。また、国においてもその内容を精査し、丁寧かつ十分に説明するとともに、汚染水対策については法的にも担保するように措置すること。
		【原子力防災対策の強化について】 ・U P Z の設定に伴い、原子力発電所周辺自治体であっても立地自治体と同様の原子力防災対策が求められることから、避難計画の実効性の深化をはじめとした原子力防災対策に必要な人件費等の経費について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。
		【汚染水対策について】 ・島根原子力発電所に対し、汚染水対策を適切に実施させること。また、国においてもその内容を精査し、丁寧かつ十分に説明するとともに、汚染水対策については法的にも担保するように措置すること。
		【原子力防災対策の強化について】 ・U P Z の設定に伴い、原子力発電所周辺自治体であっても立地自治体と同様の原子力防災対策が求められることから、避難計画の実効性の深化をはじめとした原子力防災対策に必要な人件費等の経費について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。
令和元年 8月9日	原子力規制庁 (荻野長官)	【周辺地域を含めた安全対策について】 ・福島原発事故において周辺地域が甚大な被害を蒙った事実を踏まえ、稼働に向けた一連の手続きにおいて、立地自治体と同等に対応する仕組みを構築し、中国電力(株)に対して指導すること。このため、中国電力(株)との間における安全協定を立地自治体と同等なものにするよう指導するとともに、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備し、同意を求める範囲等、周辺自治体の位置づけを明らかにすること。
		・原子力発電所の稼働の判断にあたっては、地震・津波・火山等の自然災害や複数プラントでの同時事故等によるシビアアクシデント対策など、まずは安全性を厳格に審査した上で、安全を第一義として慎重に判断するとともに、国が責任を持って審査結果及び稼働の判断根拠について住民に丁寧に行うことや詳しく説明すること。
		【中国電力(株)に対する指導について】 ・中国電力(株)に対し、県民の安全を第一義とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、教育訓練をはじめ原子力安全文化の醸成、周辺自治体が作成する避難計画の実効性の深化への協力など、万全な原子力安全対策を責任を持って行うよう監督及び指導すること。
		【汚染水対策について】 ・島根原子力発電所に対し、汚染水対策を適切に実施させること。また、国においてもその内容を精査し、丁寧かつ十分に説明するとともに、汚染水対策については法的にも担保するように措置すること。
		【原子力行政における情報の透明化等について】 ・福島第一原発事故に関する緊密な情報公開、原子力行政の状況や放射性物質の影響等に関する徹底した情報提供など、国の原子力行政の基本として情報の透明化を徹底し、地方自治体との連携を深めること。

		【原子力防災対策の強化について】 ・ＵＰＺにおける原子力防災体制を一層強化するため、原子力防災・安全対策の交付金を十分確保すること。本年度も避難迅速化に向けた先進システムの整備やモニタリング体制の強化が図られるよう、国において必要な財源を措置すること。 ・ＵＰＺの設定に伴い、原子力発電所周辺自治体であっても立地自治体と同様の原子力防災対策が求められることから、避難計画の実効性の深化をはじめとした原子力防災対策に必要な人件費等の経費について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。 ・避難行動要支援者の移動手段及び必要な医療従事者、介護職員等の確保について、国が関与して方針を示し、体制を整備すること。広域福祉避難所で必要な資機材について国が広域的に確保すること。 ・避難ルート等の検討や準備などには、気象情報の活用や放射性物質の拡散を予測する情報の活用が有用と考えられるため、国が責任を持って活用可能な拡散計算について、専門的、技術的及び財政的な支援を行うこと。 【原子力災害医療体制の整備】 ・安定ヨウ素剤について、３歳以上の未就学児、障がいや高齢等により嚥下機能が低下している者についても、ゼリー剤の服用を基本とし、ゼリー剤50m g規格の開発製造を促進すること。 【原子力防災対策の強化について】 ・万が一の原子力災害が発生した場合には、周辺地域にも甚大な被害が及ぶことから、再稼働に当たっては、立地のみならず周辺地域の意見も踏まえ、安全を第一義として慎重に判断すること。また、国において取りまとめる「緊急時対応」について、立地のみならず周辺地域の個別の状況に基づきそれぞれ地域課題に対処すること。 ・ＵＰＺの設定に伴い、原子力発電所周辺自治体であっても立地自治体と同様の原子力防災対策が求められることから、避難計画の実効性の深化をはじめとした原子力防災対策に必要な人件費等の経費について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。 ・ＵＰＺにおける原子力防災体制を一層強化するため、原子力防災・安全対策の交付金を十分確保すること。避難速域時検査に使用する資機材、遠隔操作による信号機の集中制御システムなどによる避難迅速化に向けた体制整備及び緊急時モニタリング体制強化を含めて国において必要な財源を措置すること。 ・避難計画の実効性を深化させるため、国の責任において輸送手段や避難先の確保、避難道路の整備、広域の交通規制、ゼリー剤安定ヨウ素剤の服用対象の拡大などを行うこと。
令和2年 7月21日 (官)	原子力規制庁（荻野長	【周辺地域を含めた安全対策について】 ・中国電力(株)との間における安全協定を立地自治体と同等なものにするよう指導するとともに、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備し、同意を求める範囲等、周辺自治体の位置づけを明らかにすること。 ・原子力発電所の稼働の判断にあたっては、地震・津波・火山等の自然災害や複数プラントでの同時事故等によるシビアアクシデント対策など、まずは安全性を厳格に審査した上で、安全を第一義として慎重に判断すること。 【中国電力(株)に対する指導について】 ・中国電力(株)に対し、県民の安全を第一義とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、教育訓練をはじめ原子力安全文化の醸成、周辺自治体が作成する避難計画の実効性の深化への協力など、万全な原子力安全対策を責任を持って行うよう監督及び指導すること。 【汚染水対策について】 ・島根原子力発電所に対し、汚染水対策を適切に実施させること。また、国においてもその内容を精査し、丁寧かつ十分に説明するとともに、汚染水対策については法的にも担保するように措置すること。 【原子力防災対策の強化について】 ・ＵＰＺにおける原子力防災体制を一層強化するため、交付金を十分確保し、必要な財源を措置すること。 ・ＵＰＺの設定に伴い、原子力発電所周辺自治体であっても立地自治体と同様の原子力防災対策が求められることから、避難計画の実効性の深化をはじめとした原子力防災対策に必要な人件費等の経費について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。 ・併せて、ＵＰＺ外においても、迅速かつ的確な屋内退避、避難等を行えるようにするため、更なる緊急時モニタリングの充実や県への技術的・財政的支援を行うこと。

令和4年 3月30日	内閣府 務次官 (原子力防災担当)	【原子力防災対策の強化等について】 ・鳥取県、米子市及び境港市における島根原子力発電所の安全対策、原子力災害時の避難対策等について、政府内で調整を図り、関係省庁において適切な財源措置を講ずること。その際、ＵＰＺにおける原子力防災体制を一層強化するため、原子力防災支援基地の早期整備をはじめ、原子力防災対策に必要な財源を確保し措置すること。 ・原子力防災体制の確立に当たり、避難計画の実効性を更に深化させるため、島根地域原子力防災協議会などを通じて、引き続き国が責任をもって取り組むこと。 ・今後再稼働を進めるに際しては、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備し、同意を求める範囲等、周辺自治体の位置づけを明確にすること。また、立地自治体のみならず周辺自治体も同等の原子力防災対策を行わなければならない制度と実情にある以上、周辺自治体のこうした現実に対して見合うよう相応の財政的配慮を制度化し実行すること。 ・原子力発電所に対する武力攻撃について、これへの対処、十分な安全対策、原子力防災対策に係る関係法令等の内容の検証を行うこと。また、その内容については、県民に分かりやすく説明するとともに、外交等を通じて毅然として対処しその抑止を図り、併せて原子力発電所への武力攻撃に対して防御するため、自衛隊による対処も含め万全を期すること。また、原子力発電所への武力攻撃などが懸念されるような事態となった場合には、原子力事業者に対し運転停止を迅速に命じることとし、特に緊急を要する場合は、原子力事業者が直ちに運転を停止できるよう事業者の指導を行うこと。さらに、原子力発電所に対する武力攻撃時の住民避難等について、国民保護法に基づく国民保護措置をはじめとした対策を万全に実施できるよう、政府で責任をもって体制構築と現場支援を行うこと。
4月6日	原子力規制庁（荻野長 (官)	・島根原子力発電所2号炉の安全確保については、今後行われる工事計画認可等所要の法令上の手続きについて、関係事業者等の安全管理体制も含め、厳格な審査を行うこと。併せて、原子力発電所の安全性に關して新たな知見を得たときは、規制基準を速やかに見直すとともに、その内容について県民に分かりやすく説明し、厳格な審査を行うこと。 ・中国電力(株)が行う島根原子力発電所2号炉の再稼働については、政府を挙げて安全が必ず確保されるよう厳しく指導監督を行い、再稼働に係る安全の確保については政府が責任をもって対処すること。さらに、万が一事故が発生した場合には、全責任をもって賠償すること。 ・中国電力(株)が行う島根原子力発電所の汚染水対策を、適切に実施させること。 ・原子力発電所に対する武力攻撃について、これへの対処、十分な安全対策、原子力防災対策に係る関係法令等の内容の検証を行うこと。また、その内容については、県民に分かりやすく説明するとともに、外交等を通じて毅然として対処しその抑止を図り、併せて原子力発電所への武力攻撃に対して防御するため、自衛隊による対処も含め万全を期すること。また、原子力発電所への武力攻撃などが懸念されるような事態となった場合には、原子力事業者に対し運転停止を迅速に命じることとし、特に緊急を要する場合は、原子力事業者が直ちに運転を停止できるよう事業者の指導を行うこと。さらに、原子力発電所に対する武力攻撃時の住民避難等について、国民保護法に基づく国民保護措置をはじめとした対策を万全に実施できるよう、政府で責任をもって体制構築と現場支援を行うこと。
4月6日	防衛省（鬼木副大臣)	【原子力発電所に対する武力攻撃への対処等について】 ・原子力発電所に対する武力攻撃について、これへの対処、十分な安全対策、原子力防災対策に係る関係法令等の内容の検証を行うこと。また、その内容については、県民に分かりやすく説明するとともに、外交等を通じて毅然として対処しその抑止を図り、併せて原子力発電所への武力攻撃に対して防御するため、自衛隊による対処も含め万全を期すること。また、原子力発電所への武力攻撃などが懸念されるような事態となった場合には、原子力事業者に対し運転停止を迅速に命じることとし、特に緊急を要する場合は、原子力事業者が直ちに運転を停止できるよう事業者の指導を行うこと。さらに、原子力発電所に対する武力攻撃時の住民避難等について、国民保護法に基づく国民保護措置をはじめとした対策を万全に実施できるよう、政府で責任をもって体制構築と現場支援を行うこと。
4月6日	外務省（小田原副大臣)	【原子力発電所に対する武力攻撃への対処等について】 ※申し入れ内容は4月6日防衛省要望と同じ

7月13日	国土交通省（斉藤大臣） 地元選出国會議員	【米子・境港間の高規格幹線道路の早期事業化について】 島根原子力発電所の事故時の避難では、島根県からの避難者も弓ヶ浜半島を通過する計画となっている。円滑な避難を行うためには、米子境港間の高規格道路が必要であり早期整備を行うこと。
11月15日	国土交通省（古川政務官）	【米子・境港間の高規格幹線道路の早期事業化について】
令和5年 10月17日	経済産業省（石井政務官）	【島根原子力発電所1号機の廃止措置計画変更について】 中国電力(株)に対し、廃止措置の実施に当たっては、住民の安全確保及び環境の保全を図ることを最優先に、関係法令及び安全協定等を遵守し、安全性を確保しつつ円滑かつ着実に実施するとともに、速やかに安全かつ確実に廃炉作業を終えるよう指導すること。また、地震等の自然災害への対応を含め、廃止措置の段階に応じた安全対策を講ずること、特に、放射線管理区域内の設備の解体撤去作業については、汚染の程度に応じた適切な作業を行い、周辺環境はもとより、作業員（放射線業務従事者）の被ばく低減策を講じるよう指導すること。 ・中国電力(株)に対し、廃止措置の第2段階以降の変更之際には、安全を第一義として、その都度鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことをはじめ、立地自治体と同等に対応するよう指導すること。 ・中国電力(株)に対し、廃止措置の実施状況等について、地域住民、鳥取県、米子市及び境港市に対して透明性をもって分かりやすく丁寧な説明を行うよう指導すること。 ・中国電力(株)に対し、県民の安全を第一義とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、教育訓練をはじめ原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、責任をもって万全な原子力安全対策を行うよう引き続き指導すること。 ・使用済燃料の搬出や譲渡しが確実に行われるよう、国も使用済燃料対策に主体的に取り組むこと。また、高レベル放射性廃棄物の最終処分や核燃料サイクルの体制確立等について、国の責任のもと早期に解決を図ること。 ・中国電力(株)に対し、原子力発電施設の廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物の処分については、発生者の責任において安全かつ適切に処分が行われるよう指導すること。また、クリアランス制度によって国の確認を得たものを含め、本県へ持ち込まないよう指導すること。 ・中国電力(株)に対し、廃止措置の実施に当たって、本県地元企業の活用を検討するよう指導すること。 ・原子力発電施設については、廃止措置段階においても島根原子力発電所に対する原子力防災対策の行政負担が引き続き生じることから、原子力防災対策に必要な人件費等の費用について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。
10月17日	原子力規制委員会（片山長官）	【島根原子力発電所1号機の廃止措置計画変更について】 ・廃止措置の実施に当たっては、住民の安全確保及び環境の保全の観点から、廃止措置計画の変更認可申請の審査を厳正に行うとともに、廃止期間中においても原子力規制検査等による厳格な検査を行うこと。また、実施内容が廃止措置計画に反する場合には、災害を防止するために必要な措置を命じ、特に汚染状況の調査や汚染の除去及び施設の解体撤去については放射線被ばくのリスク管理を含めて厳しく監視すること。 ・廃止措置計画の変更認可申請の審査状況や審査結果及び廃止措置期間中の原子力規制検査等の結果について、鳥取県、米子市及び境港市並びに地域住民への分かりやすい説明を行うこと。 ・中国電力(株)に対し、県民の安全を第一義とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、教育訓練をはじめ原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、責任をもって万全な原子力安全対策を行うよう引き続き指導すること。 ・使用済燃料の搬出や譲渡しが行われるまでの間、原子力規制検査等により、使用済燃料の貯蔵管理が適正に行われるよう、厳しく監視すること。 ・原子力発電施設の廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物等の管理及び処分については、廃止措置の段階に応じ安全かつ適切に行われるよう、体制も含め厳格に監視すること。 ・廃止措置に伴い発生する系統除染に使用した薬液や解体等の作業に伴う放射性粉じん等について、周辺環境への影響の観点から、放射性物質の漏えい防止対策が適切に行われるよう、厳格に監視すること。 ・原子力発電施設については、廃止措置段階においても島根原子力発電所

10月17日	内閣府（滝沢副大臣）	に対する原子力防災対策の行政負担が引き続き生じることから、原子力防災対策に必要な人件費等の費用について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。 【島根原子力発電所1号機の廃止措置計画変更について】 ・原子力発電施設については、廃止措置段階においても島根原子力発電所に対する原子力防災対策の行政負担が引き続き生じることから、原子力防災対策に必要な人件費等の費用について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。
--------	------------	---

鳥取県原子力安全顧問設置要綱

(顧問の設置)

第1条 本県が実施する平常時及び緊急時における環境放射線等のモニタリング(以下「環境放射線等モニタリング」という。)、原子力災害その他の緊急時における防災対策、本県に影響を及ぼす原子力施設の安全対策等について、技術的観点から幅広く指導、助言等を得ることを目的として、鳥取県原子力安全顧問(以下「顧問」という。)を設置する。

(顧問の職務)

第2条 顧問は、県の要請に応じて、次の事項について必要な指導、助言等を行う。

- (1) 環境放射線等モニタリングの実施に係る技術的事項及び環境放射線等モニタリング結果の評価に関すること。
- (2) 原子力災害の防災対策に関すること。
- (3) 原子力施設の安全対策に関すること。
- (4) 前三号に掲げる事項を所管する上で必要な事項に関すること。

2 知事は、顧問に対し、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定第11条の規定に基づく現地確認への同行を必要に応じ要請することができる。

(顧問の委嘱等)

第3条 顧問は、学識経験者の中から、知事が委嘱する。

2 顧問の任期は2年以内とし、再任を妨げない。この場合において、追加して委嘱する顧問の任期は、既に委嘱されている他の顧問のうち任期の終期が最も遅い者の当該終期までの期間とする。

(顧問の欠格事項)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、顧問に委嘱しない。顧問が次の各号のいずれかに該当したときは、当該顧問を解任する。

- (1) 原子力事業者等(営利を目的として、原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理若しくは廃棄の事業を行う者、原子炉を設置する者、外国原子力船を本邦の水域に立ち入らせる者、核原料物質若しくは核燃料物質の使用を行う者又は原子炉の建設工事を請け負う者)をいう。以下同じ。又は法人である原子力事業者等の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。)若しくは使用人その他の従業者
- (2) 原子力事業者等で組織する団体の役員又は使用人その他の従業者
- (3) 顧問の委嘱の日(以下「委嘱日」という。)の前直近3年間に前2号のいずれかに該当していた者
- (4) 同一の原子力事業者等から、個人として、委嘱日の前直近1年間、委嘱日の1年前の日の前直近1年間又は委嘱日の2年前の日の前直近1年間のうちいずれかの期間において、50万円以上の報酬等を受領していた者
- (5) 同一の原子力事業者等から、個人として、委嘱日以後1年間又は委嘱日1年後の日以後1年間に50万円以上の報酬等を受領している者
- (6) 次条第1項及び第2項に規定する申告をしない者

(顧問の委嘱手続等)

第5条 知事は、顧問の委嘱をしようとするときは、あらかじめ、委嘱しようとする者に、次に掲げる事項を記載した申告書(様式第1号)の提出を求める。

- (1) この項の規定により申告する日(以下「申告日」という。))において、前条第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないと見做す事項
- (2) 当該学識経験者等個人の研究又はその所属する研究室その他の研究機関に対する原子力事業者等からの寄附について、申告日の前直近3年間(再任の場合は、申告日の属する年度の4月1日から申告日までの間)における寄附の対象となった研究の名称、寄附者及びその寄附金額
- (3) 申告日の前直近3年間(再任の場合は、申告日の属する年度の4月1日から申告日までの間)に、その所属する研究室等を卒業した学生が就職した原子力事業者等の名称及び就職者数
- 2 知事は、顧問に対して、次に掲げる事項を記載した申告書(様式第2号)を毎年4月30日までに提出するよう求める。
- (1) 申告を行う前年度における顧問個人の研究又はその所属する研究室その他の研究機関に対する原子力事業者等からの寄附について、その対象となった研究の名称、寄附者及びその寄附金額
- (2) 申告を行う前年度において、顧問の所属する研究室等を卒業した学生が就職した原子力事業者等の名称及び就職者数
- 3 顧問は、前条の欠格事由に該当すると見做すときは、速やかに、顧問を辞職することを知事に申し出るものとする。
- 4 知事は、顧問に委嘱している者から第1項第2号及び第3号並びに第2項の規定により申告された事項を公表する。

(鳥取県原子力安全顧問会議)

第6条 県は、必要があると認めるときには、指導、助言等を求める案件に応じて顧問のうちから適当と認める者に出席を求め、鳥取県原子力安全顧問会議を開くことができる。この場合において、県は出席する顧問の中から座長を選任することができる。

(事務処理)

第7条 この要綱に関する事務は、危機管理局原子力安全対策課が行う。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月17日から施行する。

資料編 資料30

鳥取県原子力安全顧問会議の開催状況

開催日等		内 容
平成26年度 第1回	平成26年11月25日	・原子力防災訓練のふりかえりについて ・原子力防災図上訓練計画について ・島根原子力発電所2号機の適合性審査の状況等について ・広域住民避難計画の住民説明会の開催結果について
平成26年度 第2回	平成27年1月26日	・原子力防災図上訓練について ・鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）、広域住民避難計画の修正について
平成27年度 第1回	6月1日	・緊急時モニタリング計画〔人形峠環境技術センター編〕（案）について ・平成27年度平常時モニタリング計画について ・島根原子力発電所2号機の適合性審査の状況等について ・平成26年度原子力施設周辺環境放射線等測定結果について ・鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）、広域住民避難計画の修正について ・平成27年度の原子力防災に係る主要事業について ・島根原子力発電所2号機の適合審査の状況等について ・島根原子力発電所の地下水対策について
平成28年度 第1回	平成28年5月16日	・島根原子力発電所1号機の廃止措置計画について ・島根原子力発電所2号機の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）の設置について ・島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査の状況について ・島根原子力発電所低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる流量計問題について ・平成27年度環境放射線モニタリング結果の評価等について ・平成28年度原子力防災に係る県の取組について
平成28年度 第2回	12月19日	・島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査の状況について ・島根原子力発電所2号機特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）の審査状況について ・島根原子力発電所1号機の廃止措置計画審査状況について ・島根原子力発電所の安全対策の実施状況について ・島根原子力発電所低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる流量計問題に係る再発防止対策の進捗状況について ・島根原子力発電所2号機中央制御室空調換気系ダクトの腐食について ・平成28年度鳥取県原子力防災訓練（島根原子力発電所対応）の実施結果について ・鳥取県中部地震に係る人形峠環境技術センターでの警戒事態の発生について
平成29年度 第1回	平成29年5月26日	・島根原子力発電所1号機の廃止措置計画認可に係る審査結果について ・島根原子力発電所1号機の廃止措置計画について ・島根原子力発電所2号機適合性審査の状況について ・不適切事案（LLW、ダクト問題）の対応状況について ・平成28年度モニタリング結果の評価について ・平成29年度平常時モニタリング計画について
平成29年度 第2回	平成30年3月19日	・県地域防災計画（原子力災害対策編）、広域住民避難計画の修正について ・島根原子力発電所2号機の基準地震動について ・島根原子力発電所2号機の審査状況（中間報告）について ・島根原子力発電所1号機の廃止措置の実施状況について ・島根原子力発電所2号機の中央制御室空調換気系ダクト腐食に係る再発防止対策の実施状況について

—	5月2・15日 6月23日	・島根原子力発電所低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる添加水流量計の校正記録の不適切な取扱い事案について ・島根原子力発電所低レベル放射性廃棄物搬出検査装置の放射能濃度測定プログラム不具合の原因と対策について ・平成29年度モニタリング結果（中間報告）の評価について ・平成30年度平常時モニタリング計画（案）について ・平成30年度の鳥取県原子力防災対策（予定）について
平成30年度 第1回	5月2・15日 6月23日	・島根原子力発電所3号機の現地視察 ・島根原子力発電所3号機新規制基準に係る適合性審査申請（設計基準対応（耐震・耐津波機能、自然災害、火災、内部漏水、電源の信頼性）、重大事故等対応（炉心損傷防止対策、格納容器破損防止対策及び放射性物質の拡散抑制対策））について
平成30年度 第2回	平成30年7月13日	・島根原子力発電所3号機新規制基準に係る適合性審査申請の内容について
平成30年度 第3回	平成31年3月25日	・島根原子力発電所1号機の廃止措置の実施状況について ・島根原子力発電所2・3号機の審査状況について ・ウラン濃縮原型プラントの廃止措置計画認可申請について ・平成30年度モニタリング結果（第1～3四半期）の評価について ・平成31年度平常時モニタリング計画（案）について ・鳥取県の原子力防災対策（平成30年度結果及び平成31年度予定）について
令和元年度 第1回	書面による持ち回り開催 ※新型コロナウイルス感染症予防	・平成30年度モニタリング結果（第1～3四半期）の評価について ・平成31年度平常時モニタリング計画（案）について ・鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）・鳥取県広域住民避難計画の修正について
令和2年度 （持回り）	書面による持ち回り開催 （2月8～15日）	・人形峠環境技術センターの加工の事業に係る廃止措置計画の認可について
令和2年度 第1回	令和3年2月25日	・鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）、広域住民避難計画の修正について ・令和2年度平常時モニタリング測定結果（第1～3四半期）について ・令和3年度平常時モニタリング測定計画（案）について ・鳥取県の原子力防災対策（令和2年度結果及び令和3年度予定）について
令和3年度 第1回	10月15日	・島根原子力発電所1号機廃止措置の状況について ・人形峠環境技術センターの加工の事業に係る廃止措置計画認可について ・人形峠環境技術センターの核燃料物質使用変更許可申請（核燃料物質使用施設の部分的な機器撤去等）の審査結果について
—	10月17日 （2月視察の概要）	・島根原子力発電所2号機の現地視察 ・事故対応の拠点となる緊急時対策所や本県が対応を求めた汚染水対策（止水壁）、屋外のポンプ車等から原子炉格納容器等に注水するための可搬型設備接続口、2号機内での水素爆発防止用に設置された水素処理装置、炉心溶融の耐熱材として格納容器床面に設置したコリウムシールド等を確認した。
令和3年度 第2回	11月8日	・国から島根原子力発電所2号機の審査結果、原子力防災、エネルギー政策について説明を受け、質疑を行った。
令和3年度 第3回	11月17日	・島根原子力発電所2号機の審査結果について、顧問が確認した内容について分野別に総括を行い、顧問会議意見として県に提出（顧問会議意見の概要） 原子力規制委員会による最新の知見に基づく厳正な審査が行われ、顧問が専門的観点から抽出した論点について、適切な対策が講じられ、中国電力の自主的な安全対策により、島根原子力発電所2号炉の安全性確保に必要な対策が講じられていることを確認した。

令和3年度 第4回	令和4年3月18日	・顧問会議意見（令和3年11月17日報告）」の提出以降、米子市・境港市の原子力発電所環境安全対策協議会委員等から寄せられた、島根原子力発電所2号機の安全性等に関する意見に対し顧問から説明
令和4年度 第1回	令和4年5月23日	・鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）、広域住民避難計画の修正について ・令和3年度平常時モニタリング測定結果について ・令和4年度平常時モニタリング測定計画（案）について ・鳥取県の原子力防災対策（令和3年度結果及び令和4年度予定）について ・島根原子力発電所2号機の後段規制に対する県の対応方針について ・島根原子力発電所1号機廃止措置状況について ・人形峠環境技術センターの加工の事業に係る廃止措置の状況について

資料編

資料31

鳥取県原子力防災専門家会議の開催状況

開催日等	内 容
平成23年度 第1回	・原子力防災連絡会議の設立について ・原子力防災の課題等について ・今後の検討について
平成23年度 第2回	・9月14日 ・中間報告について ・今後の進め方について
平成23年度 第3回	・平成24年3月28日 ・今後の連絡会議の位置づけについて ・住民避難対策等の検討状況について ・原子力防災訓練について ・連絡会議の参加機関について
平成24年度 第1回	・7月19日 ・避難計画の検討状況について ・モニタリングポストの配備計画について ・原子力規制組織等の見直しに係る状況について ・地域防災計画（原子力災害編）の見直しについて ・原子力防災訓練の実施について
平成24年度 第2回	・11月21日 ・広域避難計画について ・地域防災計画（原子力災害編）の作成・修正について ・平成24年度原子力防災訓練の実施について
平成24年度 第3回	・12月27日 ・原子力災害対策指針及び拡散シミュレーションに関する説明
平成24年度 第4回	・平成25年1月26日 ・島根県及び鳥取県における原子力安全・防災対策の状況について ・訓練の振り返り ・人形峠環境技術センター事故事案（停電事故、非管理区域における放射性物質の漏洩）について ・原子力事業者防災業務計画の修正について
平成25年度 第1回	・5月27日 ・平成24年度環境放射線モニタリング結果の評価について ・平成25年度主要事業について ・鳥取県地域防災計画、広域住民避難計画の策定について ・鳥取県緊急被ばく医療計画について ・島根原子力発電所の安全対策実施状況について ・人形峠環境技術センターの事案報告について
平成25年度 第2回	・11月30日 ・島根原子力発電所2号機新規規制基準への適合性確認申請の概要について
平成25年度 第3回	・平成26年2月17日 ・島根原子力発電所2号機新規規制基準への適合性審査について ・平成25年度原子力防災訓練の振り返りについて ・鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）、広域住民避難計画の修正について
平成26年度 第1回	・5月19日 ・島根原子力発電所2号機新規規制基準適合性に係る審査状況等について ・平成25年度環境放射線モニタリング結果の評価について
平成26年度 第2回	・9月16日 ・島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査の状況等について ・平成26年度原子力防災訓練について

鳥取県原子力安全対策合同会議の開催状況

開催日等		審議事項
平成28年度 第1回	平成28年5月22日	・鳥根原子力発電所1号機廃止措置計画 ・鳥根原子力発電所2号機特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目） ・原子力安全顧問会議（5月16日開催）としての意見
平成29年度 第1回	平成29年5月26日	・鳥根原子力発電所1号機廃止措置計画認可に係る審査結果 ・原子力安全対策顧問会議（同日午前中に開催）からの報告
平成29年度 第2回	平成30年3月29日	・鳥根原子力発電所2号機の新規制基準適合性に係る審査状況について ・鳥取県原子力安全顧問会議（3月19日に開催）からの報告
平成30年度 第1回	平成30年7月24日	・鳥根原子力発電所3号機の新規制基準に係る適合性審査申請について ・原子力安全顧問会議（7月13日に開催）からの報告
令和3年度 第1回	令和3年11月8日	・鳥根地域における原子力防災の取組と国の支援体制（内閣府） ・国のエネルギー政策（資源エネルギー庁） ・鳥根原子力発電所2号炉の審査結果（原子力規制庁） ・鳥根原子力発電所の安全対策、必要性（中国電力(株)） （その他）鳥取県の原子力防災に関する取組（鳥取県）
令和3年度 第2回	令和3年11月22日	・鳥根原子力発電所2号炉の新規制基準適合性審査結果等に関する鳥取県原子力安全顧問会議意見等について（鳥取県原子力安全顧問）
令和3年度 第3回	令和4年2月16日	・鳥根2号機の安全対策、避難対策等に関する米子市、境港市の安対策に意見について

原子力安全対策プロジェクトチーム会議の開催状況

開催日等	内 容
平成23年度 第1回	- 島根原子力発電所の現状 - 閣議決定の内容等 - 鳥取県等への影響とその対応
平成24年度 第1回	- 訓練を通じて参考となった事項（よかったと思われる事項） - 訓練を通じて明らかとなった問題点と検討の方向等 - 新たな課題と今後の検討の方向等
平成24年度 第1回	- 原子力行政の現状 - 原子力安全体制整備スケジュール - ワーキンググループ（WG）の設置 - 課題と対策 - 福島県への調査チーム派遣
平成24年度 第2回	- 最新情報 - 住民避難の進捗状況等の報告 - 避難段階ごととの課題の把握と避難に伴う防護対策、後方支援等についての検討 - 中国電力（株）との安全協定の見直し
平成24年度 第3回	- 最新情報 - 防災基本計画（原子力災害対策編）の修正と県の対応 - 県地域防災計画（原子力災害対策編）の作成 - 住民避難計画の作成
平成24年度 第4回	- 現状 - 地域防災計画 - 鳥取県広域住民避難計画 - 進捗状況
平成25年度 第1回	- 国の原子力行政の現状について - 放射性物質の拡散シミュレーションの試算結果について - 鳥取県島根原子力発電所原子力防災訓練の各訓練実施要領について
平成25年度 第2回	- 鳥取県島根原子力発電所原子力防災訓練の分析結果の検討について - 鳥取県島根原子力発電所原子力防災訓練の分析結果の検討について - 原子力災害体制整備の検討について - 今後のスケジュール等 - 今年度の取組方針 - 原子力災害対策指針の改定原案について（原子力規制庁から説明） - 原発の新規制基準（案）について（原子力規制庁から説明） - 今年度の取組状況と今後のスケジュールについて - 新規制基準について（原子力規制庁から説明） - 交付金の交付決定状況への対応 - 原子力防災訓練について - 中国電力（株）からの新規制基準の適用申請に係る報告を受けての情報提供と今後の進め方についての協議
平成25年度 第3回	中国電力（株）からの新規制基準の適用申請に係る報告を受けての情報提供と今後の進め方についての協議
平成26年度 第1回	中国電力（株）による説明「新規制基準適合申請の内容」
平成26年度 第1回	- 島根原子力発電所2号機の審査状況等 - 検討事項（取組の基本方針） - 今年度の取組
平成26年度 第2回	- 島根原子力発電所2号機の状況等 - 平成26年度原子力防災訓練等について - 広域住民避難計画説明会の状況（米子市、境港市）
平成27年度 第1回	- 低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる添加水流量計の校正記録における不適切な取り扱い - 島根原子力発電所2号機の審査状況について - 島根原子力発電所1号機の廃止措置について - 鳥取県の原子力防災対策の取組みについて - 廃止措置等の経緯について
平成28年度 第1回	鳥取県の原子力防災対策の取組みについて
平成29年度 第1回	廃止措置計画の認可について
平成29年度 第1回	廃止措置等の経緯について

第1回 コアメンバー 第2回 平成30年度 コアメンバー 第1回	平成30年2月21日	島根原子力発電所の基準地震動について
平成30年度 第1回	4月6日	中国電力（株）から島根原子力発電所3号機に係る概要説明の申し出があったことを受けた今後の対応について
平成30年度 第1回	4月20日	中国電力（株）から島根原子力発電所3号機の概要（増設の経緯、建設工事の状況、改良型沸騰水型軽水炉（ABWR）の特徴等設備の概要、福島事故を踏まえた安全対策等）について
第2回	5月28日	中国電力（株）からの島根原子力発電所3号機の新規制基準適合性審査申請の事前報告を受けた今後の対応について
第3回	6月8日	島根原子力発電所3号機概要に関する検証結果及び今後の進め方について
第4回	8月1日	島根原子力発電所3号機の新規制基準に係る安全対策について
コアメンバー 第2回	11月7日	島根原子力発電所2号機及び3号機の審査状況について
令和3年度 第1回 コアメンバー （WEB会議）	令和3年9月15日	- 中国電力（株）から島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査結果の概要について説明を受け、2市と今後の対応について【平井知事総括】 - 島根原子力発電所2号機は、新規制基準適合性審査に合格した。中国電力（株）や国には、審査内容等について、住民や議会等々にわかりやすく説明することを求める。 - 県としての再稼働判断は、安全を第一義とし、今後、原子力安全顧問や住民、米子市と境港市の意見を聴き、県議会とも協議して、安全協定に基づき、総合的に判断する。 - 中国電力（株）には、地元の理解が得られるまで、燃料の装荷を含めて、再稼働しないことを求める。 - なお、安全協定の改定について、中国電力（株）から納得のいく回答が得られなければ、再稼働判断に影響することを申し伝えており、中国電力（株）には速やかな対応を求める。 - 安全協定改定に係る協議会で実務レベルの調整を行う。 - 同会議に先立って開催された島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会で、中国電力（株）から提示された協定改定案等に関する今後の対応について
コアメンバー 第2回	令和4年2月18日	米子市・境港市の島根原子力発電所2号機の再稼働に係る意見の聴取と今後の対応について
コアメンバー 第3回	3月23日	
令和4年度 第1回	4月7日	今後の工事計画認可及び保安規定変更認可等について、中国電力（株）から節目節目で報告を受けながら必要に応じて意見を提出し、安全対策、避難対策、モニタリングの各分野において、会議で安全性や実効性を確認していくことについて
第2回	11月1日	島根原子力発電所2号機の後段規制の審査状況及び2号機の安全対策について、県・市が付した7つの条件への中国電力（株）の対応状況について中間報告を行うとともに、11月7、12日に実施する令和4年度原子力防災訓練（島根原子力発電所対応）の実施概要、原子力防災支援基地（鳥取市、江府町の2か所）の整備、8月に実施した福井県との人事交流を踏まえた県モニタリング体制の強化等について

原子力防災連絡会議設置要項

1. 目的
福島第一原子力発電所事故以降、国において事故の教訓等を踏まえた防災対策の見直しが進められている中、島根原子力発電所にかかる原子力防災対策について関係自治体間で連携、調整を図るために情報交換等を行うことを目的に連絡会議を設置する。
2. 組織
(1) 当該連絡会議は、議長及び構成員をもって組織する。
(2) 議長は島根県防災部長をもって充てる。
(3) 構成員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
3. 会議
(1) 当該会議は、議長が招集し、これを主宰する。
(2) 議長が不在の場合は、あらかじめ議長が指定する者がその職務を代行する。
(3) 議長は、必要があると認められるときは、構成員以外の者の参加を求めることができる。
(4) 当該会議には、必要に応じて作業部会を置くことができる。
4. 事務局等
(1) 当該会議の事務局は、島根県防災部原子力安全対策課に置く。
(2) この要項に定めるもののほか当該会議の運営に必要な事項は、議長が別に定める。

附則	この要項は、平成23年5月24日から施行する。
附則	この要項は、平成23年9月14日から施行する。
附則	この要項は、平成23年10月12日から施行する。
附則	この要項は、平成24年7月19日から施行する。
附則	この要項は、平成26年2月7日から施行する。
附則	この要項は、平成26年4月28日から施行する。
附則	この要項は、平成27年5月22日から施行する。
附則	この要項は、平成29年3月27日から施行する。
附則	この要項は、平成31年4月1日から施行する。
附則	この要項は、令和5年3月29日から施行する。

(別表)			
団体名	職名		備考
松江市	防災部長		
出雲市	防災安全部長		
安来市	統括危機管理監		
雲南市	防災部長		
米子市	防災安全監		
境港市	総務部防災監		
鳥取県警察本部	警備部長		
鳥取県	危機管理局长		
島根県警察本部	警備部長		
島根県	防災部長		議長

原子力防災連絡会議の開催状況

	開催日時	審議の内容
第1回	平成23年5月24日	・原子力防災連絡会議の設立について ・原子力防災の課題等について ・今後の検討について
第2回	9月14日	・中間報告について ・今後の進め方について
第3回	平成24年3月28日	・今後の連絡会議の位置づけについて ・住民避難対策等の検討状況について ・原子力防災訓練について ・連絡会議の参加機関について
第4回	7月19日	・避難計画の検討状況について ・モニタリングポストの配備計画について ・原子力規制組織等の見直しに係る状況について ・地域防災計画（原子力災害編）の見直しについて ・原子力防災訓練の実施について
第5回	11月21日	・広域避難計画について ・地域防災計画（原子力災害編）の作成、修正について ・平成24年度原子力防災訓練の実施について
第6回	12月27日	・原子力災害対策指針及び拡散シミュレーションに関する説明 ・島根県及び鳥取県における原子力安全、防災対策の状況について
第7回	平成26年2月7日	・新規制基準適合性確認審査への対応について ・地域防災計画の修正について ・原子力防災訓練の評価結果について ・避難時間推計（E I E）について
第8回	平成26年4月28日	・広域避難に係る取り組みの状況について ・平成26年度原子力防災訓練について ・島根、鳥取両県におけるモニタリング体制について ・島根県知事による福島第一原子力発電所等の視察について ・オフサイトセンター等の放射線防護対策について ・避難時間推計について
第9回	5月30日	
第10回	9月3日	・原子力防災対策に係る取り組みについて ・緊急時モニタリング計画について ・平成26年度原子力防災訓練について
第11回	平成27年3月26日	・緊急時モニタリング体制について ・避難計画実効性向上のための取り組みについて ・社会福祉施設等に対する放射線防護対策の実施状況について
第12回	5月22日	・安定ヨウ素剤の配布体制について ・設置要項の改正について ・平成27年度原子力防災訓練について ・「島根地域の緊急時対応」の策定について ・原子力災害における避難行動要支援者等の把握について
第13回	11月10日	・原子力防災対策に関する取組について ・「島根地域の緊急時対応」について
第14回	平成28年2月10日	・低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる流量計問題について ・島根2号機の取水槽等の鉄筋工事に係る申告について ・原子力防災訓練の訓練評価について ・地域防災計画（原子力災害対策編）の修正項目（案）について
第15回	3月30日	・避難退城時検査候補地について ・原子力災害時における避難方法等の実施把握調査について ・広域避難計画の修正について ・原子力防災対策に関する取組について
第16回	平成29年3月27日	・原子力防災に関する取組について

第 17 回	10 月 5 日	・原子力防災に関する取組について ・避難手段の確保について ・避難先との連携について ・避難誘導の円滑化について ・地域防災計画等の修正について ・原子力防災訓練について
第 18 回	平成 30 年 3 月 27 日	・原子力防災に関する取組について
第 19 回	平成 31 年 3 月 26 日	・設置要項の改正について ・原子力防災の取組について ・地域防災計画等の修正について ・「平成 30 年度原子力防災訓練」の成果概要について
第 20 回	令和 3 年 3 月 26 日	・地域防災計画の修正について ・原子力災害時の新型コロナウイルス感染症対策について
第 21 回	令和 3 年 9 月 6 日	・「島根地域の緊急時対応」のとりまとめについて ・令和 3 年度原子力防災訓練について ・島根 2 号機の新規制基準審査に係る住民説明会の開催検討等について
第 22 回	令和 4 年 3 月 30 日	・原子力災害時の新型コロナウイルス感染症対策対応マニュアルの改正について ・令和 3 年度原子力防災の取り組みについて
第 23 回	令和 5 年 3 月 29 日付 通知による書面開催	・原子力防災連絡会議設置要項改正について ・島根県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正について ・原子力災害時の新型コロナウイルス感染症対策対応マニュアルの改正について ・令和 4 年度原子力防災の取組について

地域原子力防災協議会の設置について

平成27年3月20日
内閣府政策統括官
(原子力防災担当)

1. 協議会設置の趣旨

○平成25年9月3日の原子力防災会議決定に基づき、内閣府政策統括官(原子力防災担当)は、道府県や市町村が作成する地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化を支援するため、原子力発電所の所在する地域毎に課題解決のためのワーキングチームとして「地域原子力防災協議会(以下「協議会」という。)」を設置する。

2. 協議会の運営

- 協議会は、(別紙1)の13地域に設置する。
- 協議会の基本構成員は(別紙2)とするが、地域ごとの課題や事情に応じて柔軟に設定する。
- 各協議会に、構成員を補佐するため、作業部会を置く。
- 作業部会の基本構成は(別紙3)とするが、地域ごとの課題や事情に応じて柔軟に設定する。
- 協議会及び作業部会の庶務は、内閣府原子力防災専門官が、内閣府政策統括官(原子力防災担当)の協力を得て行う。
- 協議会を開催した場合は、内閣府政策統括官(原子力防災担当)は、その議事要旨を作成し、内閣府ホームページで公表する。
- 率的な会議の開催のために、テレビ会議の活用、サブグループ・分科会の設置、複数地域での合同会議の開催を行うことが出来る。

3. 協議会の活動

- 平成25年9月3日の原子力防災会議決定及び平成27年3月5日の3年以内の見直し検討チーム第二次報告に基づき、協議会においては、以下を行う。
- (1) 協議会では、要支援者対策、避難先や移動手段の確保、国の実動組織の支援、原子力事業者に協力を要請する内容等の具体策について、協議、連絡調整等を行う。内閣府政策統括官(原子力防災担当)及び関係省庁は、協議会における協議等を踏まえて、地方公共団体に対し、計画の具体化・充実化に係る支援を行う。
- (2) 協議会では、避難計画を含む地域の緊急時対応が、原子力災害対策指針等に照らし、具体的なかつ合理的なものであることの確認を行う。
- 内閣府政策統括官(原子力防災担当)は、協議会における確認結果を原子力防災会議・同幹事に報告し、了承を求める。
- (3) 協議会では、道府県が(2)により確認した緊急時対応に基づき行う訓練のうち、特に内閣府政策統括官(原子力防災担当)その他の関係省庁等が参加し総合的に実施する防災訓練に関して、訓練計画に定める訓練の実施結果、成果、抽出された反省点等を協議し、訓練に参加した国の関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等に共有する。協議会は、上記で共有した課題に関し、国の関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等が行う計画やマニュアルの改善等について、フォローアップを行う。
- (5)(3)に基づき協議会が得たる訓練の準備、実施及び確認は、国原子力機関(IAEA)のガイドラインを参照して行う。

(別紙1)

地域原子力防災協議会の設置地域

地域	道府県
泊地域	北海道
東通地域	青森県
女川地域	宮城県
福島地域	福島県
東海第二地域	茨城県
柏崎刈羽地域	新潟県
志賀地域	石川県、富山県
福井エリア地域	福井県、滋賀県、京都府、岐阜県
浜岡地域	静岡県
島根地域	島根県、鳥取県
伊方地域	愛媛県、山口県
玄海地域	佐賀県、長崎県
川内地域	鹿児島県

※必要に応じて避難先となる県等にも参加を要請する。

(別紙2)

地域原子力防災協議会 構成員

内閣府	政策統括官(原子力防災担当)
原子力規制庁	長官官房核物質・放射線総括審議官
内閣官房	内閣官房副長官補(事態対処・危機管理)付危機管理審議官
内閣府	大臣官房審議官(防災担当)
警察庁	長官官房審議官
総務省	大臣官房総括審議官
消防庁	国民保護・防災部長
文部科学省	大臣官房審議官(研究開発局担当)
厚生労働省	大臣官房技術総括審議官
農林水産省	大臣官房技術総括審議官
経済産業省	大臣官房審議官(エネルギー・環境担当)
国土交通省	大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官
海上保安庁	総務部参事官(警備救難部担当)
環境省	大臣官房審議官
防衛省	大臣官房審議官
関係道府県	副知事(※)

※関係道府県の出席者は、当該道府県の状況に応じ、副知事又は同程度の職にある者とする。

※関係市町村及び電力事業者は、オブザーバーとして会議に参加することができる。

(別紙3)

作業部会の基本構成

地域の内閣府原子力防災専門官
内閣府政策統括官(原子力防災担当)の担当者
道府県の担当者(課長級以上) ※議題により出席者の変更可。
厚生労働省、国土交通省及び避難等の支援に係る実動省庁(中央及び地方支分部局等)の担当者
原子力規制委員会その他の関係省庁(中央及び地方支分部局等)の担当者
関係機関(原子力研究開発機構(JAEA)、放射線医学総合研究所等)

※作業部会の構成員は、上記を基本としつつ、地域ごとの課題や事情に応じて柔軟に設定・変更する。
※市町村の担当者及び電力事業者は、オブザーバーとして作業部会に参加することができることとするが、市町村の課題については道府県担当者が代表する。

地域原子力防災協議会の開催状況

(ア) 島根地域原子力防災協議会

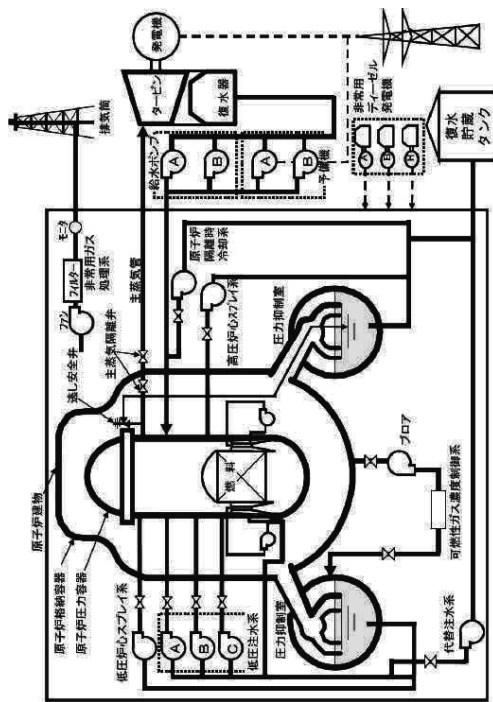
開催日	議 題
令和3年7月30日	島根地域の「緊急時対応」について

(イ) 島根地域原子力防災協議会島根地域ワーキングチーム及び作業部会（合同会議含む）

種別	開催日等	議 題
合同会議 第1回	平成25年9月13日	・WTの設置について
合同会議 第2回	10月9日	・共通課題についての対応方針、今後の進め方 ・地域防災計画、避難計画の作成状況確認
島根地域WT 第1回	10月25日	・今後のWTの進め方について （島根地域の現状の共有、島根地域WTにおける当面の検討課題の決定、当面の検討スケジュール）
島根地域WT 第2回	平成26年1月16日	・第3回原子力防災会議の状況報告 ・避難手段、避難ルートについての考え方等 ・避難手段の定量整理に係る依頼
合同会議 第3回	1月21日	・WTの活動報告について
島根地域WT 第3回	5月16日	・WTの構成員について ・避難計画の充実に向けた当面の課題（避難手段の確保、要支援者避難のしくみ）について ・避難計画の充実に向けた当面の課題への対応方針について
合同会議 第4回	6月9日	・地域防災計画・避難計画の作成状況について ・緊急時の被ばく線量及び防護措置の効果の試算について
島根地域WT 第4回	10月7日	・川内地域の緊急時対応について ・原子力防災訓練の評価と防災対策への反映
島根地域WT 第5回	平成26年11月17日	・原子力防災訓練の検証
合同会議 第5回	平成27年3月18日	・島根地域における防護措置実施区域とモニタリング体制 ・避難行動要支援者など対象者の把握調査
島根地域WT 第6回	3月26日	・WTの「地域原子力防災協議会」への改称等について ・島根地域ワーキングチームの取り組み ・中間とりまとめ
合同作業部会 第1回	3月31日	・ワーキングチームの活動報告（2）について
合同作業部会 第2回	4月30日	・避難行動要支援者の調査について ・島根地域の「緊急時対応」の検討事項（仮称）について
合同作業部会 第3回	7月10日	・原子力災害時における広域連携について
合同作業部会 第4回	7月16日	・原子力災害対策指針の改正について ・伊方地域との広域連携について ・平成27年度島根県及び鳥取県の原子力防災訓練について
合同作業部会 第5回	9月8日	・島根地域の「緊急時対応」について ・避難方法等の実施調査について
合同作業部会 第6回	10月8日	・病院、社会福祉施設の避難計画について ・緊急時モニタリング実施要領について ・UPZ外の防護措置、安定ヨウ素剤の配布について ・島根地域の「緊急時対応」（素案）について
合同作業部会 第7回	11月10日	・島根地域の「緊急時対応」について ・物資の備蓄・供給及び観光客等への情報伝達について ・防災業務関係者の安全確保の在り方に関する検討会
合同作業部会 第8回	12月15日	・島根地域の「緊急時対応」（素案）について ・平成27年度原子力防災訓練について
合同作業部会 第9回	平成28年1月26日	・避難行動要支援者の実態調査の結果について ・避難退避時検査実施計画（マニュアル）について ・原子力営業業務継続計画の素案について

合同作業部会 第10回	3月25日	・原子力災害時における避難方法等の実態把握調査について ・島根地域の「緊急時対応」（素案）について ・代替オフサイトセンターの指定について ・平成27年度島根地域原子力防災協議会作業部会について
合同作業部会 第11回	4月19日	・島根地域の「緊急時対応」（素案）について ・平成28年度年度計画について ・「原子力災害対策充実に向けた考え方」に係る事業者の取り組みについて
合同作業部会 第12回	5月23日	・島根地域の「緊急時対応」について ・内閣府からの報告について
合同作業部会 第13回	平成29年1月30日	・島根地域の「緊急時対応」について
合同作業部会 第14回	3月27日	・島根地域の「緊急時対応」について ・原子力防災に関する島根県・鳥取県の取り組みについて
合同作業部会 第15回	8月24日	・島根地域の「緊急時対応」について ・平成29年度原子力防災訓練について
合同作業部会 第16回	平成30年3月27日	・島根地域の「緊急時対応」について ・原子力防災に関する取り組みについて
合同作業部会 第17回	12月25日	・島根地域の「緊急時対応」について ・平成30年度原子力防災訓練について
合同作業部会 第18回	平成31年3月25日	・島根地域の「緊急時対応」について ・平成30年度原子力防災訓練について
合同作業部会 第19回	令和元年9月30日	・令和元年度原子力防災訓練計画について ・鳥取県及び島根県の原子力防災訓練実施計画について
合同作業部会 第20回	10月25日	・令和元年度原子力防災訓練計画について ・鳥取県及び島根県の原子力防災訓練実施計画について ・原子力防災訓練の前提となる資料の作成・公表について
合同作業部会 第21回	令和2年1月22日	・令和元年度原子力総合防災訓練について ・島根地域の「緊急時対応」について
合同作業部会 第22回	3月27日	・令和元年度原子力総合防災訓練について ・島根地域の「緊急時対応」について ・鳥根県、鳥取県における原子力防災の取組について
合同作業部会 第23回	7月30日	・感染症流行下での原子力災害時における防護措置について
合同作業部会 第24回	11月25日	・新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえた感染症流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドラインについて
合同作業部会 第25回	12月25日	・島根地域の「緊急時対応」における課題の主な確認事項について
合同作業部会 第26回	令和3年1月19日	・島根地域の「緊急時対応」（案）について
合同作業部会 第27回	3月22日	・島根地域の「緊急時対応」について ・感染症流行下での原子力災害時における対応の検討について
合同作業部会 第28回	4月30日	・島根地域の「緊急時対応」（案）についての今後作業事項
合同作業部会 第29回	5月25日	・P・A・Z内の全面緊急事態における対応について
合同作業部会 第30回	6月10日	・UPZ内緊急時対応について
合同作業部会 第31回	6月30日	・島根地域の「緊急時対応」の作成について ・「今後取り組む主な課題」への取り組み状況
合同作業部会 第32回	7月6日	・島根地域の「緊急時対応」の作成について
合同作業部会 第33回	7月29日	・島根地域の「緊急時対応」（第1回）の開催について
合同作業部会 第34回	令和4年3月3日	・令和3年度の鳥取県及び島根県の原子力防災訓練について

島根原子力発電所系統図(2号機)



写

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター周辺環境
保全等に関する協定書

鳥取県(以下「甲」という。)、三朝町(以下「乙」という。))及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「丙」という。))は、丙の人形峠環境技術センター(以下「センター」という。))の事業に関し、センター周辺の住民の健康を保護し、生活環境を保全するとともに、良好な自然環境を確保することを本旨として、次のとおり協定を締結する。

(関係法令の遵守等)

第1条 丙は、センターにおいて行う施設の建設及び施設の運営管理に当たっては、関係法令及び条例を遵守することとはより、更に安全確保及び公害の防止並びに環境の保全に万全の措置を講ずるものとする。

2 丙は、施設の保安規定を遵守するほか、運転及び保守にあたる要員の教育、訓練を積極的に行う等施設の運営管理に万全を期するものとする。

(放射性物質の放出等)

第2条 丙は、施設から放出する放射性物質及びフッ素等について、丙が別に定める管理目標値により管理するものとする。また、その放出低減について最善の努力をするものとする。

(自然環境の保全)

第3条 丙は、地域の自然環境を保全するため、センター内の自然の保護、緑化等を積極的に進めるものとする。

(防災対策)

第4条 丙は、防災体制の充実強化を図るとともに、甲及び乙が実施する地域の防災対策に積極的に協力するものとする。

(新增設計画)

第5条 丙は、施設の新増設を計画し、又はその計画を変更しようとするときは、甲及び乙に報告するものとする。

2 甲及び乙は前項に関し意見のあるときは、丙に対して意見を述べることができるとする。

3 丙は、前項の規定による意見があったときは、誠意をもって対応するものとする。

(放射性物質等の監視体制の強化)

第6条 丙は、施設から放出する放射性物質及びフッ素等について、監視体制の充実強化を図るものとする。

2 甲及び丙は、それぞれが別に定める監視測定計画に基づいて監視測定を実施するものとする。

3 丙は、甲が実施する監視測定に協力するものとする。

4 丙は、第2項の規定により実施した監視測定の結果を甲及び乙に提出するものとする。

5 丙は、第2条に定める管理目標値を超える数値を測定したときは、その都度甲及び乙に連絡するとともに、その原因の調査等適切な措置を講ずるものとする。

(測定結果の公表)

第7条 甲及び丙は、前条第2項の規定により実施した監視測定の結果を公表するものとする。

(平常時の報告)

第8条 丙は、甲及び乙に対し、次の各号に掲げる事項について、別に定めるところにより報告するものとする。

- (1) 各年度の事業計画
- (2) 施設の運転状況
- (3) 施設の建設工事の進捗状況

(通報)

第9条 丙は、次の各号に掲げる事態が発生したときは、直ちに甲及び乙に通報するとともに、適切な措置を講じ、その状況を報告するものとする。

- (1) 法令に定める値を超えた被ばく又は環境への放出があったとき。
- (2) 施設に放射性物質及びフッ素の使用又は取扱いに支障を及ぼす故障があったとき。
- (3) 放射性物質及びフッ素の輸送中に事故があったとき。
- (4) 放射性物質の盗取又は所在不明が生じたとき。
- (5) センター内で火災その他の災害等の緊急事態が発生したとき。

(現地確認等)

第10条 甲又は乙は、この協定の施行に必要な限度において、丙に報告を求め、又はその職員にセンターの現地確認をさせることができるものとする。

2 丙は、前項の現地確認に協力するものとする。

3 甲及び乙は、第1項に定める現地確認において意見のあるときは、丙に対して意見を述べることができるとする。

4 丙は、前項の規定による意見があったときは、誠意をもって対応するものとする。

(苦情等の処理)

第11条 丙は、施設の建設及び運営管理等に関して環境保全及び安全確保に係る苦情又は紛争が生じた場合は、誠意をもって適切な措置をとり、その解決にあたるものとする。

(損害の補償)

第12条 丙は、丙の事業に起因して、地域住民に損害を与えたときは、誠意をもってその損害を補償するものとする。

(覚書の締結)

第13条 この協定の施行にあたり必要があるときは、甲、乙及び丙は、別に協議の上、細目等に関し、覚書を締結するものとする。

(協議)

第14条 丙はこの協定に定める事項を変更しようとするとき若しくは解釈に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

附則

1 この協定は、センター内の施設（鉱山保安法（昭和24年法律第70号）の適用を受ける施設を除く。）を対象とする。

この協定締結の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙において記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成30年12月25日

甲 鳥取県鳥取市東町一丁目220番
地鳥取県
鳥取県知事 平 井 伸 治

乙 鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬999-2
三朝町
三朝町長 松 浦 弘 幸

丙 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地
1 国立研究開発法人日本原子力研究開発
機構
理 事 長 児 玉 敏 雄

写

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター
周辺環境保全等に関する覚書

鳥取県（以下「甲」という。）、三朝町（以下「乙」という。）及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「丙」という。）は、平成30年12月25日に締結した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター周辺環境保全等に関する協定書（以下「協定」という。）第13条の規定に基づき、次のとおり覚書を締結する。

（新增設計画の範囲）

第1条 協定第5条第1項に規定する「施設」は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）に基づく許可を必要とするもの並びに地域の環境保全に密接な関係を有するものとし、軽易なものを除くものとする。

（測定計画及びその結果の提出等）

第2条 協定第6条第2項の規定に基づく監視測定計画については、甲及び丙が年度開始前までに定めるものとする。

2 協定第6条第4項の規定に基づき丙が甲及び乙に対して行う監視測定の結果の提出は、四半期毎の測定結果について、当該四半期終了後1月以内に行うものとする。

3 協定第6条第5項に規定する「連絡」は、状況に応じ文書又は電話で行うものとする。

（報告）

第3条 協定第8条に規定する「報告」は、文書で行うものとし、その時期及び回数は、次のとおりとする。

（1）各年度の事業計画については、当該年度当初に行うものとする。

（2）施設の運転状況及び施設の建設工事の進捗状況については、四半期毎に当該四半期終了後1月以内にを行うものとする。

（通報）

第4条 協定第9条に規定する「通報」は、直ちに電話で行うとともに、事態の経過に応じ遅滞なく文書で行うものとする。

2 協定第9条第2号に規定する「故障」は、軽易なものを除くものとする。

（現地確認等）

第5条 協定第10条第1項の規定に基づき丙の施設を現地確認する者は、あらかじめ身分及び要件を明らかにするとともに、現地確認に際しては、安全確保のため丙の保安関係の規定及び指示に従うものとする。

（協議）

第6条 この覚書に定める事項を変更しようとするとき若しくは解釈に疑義が生じたとき又はこの覚書に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この覚書締結の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙において記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成30年12月25日

甲 鳥取県

鳥取県知事 平 井 伸 治

乙 三朝町

三朝町長 松 浦 弘 幸

丙 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

理事長 児 玉 敏 雄

人形峠環境技術センターでの異常事象発生時の通報基準等について

平成20年1月16日

独立行政法人

日本原子力研究開発機構

人形峠環境技術センター

1 異常事象発生時の通報基準

センターの施設等に異常又は異常と思われる事象が発生したときは、速やかに関係機関に通報を行う。本日御説明をさせていただく通報基準は、法律に基づいた報告事象、社会的に影響のある事象と考える事象をまとめた。一方、社会的に影響のない事象、例えばモータの故障があったものの、代替品により施設の維持管理に影響がないときは、通報の対象外とした。通報基準の判断に迷う事象についても通報の対象とした。

(1) 核燃料物質の不明等

① 濃縮ウラン・天然ウラン・放射性同位元素等の盗取・不明・脅迫行為。

② 核燃料物質等に起因する異常事態の発生又はそのおそれがあるとき。

③ 防護区域外で異常事態と思われる状態が発生又はそのおそれがあるとき。

(2) 施設の故障

① 施設・設備に故障が発生し、再発防止に特別な措置を必要とするとき。

② 故障が重大で、特別な修復方法・安全対策を講ずる必要があるとき。

(3) 安全機能の喪失

① 施設等の故障により安全機能（放射線障害の防止・核燃料物質等の閉じ込め機能・安全の担保）の喪失又はそのおそれがあるとき。

② 保安規定の定めを超えて過充填をしたとき。

(4) 排気・排水の異常

① 排気口・排水口の濃度が法令又は協定値を超えたとき又はそのおそれがあるとき。

② 排気モニタで管理できないとき・濃度確認前に誤って送水したとき。

(5) 管理区域外の漏えい

① 核燃料物質等が管理区域外に漏えいしたとき。

② 液体（非放射性を含む）が管理区域から管理区域外に拡散（広がった・流れ出た）したとき。

(6) 管理区域内の汚染

設備・容器から核燃料物質等が漏えいし、法令値を超える汚染により立ち入り制限等の措置を講じたとき又はそのおそれのあるとき。ただし、漏えいが継続し拡大のおそれがあるときは法令に係らず通報する。

(7) 臨界

① 保安規定に定める量以上の取扱いをしたとき。

(8) 管理区域に立入る者の被ばく

① 放射線業務従事者5m Sv、従事者以外の者が0.5mSvを超え又は超えるおそれがあるとき。

② 内部被ばく、皮膚汚染が除去できなかったとき。

(9) 人の障害

① 核燃料物質等の取扱い作業中に障害を負ったとき。

(10) 火災・爆発

① 消火器の使用・消防署へ通報したとき。

(11) 事故・故障に係る事象

① 原子力施設以外で、救急車の出動・台風など自然災害での被害・人の障害等

(12) 地震

① 鏡野町上齋原震度が4以上のとき。

通報基準は、別紙「人形峠環境技術センターにおける通報事象」を参照

2 製錬転換施設の現状

(1) 漏えい痕跡場の除染

9月13日に全ての作業を完了。

(2) 設備の改修

① 分析廃水配管等（使用停止配管）措置

国の許可を9月末に取得。11月1日から非管理区域の配管撤去作業を開始。

② 廃水配管の二重化措置

9月28日に作業を完了。

3 規則・マニュアルの見直し

(1) 転換施設処理課所掌

① 保守管理要領（平成年度下期に変更予定）

配管の識別管理及び配管・ダクトの点検方法の見直しについて整備。

② 施設巡視点検マニュアル

マニュアルの改訂により、全ての配管・フランジの巡視点検を明文化した。

(2) 転換施設処理課以外の部署

① 放射線作業管理要領

予期しない汚染又は汚染のおそれのある場合は、直ちに安全管理課長へ汚染状況の確認を依頼することを明文化した。

② 現場対応マニュアル

緊急事態と部長が判断した場合は、現地対策本部が立ち上がる前であっても現場対応班の設置指示を明文化した。

以上

- 別紙
- 人形峠環境技術センターにおける通報事象
- (1) 核燃料物質の不明等

① 核燃料物質等に係る脅迫が発生したとき。

② 核燃料物質等の盗取又は所在不明が生じたとき。

③ 核燃料物質等の不法持出し行為、運転に対する妨害行為、健康および安全を脅かす行為、又はそのおそれのあるとき。

④ 防護区域外で上記③の可能性が想定されるとき。

(2) 施設の故障

施設等の故障が発生し、再発防止対策等の特別な措置を必要とするときで、通常以外の修復方法の検討を要する場合又は別に安全確保対策を講じる必要のあるとき。

① 機器・設備の故障により核燃料物質の使用に支障が及んだとき。

② 施設内で火災・爆発が発生したとき。

③ 設備の運転中に管理区域の排気設備が故障し、予備系も運転できず負圧が維持できないとき。

④ 廃液処理設備が故障し環境への放出が認められたとき。

⑤ 商用電源が方向とも受電ができなくなり、非常用発電機も運転できなかったとき。

⑥ 計装空気コンプレッサ設備が故障し、設備の使用が停止したとき。

⑦ 無停電電源設備が故障し、設備の使用が停止したとき。

⑧ 放射線測定装置が故障し、監視機能を喪失したとき。

⑨ 設備の運転中、圧力、温度、重量に関する異常警報が吹鳴し、インターロックが作動しなかったとき。

(3) 安全機能の喪失

施設等の故障により、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線のしゃべい機能、その他安全を確保するため必要な機能を喪失したとき又は喪失するおそれがあるとき。

① ウランを取扱う設備が破損し、そのまま使用を継続すると閉じ込め機能が維持できないとき。

② 閉じ込め機能を有す核燃料物質等の容器（例：U F 6）シリンダ）が破損し、そのまま使用を継続すると閉じ込め機能が維持できないとき。

③ U F 6 をシリンダに充填する際、保安規定に定めた最大充填量を超えて過充填したとき。

(4) 排気・排水の異常

施設等の故障により、排気施設又は排水施設による排出の状況に異常が認められたとき。

① 施設等が故障し、それに伴って排気口又は排水口の濃度が以下の法令又は協定に基づく値を超えたとき又は超えるおそれがあるとき

排気口：α放射能 1.8×10^{-9} Bq/cm3（3ヶ月平均自然放射能を除く）
HF 濃度 3.3×10^{-4} Bq/m3or0.4ppb（3ヶ月平均ふっ素）

排水口：α放射能 1×10^{-3} Bq/cm3（放出の都度自然放射能を除く）
ふっ素 8mg/L（管理区域から）0.5mg/L（河川放出）

② 排気において、排気モニタによる監視・測定が行えない状態で放出された場合（代替又は間接的な方法で評価できる場合を除く）。排水においては、濃度確認の前に送水したとき。

③ 上記の値以下でも、計画外の異常な放出があったとき。

(5) 管理区域外での漏えい

核燃料物質等が管理区域外で漏えいしたとき。

別紙

人形峠環境技術センターにおける通報事象

(1) 管理区域外の核燃料物質等を扱う廃水配管が損傷し、管理区域外に廃水が漏えいたとき。
（核燃料物質等の量及び濃度は問わない）

② 液体（非放射性を含む）が管理区域内で漏えいし、これが管理区域外に広がったとき。

(6) 管理区域内の汚染

設備・容器から核燃料物質等が漏えいし、法令値を超える汚染により立ち入り制限等の措置を講じたとき又はそのおそれのあるとき。

ただし、漏えいが継続し拡大のおそれがあるときは法令に係らず通報する。

① U F 6 シリンダからU F 6 が漏えいし、汚染が発生したとき。

② 放射性廃棄物ドラム缶に汚染が見つかったとき。

③ 核燃料物質等の漏えい或いは漏えい痕跡から、汚染が見つかったとき。

④ ウランを扱う設備からウランを含む物質等が漏えいし、汚染が発生したとき。

(7) 臨界

核燃料物質が臨界に達し又は達するおそれがあるとき。

① 取扱量を制限している設備で核燃料物質を取り扱っているとき、保安規定に定める最大取扱量（核的制限値）を超えたとき。

② U F 6 シリンダを保安規定に定める臨界距離範囲以下で貯蔵したとき。

(8) 管理区域に立ち入る者の被ばく

管理区域立入る者について、放射線業務従事者5mSv、従事者以外0.5mSvを超え又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。

① 放射線業務従事者に P6Y を超える計画外の被ばくが発生したとき。

② 従事者以外に P6Y を超える被ばくが発生したとき。

③ 内部被ばくのおそれがあったとき。

④ 皮膚汚染が発生し、除染しきれなかったとき。

(9) 施設等に関する人の障害

前項目の他、管理区域内作業および核燃料物質等の運搬作業中に、入院治療又は入院治療を要するおそれのある障害を負ったとき。

(10) 火災・爆発

① センターにおいて、火災の規模、要因に関わらず、消火器を使用したとき、又は消防署に通報したとき。

(11) その他事故・故障に係る事象

① 救急車が緊急出動したとき。

② 自然災害等により施設が被災したとき。

③ 業務上において人の障害があったとき。（軽微な怪我、交通事故は除く）

④ 事象が進展したときに法令報告事象になる可能性のあるとき。

⑤ 商用電源の喪失によって非常用発電機が運転されたとき。

⑥ I F 7、I F 5 ボンベから I F 7、I F 5 の漏えいが発生したとき。

(12) 地震

① 錦野町上齋原震度が4以上のとき。

以上

第202000306322号
発 総 第 1 4 3 号
令 和 3 年 3 月 9 日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
核燃料・バックエンド研究開発部門
人形峠環境技術センター
所長 木原 義之 様

鳥取県知事 平井 伸治
(公 印 省 略)

三朝町長 松浦 弘幸
(公 印 省 略)

人形峠環境技術センターの加工の事業に係る廃止措置計画認可に伴う
申入れについて

平成30年9月28日に貴機構から報告のあったこのことについて、下記のとおり申し入れます。ついては、貴機構の誠意ある対応を求めます。
なお今後、実施状況について確認を行うとともに、変更認可申請について安全性等を確認したいと思しますので、引き続き適切な対応をお願いします。

記

- 1 廃止措置の実施にあたっては、廃止措置計画にのっとり、各種法令を遵守し、作業員の安全管理を徹底するとともに、周辺環境に影響が及ぶことのないよう安全かつ遺漏なく実施すること。また、異常があった場合には、速やかに自治体への連絡と公表を行うこと。
- 2 住民の安全・安心の確保を第一義として、廃止措置の実施状況及び廃止措置計画の変更について、住民及び自治体に分かりやすく丁寧な説明に努めるとともに、適切な情報公開に努めること。
- 3 貯蔵している核燃料物質（六ふっ化ウラン）については、譲渡しが完了するまで適切に管理すること。
- 4 廃止措置により発生する放射性廃棄物等については、安全を第一義として、関係する規制基準等に従い、適切かつ確実な管理及び廃棄を行うこと。
- 5 人形峠環境技術センター及びその周辺では放射性廃棄物の最終処分を行わないこと。

令和5年度事業計画スケジュール

令和5年4月

國立研究開發法人日本原子力研究開發機構

令和5年度のセンター事業計画における取り組み事項は、以下のとおりです。

- 安全・健康・完全に保つてくれるように

従業員間のコミュニケーションを図りながら業務を進めます。

施設の安全対策として、高齢化対策、震災対策及び自然災害対策を進めます。

施設・設備、核燃料物質及び放射性廃棄物の安全かつ適正な管理を継続します。

省資源・省エネルギーを推進し、地球温暖化防止等、環境に配慮した業務を継続します。

業・研究・開闢に関すること

- (1) ウラン濃縮原型プラントでは、原子力規制委員会から認可を受けた加工事業の廃止措置計画に

計等を進めます。

濃縮工學施設では、放射性廃棄物を最小化するため、使用済み遠心機等の除染処理や除

ウラン廃棄物の処理処分の技術開発として、除染技術開発等のウラン廃棄物工学研究や安全性

十

[illegible]

令和5年度環境放射線等測定計画

(島根原子力発電所及び人形峠環境技術センター周辺)

I 共通項目

1 はじめに

本測定計画は、「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」第5条第1項及び「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター周辺環境保全等に関する協定書」第6条第1項に基づき実施する島根原子力発電所周辺及び人形峠環境技術センター周辺の環境放射線等測定計画について次のとおり定める。

2 モニタリングの目的

島根原子力発電所周辺の環境放射線測定は、被ばく評価や放射性物質の蓄積状況を把握する必要性が低いことから、原子力規制庁が平成30年4月に策定（令和3年12月改訂）した「平常時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）」（以下「補足参考資料（平常時）」という。）に示す平常時モニタリングの目的のうち、主に目的④「緊急事態が発生した場合の平常時からの備え」となる。

人形峠環境技術センター周辺の環境放射線測定は、当該事業所が主な事業が終了して廃止措置段階にあり、IAEAのハザード分類Ⅲに区分され、敷地外で緊急防護措置又は早期防護措置が必要となるような事象の発生は想定されないことから、補足参考資料（平常時）の目的④の平常時モニタリングは必要ないものとされており、施設の現状を踏まえれば、目的③の「原子力施設からの予期しない放射性物質又は放射線の放出の早期検出」となる。

しかしながら、補足参考資料（平常時）の最低限実施が必要な項目には該当しないものの、環境中の経時変化を把握する上で参考となる項目又は測定技術の保持が必要と考えられる項目については、「目的（参考）」として測定を継続することとする。

【モニタリングの目的】

- ③ 原子力施設からの予期しない放射性物質又は放射線の放出の早期検出及び周辺環境への影響評価
- ④ 緊急事態が発生した場合への平常時からの備え
(参考) 環境中の経時変化の把握又は測定技術の保持

3 測定結果の評価

空間放射線等の測定結果については、「平常の変動幅」と比較し、これを超過した項目については、原子力施設の測定値等の異常や気象、自然放射性核種等の影響等について要因の調査を行う。

また、データの蓄積量が少ないものについては、本調査結果に加え、全国調査データ等の関連資料を参考に評価を行う。

4 測定結果の公表

測定結果については、鳥取県原子力安全顧問の評価を受けた上で、環境放射線等測定結果報告書として公表する。

また、モニタリングポストの空間放射線量率等の結果については、県のホームページにおいてリアルタイムで公表する。

II 測定計画〔島根原子力発電所周辺〕

1 実施範囲

島根原子力発電所周辺の実施範囲は、島根原子力発電所のUPZ圏内（概ね半径 30km）を対象地域とするが、陸水に関してはUPZ圏外にある飲料水の水源地も対象とする。また、海域については、島根原子力発電所の前面海域である美保湾を対象とする。

2 実施機関

鳥取県原子力環境センター

3 実施内容

平常時モニタリングの目的ごとの実施内容は表Ⅱ－3－1のとおりとする。

表Ⅱ－3－1 目的ごとの実施項目と測定対象（島根原子力発電所周辺）

目的区分	実施項目	測定頻度	測定対象
④緊急事態が発生した場合の平常時から の備え	空間放射線量率の測定	連続測定	γ線
	環境試料中の放射性物質の濃度の測定	5年程度で計画された地点 全てで採取・測定（その後 も継続して実施）	γ線放出核種 Sr-90 Pu-238, Pu-239+240※1 H-3 Sr-90 H-3
(参考)環境中の経時変化の把握及び測定技術の保持	積算線量の測定	3ヶ月に1回	γ線
	環境試料中の放射性物質の濃度の測定	連続測定又は1ヶ月に1回	全β γ線放出核種
		1ヶ月に1回	γ線放出核種
		連続採取	
		1年に1回	γ線放出核種
		1年に1回	γ線放出核種
		1年に1回	γ線放出核種 Sr-90
	海産生物	1年に1回	γ線放出核種

※1 Pu-238, Pu-239+240 は、測定地点を変更した場合に実施対象核種とする。

4 実施計画

令和5年度の実施計画について、島根原子力発電所対応分は表Ⅱ－4－1のとおりとする。

表Ⅱ－4－1 令和5年度環境放射線等測定計画（島根原子力発電所周辺）

(1) 空間放射線

項目区分	目的区分	測定地点	測定地点	測定期間	測定件数	測定機器	測定方法
空間放射線量率	④	境港市上道町 (境港局) 米子市河崎 (米子局)	2	連続測定	—	NaI(Tl)シンチレーション 検出器 (固定型モニタリングポスト)	放射能測定法シリーズ「連続モニタによる環境γ線測定法」
		境港市外江町 (外江公民館) 境港市竹内町 (余子公民館) 境港市財ノ木町 (中浜公民館) 米子市和田町 (和田公民館) 米子市彦名町 (彦名公民館) 米子市大篠津町 (大篠津公民館) 米子市夜見町 (夜見公民館)	7	連続測定	—	NaI(Tl)シンチレーション 検出器 (可搬型モニタリングポスト)	放射能測定法シリーズ「連続モニタによる環境γ線測定法」
積算線量	(参考)	境港市上道町 (境港局) 米子市河崎 (米子局) 境港市外江町 (外江公民館) 境港市渡町 (渡公民館) 境港市竹内町 (余子公民館) 境港市財ノ木町 (中浜公民館) 米子市和田町 (和田公民館) 米子市大崎 (崎津公民館) 米子市彦名町 (彦名公民館)	9	4～6月 7～9月 10～12月 1～3月	36	蛍光ガラス線量計	放射能測定法シリーズ「蛍光ガラス線量計を用いた環境γ線測定法」

(2) 大気浮遊じん全α及び全β放射能

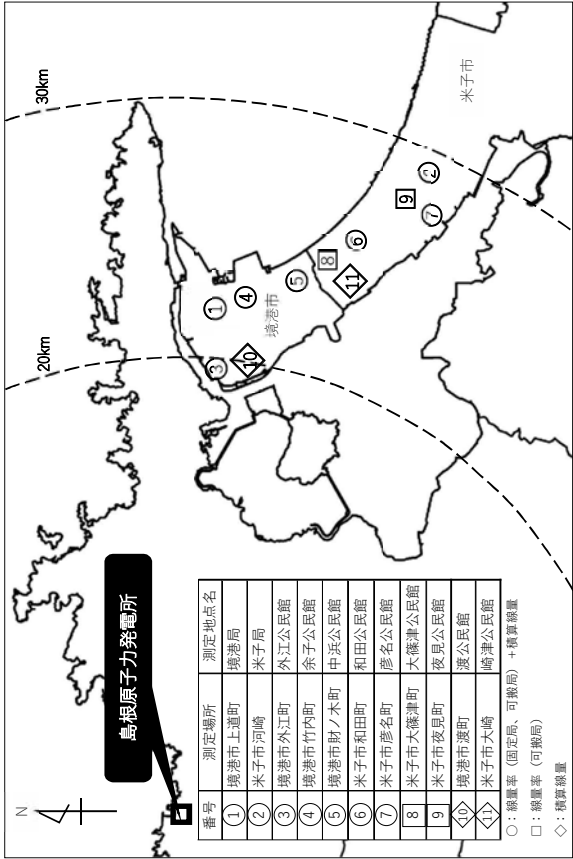
項目区分	目的区分	測定地点	測定地点	測定期間	測定件数	測定機器	測定方法
大気浮遊じん放射能	(参考)	境港市上道町 (境港局) 米子市河崎 (米子局)	2	連続測定	—	ZnS(Ag)＋プラスチックシンチレーション検出器 (固定型モニタリングポスト)	放射線測定法シリーズ「全β放射能測定法」 JISZ4316「放射性ダストモニタ」

(3) 環境試料中の放射性核種分析

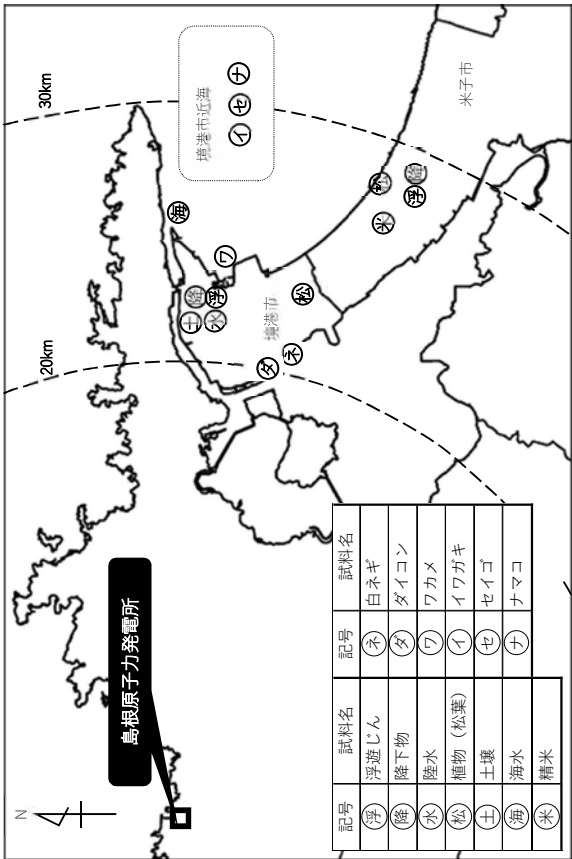
項目区分	試料	部位	目的区分	採取地点	採取頻度		測定項目/件数		測定機器	測定方法
					頻度	採取月	γ核種	Sr-90		
大気	浮遊じん	－	(参考)	境港市上道町	毎月		12		γ線放出核種： 「ゲルマニウム半導体検出器」	γ線放出核種： 放射能測定法シリーズ
				米子市河崎			12		「ゲルマニウム半導体検出器によるγ線スペクトロメトリ」	放射能測定法シリーズ
降下物	降下物	－	(参考)	境港市上道町	毎月		12		γ線放出核種： 「ゲルマニウム半導体検出器」	γ線放出核種： 放射能測定法シリーズ
				米子市河崎			12		「ゲルマニウム半導体検出器によるγ線スペクトロメトリ」	放射能測定法シリーズ
陸水	水道水	蛇口水	④	境港市上道町	5, 11月	2	2	2	γ線放出核種： 「ゲルマニウム半導体検出器」	γ線放出核種： 放射能測定法シリーズ
		原水	④	米子市河崎			R6		Sr-90： 低バックグラウンドベータ線測定装置	放射能測定法シリーズ
植物	松葉	二年葉	(参考)	境港市幸神町	3年毎年2回	R7	10月	1	γ線放出核種： 「ゲルマニウム半導体検出器」	γ線放出核種： 放射能測定法シリーズ
			④	米子市福市			10月	1	「ゲルマニウム半導体検出器によるγ線スペクトロメトリ」	Sr-90： 放射能測定法シリーズ 「放射性ストロンチウム分析法」
土壌	公園 「ラヴァド」	表層	④	境港市馬場崎町	2年毎年1回	R6	7月	1	γ線放出核種： 「ゲルマニウム半導体検出器」	γ線放出核種： 放射能測定法シリーズ
			④	米子市河崎					「ゲルマニウム半導体検出器によるγ線スペクトロメトリ」	Sr-90： 低バックグラウンドベータ線測定装置
海水	海水	表層水	④ (参考)	境港市昭和町	2年毎年2回	5, 11月	2	2	γ線放出核種： 「ゲルマニウム半導体検出器」	γ線放出核種： 放射能測定法シリーズ
			④ (参考)	米子市大篠津町			R6		「ゲルマニウム半導体検出器によるγ線スペクトロメトリ」	放射能測定法シリーズ 「放射性ストロンチウム分析法」
農産物	米 白ネギ	精米 可食部	(参考)	米子市夜見町	年1回	10月	1		γ線放出核種： 「ゲルマニウム半導体検出器」	γ線放出核種： 放射能測定法シリーズ
		根	(参考)	境港市中海干拓地			12月	1	「ゲルマニウム半導体検出器によるγ線スペクトロメトリ」	放射能測定法シリーズ
農産物	「イコ」	根	(参考)	境港市中海干拓地	年1回	12月	1		Sr-90： 低バックグラウンドベータ線測定装置	放射能測定法シリーズ
			(参考)	境港市中海干拓地			12月	1	「放射性ストロンチウム分析法」	放射能測定法シリーズ
海産生物	ワカメ 「イギ」	可食部 身	(参考)	境港市近海	年1回	4月	1		γ線放出核種： 「ゲルマニウム半導体検出器」	γ線放出核種： 放射能測定法シリーズ
		身	(参考)	境港市近海			7月	1	「ゲルマニウム半導体検出器によるγ線スペクトロメトリ」	放射能測定法シリーズ
海産生物	セイゴ ナマコ	身	(参考)	境港市近海	年1回	1月	1		γ線放出核種： 「ゲルマニウム半導体検出器」	γ線放出核種： 放射能測定法シリーズ
		身	(参考)	境港市近海			3月	1	「ゲルマニウム半導体検出器によるγ線スペクトロメトリ」	放射能測定法シリーズ
合計							62	4	4	

5 測定地点 (令和5年度実施分)

測定地点については、図Ⅱ-5-1、図Ⅱ-5-2のとおり



図Ⅱ-5-1 空間放射線量率測定地点



図Ⅱ-5-2 環境試料採取地点

6 測定方法及び測定機器

表Ⅱ－6－１ 測定方法及び測定機器

調査項目		測定方法	測定機器
空間放射線	空間放射線量率	連続測定	NaI(Tl)シンチレーション検出器 (固定型モニタリングポスト)
	NaI 放射線量率測定装置	放射能測定法シリーズ 「放射能測定法シリーズ 「連続モニタによる環境 γ線測定法」	日立製作所製 MSR-R54-2I545R1 (可搬型モニタリングポスト) 富士電機製 MAH3740I-B-BY2YY-S 日立製作所製 MAR-1561BR3
放射線	積算線量	連続測定	蛍光ガラス線量計 (RP1D)
	積算線量計	放射能測定法シリーズ 「蛍光ガラス線量計を用いた環境γ線測定法」	千代田テクノル製 ガラス線量計素子
大気	浮遊じん	連続測定	ZnS(Ag) + プラスチックシンチレーション検出器
	放射性ダストモニタ	放射線測定法シリーズ 「全β放射能測定法」 JISZ4316「放射性ダストモニタ」 (200L/分で3時間集じん後、3時間測定)	日立製作所製 DSM-RC52-20089-1
環境試料中放射性核種	浮遊じん	捕集フィルター	
	陸下物	濃縮物	
	陸水	水試料/濃縮物	
	植物	灰化物	
	土壌	生試料/風乾物	
	海水	吸着物	
	農産物	生試料/ 灰化物※1	
	海産生物		
	陸水	放射能測定法シリーズ 「トリチウム分析法」	低バックグラウンド液体シンチレーション測定装置 (委託分析により実施)
	海水	放射能測定法シリーズ 「トリチウム分析法」	放射能測定法シリーズ 「放射性ストロンチウム分析法」
	陸水	放射化学分析	低バックグラウンドベータ線測定装置 日立製作所製 LBC-4501
	土壌	放射能測定法シリーズ 「放射性ストロンチウム分析法」	
	農産物	放射能測定法シリーズ 「放射性ストロンチウム分析法」	

※1 生試料を測定後、灰化処理して再度測定

Ⅲ 測定計画〔人形峠環境技術センター周辺〕

1 実施範囲

人形峠環境技術センター周辺の実施範囲は、緊急時において周辺住民や環境への影響がないことを確認するため、当該事業所周辺の地形や集落を考慮して、概ね半径5kmを対象地域とする。

2 実施機関

鳥取県原子力環境センター
中部総合事務所環境建築局（※人形峠環境技術センター周辺の試料採取等）
民間測定事業者（委託分析）

3 実施内容

平常時モニタリングの目的ごとの実施内容は表Ⅲ－3－1のとおりとする。

表Ⅲ－3－1 目的ごとの実施項目と測定対象（人形峠環境技術センター周辺）

目的区分	実施項目	測定頻度	測定対象
③原子力施設からの予期しない放射性物質又は放射線放出の早期検出及び周辺環境への影響評価	大気中の放射性物質等の濃度の測定	連続測定	全α
	大気	連続測定	HF
(参考) 環境中の経時変化の把握及び測定技術の保持	空間放射線量率の測定	連続測定	γ線
	積算線量の測定	3ヶ月に1回	γ線
	環境試料中の放射性物質の濃度の測定	5年程度で計画された地点全てで採取・測定(その後も継続して実施)	U-235、U-238 U-238
	土壌		
	陸水		
	農産物		

4 実施計画

令和5年度の実施計画について、人形峠環境技術センター対応分は表Ⅲ－4－1のとおりとする。

表Ⅲ－４－１ 令和５年度環境放射線等測定計画（人形峠環境技術センター周辺）

(１) 空間放射線

項目区分	目的区分	測定地点	測定地点	測定件数	測定機器	測定方法
空間放射線率	(参考)	三朝町木地山(木地山局)	1	連続測定	NaI (TI) シンチレーション検出器 固定型モニタリングポスト	放射能測定法シリーズ「連続モニタによる環境γ線測定法」
積算線量	(参考)	三朝町栗祖 (栗祖) 三朝町加谷 (加谷公民館) 三朝町六鴨 (六鴨公民館) 三朝町小河内 (小河内公民館付近) 三朝町福吉 (福吉公民館) 三朝町栢谷 (美光公民館) 三朝町鉛山 (鉛山公民館)	7	4～6月 7～9月 10～12月 1～3月	蛍光ガラス線量計	放射能測定法シリーズ「蛍光ガラス線量計を用いた環境γ線測定法」

(２) 大気浮遊じん全α放射能、大気中フッ素

項目区分	目的区分	測定地点	測定地点	測定件数	測定機器	測定方法
大気	浮遊じん	三朝町木地山(木地山局)	1	連続測定	ZnS(Ag)シンチレーション検出器 固定型モニタリングポスト	放射線測定法シリーズ「全β放射能測定法」 JISZ4316「放射性ダストモニタ」
	フッ素			—	双イオン電極測定法電位差計 固定型モニタリングポスト	JISKO105「排ガス中のふっ素化合物分析方法」

(３) 環境試料中の放射性核種分析

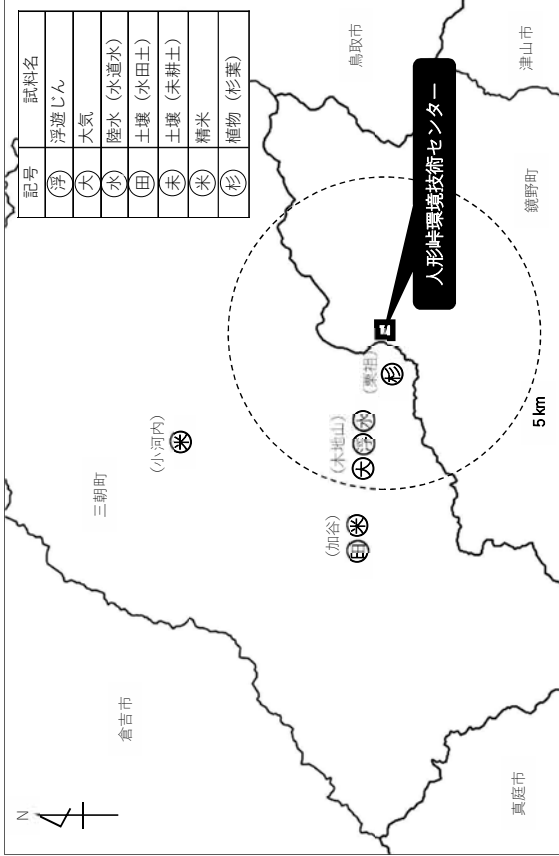
項目区分	試料	部位	目的区分	採取地点	採取頻度	採取月	測定項目/件数	測定機器	測定方法
陸水	水道水	蛇口水	(参考)	三朝町木地山 三朝町小河内	2年毎 年2回	7, 11月 R6	U-235 U-238 2	ICP質量分析装置	放射能測定法シリーズ「ウラン分析」
土壌	水田土	表層	(参考)	三朝町加谷 三朝町小河内	3年毎 年2回	7, 11月 R6	2	(シリコン半導体検出器) ※U-235、U-238は委託分析	放射能測定法シリーズ「ウラン分析」
	未耕土	表層	(参考)	三朝町栗祖		R7			
農産物	米	精米	(参考)	三朝町加谷 三朝町小河内	年1回	11月	1	(シリコン半導体検出器) ※U-235、U-238は委託分析	放射能測定法シリーズ「ウラン分析」
植物	杉葉	—	(参考)	三朝町栗祖	年2回	7, 11月	2	(シリコン半導体検出器) ※U-235、U-238は委託分析	放射能測定法シリーズ「ウラン分析」
					合計		6	8	

5 測定地点（令和５年度実施分）

測定地点については、図Ⅲ－５－１、図Ⅲ－５－２のとおり



図Ⅲ－５－１ 空間放射線量率測定地点



図Ⅲ－５－２ 環境試料採取地点

6 測定方法及び測定機器

表Ⅲ－６－１ 測定方法及び測定機器

調査項目		分析方法	測定機器
空間放射線	空間放射線量率	連続測定 放射能測定法シリーズ 「連続モニタによる環境 γ線測定法」	NaI (TI) シンチレーション検出器 日立製作所製 MSR-R54-21034R1 (固定型モニタリングポスト)
	積算線量	連続測定 放射能測定法シリーズ 「蛍光ガラス線量計を用 いた環境γ線測定法」	蛍光ガラス線量計 (RPLD) 千代田テクノル製 ガラス線量計素子
大気	浮遊じん放射能	放射線測定法シリーズ 「全β放射能測定法」、 JISZ4316「放射性ダスト モニタ」 (250L/分で3時間集じ んし、3時間経過後、3時 間測定)	ZnS (Ag) シンチレーション検出器 日立製作所製 MDR-R52-21725 (固定型モニタリングポスト)
	フッ素	連続測定 JISK0105「排ガス中のふ っ素化合物分析方法」 (イオン電極法・20L/分 で3時間捕集)	双イオン電極測定法電位差計 京都電子工業製 HF-48 (固定型モニタリングポスト)
環境試料	陸水	ICP質量分析法 放射能測定法シリーズ 「ウラン分析法」	ICP質量分析装置 パーキンエルマー製 NexION 1000
	土壌	放射化学分析	α線スペクトロメトリー (委託分析により実施)
	農産物	放射能測定法シリーズ	
	植物	「ウラン分析法」	

コンクリート屋内退避施設一覧

◎米子市:コンクリート屋内退避施設の看板設置一覧(9箇所)

施設名	住所
大篠津公民館	米子市大篠津町1619-1
崎津公民館	米子市大崎1466-4
和田公民館	米子市和田町1829-1
富益公民館	米子市富益町788
彦名公民館	米子市彦名町2850-2
夜見公民館	米子市夜見町1679-11
河崎公民館	米子市河崎2620
加茂公民館	米子市両三柳3292
住吉公民館	米子市旗ヶ崎7丁目17-30

◎境港市:コンクリート屋内退避施設の看板設置一覧(17箇所)

境港市立渡小学校	境港市渡町901番地
境港市立外江小学校	境港市外江町2105番地
境港市立境小学校	境港市湊町27番地
境港市立上道小学校	境港市上道町3026番地
境港市立余子小学校	境港市竹内町3117番地
境港市立中浜小学校	境港市麦垣町432番地
旧誠道小学校	境港市誠道町2062番地
境港市立第一中学校	境港市上道町1840番地
境港市立第二中学校	境港市竹内町2438番地
境港市立第三中学校	境港市外江町1372番地
境港市渡公民館	境港市渡町1356番地の1
境港市外江公民館	境港市外江町2062番地1
境港市境公民館	境港市湊町1番地
境港市上道公民館	境港市上道町3186番地
境港市余子公民館	境港市竹内町393番地の2
境港市誠道公民館	境港市誠道町220番地の3
境港市中浜公民館	境港市財ノ木町668番地

放射線防護対策施設一覧

速やかな避難が困難な方が一時的に屋内退避できる施設（気密性の確保、放射性物質の影響緩和（外気の放射性物質除去等）等の対策を実施）

施設名	電話番号
社会福祉法人恩賜財団 鳥取県済生会境港総合病院（境港市米川町44番地）	0859-42-3161
社会福祉法人しらゆり会「汐洋の里」（境港市渡町2480）	0859-45-5400
医療法人・社会福祉法人真誠会「弓浜ホスピタウン」（米子市大崎1511-1）	0859-48-2331
医療法人・社会福祉法人真誠会「介護老人保健施設ゆうとびあ」（米子市河崎581-3）	0859-24-5666

原子力防災講演会の開催状況(令和3年度以前)

第12回 (令和3年度) ※リモート講演

日 時	令和3年6月26日(土)13:30～15:00	6月27日(日)13:30～15:00
会 場	米子市立図書館多目的研修室	境港市保健相談センター講堂
参 加 者	県民等約 26 名	県民等 約 7 名
内 容	放射線被ばくと健康影響	
講 師	長崎大学医学部 原発後障害医療研究所 教授 高村 昇 氏	
実施体制	主催：鳥取県・境港市・米子市、後援：西部町村	

第11回 (令和2年度) ※リモート講演

日 時	令和2年9月5日(土)13:30～15:00	9月6日(日)10:30～12:00
会 場	境港市保健相談センター講堂	米子市福祉保健相談センター会議室
参 加 者	県民等約 10 名	県民等 約 19 名
内 容	目に見えない放射線について考えてみましょう	
講 師	東京都立大学工学部 原子力研究所 客員准教授 岡田 往子氏	
実施体制	主催：鳥取県・境港市・米子市、後援：西部町村	

第10回 (令和元年度)

日 時	令和元年7月6日(土)13:30～15:50	7月7日(日)10:30～13:50
会 場	境港市保健相談センター講堂	米子市立図書館 多目的研修室
参 加 者	県民等約 43 名	県民等 約 44 名
内 容	放射線の人体への影響」～原子力災害時における住民の対応～	
講 師	横浜薬科大学健康薬学科／放射線科学研究室 教授 加藤 真介氏	
実施体制	主催：鳥取県・境港市・米子市、後援：西部町村	

第9回 (平成30年度)

日 時	平成30年7月8日(日)10:30～12:10	
会 場	境港市保健相談センター講堂 ※米子会場は大雨警報発令等のため中止	
参 加 者	県民等約 85 名	
内 容	原子力災害時の対応方法	
講 師	東京大学特任専門職員 飯塚 裕幸氏	
実施体制	主催：鳥取県・米子市・境港市、後援：西部町村	

第8回 (平成29年度)

日 時	平成29年6月17日(土)13:30～15:00	6月18日(日)10:00～11:30
会 場	米子市役所本庁舎4階401会議室	境港市保健相談センター講堂
参 加 者	県民等約 50 名	県民等 約 50 名
内 容	放射線と私たちの健康～長崎大学川内村復興推進拠点での活動～	
講 師	長崎大学原爆後障害医療研究所助教 折田 真紀子氏	
実施体制	主催：鳥取県・米子市・境港市、後援：西部町村	

第7回 (平成28年度)

日 時	平成28年6月9日(日)13:30～15:30	
会 場	米子市福祉保健総合センターふれあいの里大会議室	
参 加 者	県民等約 120 名	
内 容	放射線被ばくによる人体への影響とその防護	
講 師	弘前大学被ばく医療総合研究所教授 床次 真司氏	
実施体制	主催：鳥取県・米子市・境港市、後援：西部町村	

第6回 (平成27年度)

日 時	平成27年5月16日(土)13:30～15:30	
会 場	夢みなとタワー夢みなとシアター	
参 加 者	県民等約 140 名	
内 容	放射線の基礎知識・放射線被ばくと人体への影響	
講 師	長崎大学原爆後障害医療研究所教授 高村 昇氏	
実施体制	主催：鳥取県・米子市・境港市、後援：西部町村	

第5回 (平成26年度)

日 時	平成26年4月19日(土)13:30～15:30	
会 場	米子コンベンションセンター小ホール	
参 加 者	県民等約 110 名	
内 容	放射線の基礎とリスクの考え方	
講 師	広島大学大学院工学研究院教授 遠藤 暁氏 (県原子力防災専門家委員)	
実施体制	主催：鳥取県・米子市・境港市、後援：西部町村	

第4回 (平成25年度) ※国民保護講座として開催

日 時	平成26年1月26日(日)13:30～15:10	
会 場	さざんか会館 (鳥取市総合福祉センター) 大会議室	
参 加 者	県民等定員：200 名	
内 容	放射線の基礎知識と防護対策	
講 師	福山大学工学部教授 占部 逸正氏 (県原子力防災専門家委員)	
実施体制	主催：鳥取県、後援：東部市町	

第3回 (平成25年度)

日 時	平成25年8月18日(日)10:00～12:00	
会 場	境港市文化ホール	
参 加 者	県民等約 180 名	
内 容	放射線からまもるー被ばくと健康リスクを考える	
講 師	大分県立看護科学大学教授 甲斐 倫明氏 (県原子力防災専門家委員)	
実施体制	主催：鳥取県・米子市・境港市、後援：西部町村	

第2回 (平成24年度) ※国民保護講座として開催

日 時	平成25年2月17日(日)10:00～12:00	
会 場	米子市福祉保健総合センターふれあいの里大会議室	
参 加 者	県民等定員：300 名	
内 容	放射線の基礎知識、放射線からの防護対策	
講 師	(独)放射線医学総合研究所主任研究員 勝部 孝則氏	
実施体制	主催：鳥取県・米子市・境港市、後援：西部町村・自衛隊鳥取地方協力本部	

第1回 (平成23年度) ※国民保護講座として開催

日 時	平成24年1月14日(土)10:30～12:00	
会 場	米子市福祉保健総合センターふれあいの里大会議室	
参 加 者	県民等定員：300 名	
内 容	原子力災害時における被ばく医療	
講 師	(独)放射線医学総合研究所特別上席研究員 山田 裕司氏	
実施体制	主催：鳥取県・米子市・境港市、後援：西部町村・自衛隊鳥取地方協力本部	

放射線研修会(講演会)の開催状況(令和3年度以前)

※実施体制は、主催：鳥取県 共催：東部・中部地域の市町

令和3年度開催内容 ※オンデマンド配信

参加者	県民、市町・県職員等
内容	放射線被ばくと健康影響（放射線科医の立場から）
講師	鳥取大学附属病院放射線診療科群 教授 吉田 賢史 氏

令和2年度開催内容

日時	令和2年10月12日(月)13：30～15：30	令和2年10月13日(火)10：30～12：10
会場	三朝町総合文化ホール 大会議室	鳥取県東部庁舎 講堂
参加者	県民、消防・市町・県職員等約43名	県民、消防・市町・県職員等46名
内容	原子力災害時における緊急時対応（放射線の基礎と測定）	
講師	近畿大学 原子力研究所 准教授 小川 喜弘氏	

令和元年度開催内容

日時	令和元年8月23日(金)10：30～12：10	令和元年8月22日(木)13：30～15：30
会場	鳥取県東部庁舎	三朝町総合文化ホール 大会議室
参加者	県民、市町・県職員等約56名	県民、市町・県職員等33名
内容	原子力災害時の対応	
講師	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 医長 富永 隆子氏	

平成30年度開催内容

日時	平成30年8月1日(水)10：30～12：10	平成30年7月31日(火)13：30～15：00
会場	鳥取県東部庁舎	三朝町総合文化ホール 大会議室
参加者	県民、市町・県職員等約28名	県民、市町・県職員等33名
内容	原子力災害時による影響とその教訓を考える（原子力災害時の対応方法）	
講師	岡山大学医学部保健学研究科 教授 山岡 聖典氏	

平成29年度開催内容

日時	平成29年8月1日(火)10:00～11:45	平成29年7月31日(月)13:30～15:00
会場	鳥取県東部庁舎	鳥取県立倉吉体育文化会館
参加者	市町・県職員等約20名	市町・県職員等約20名
内容	福島第一原発事故の教訓を得て～今から学ぶ放射線と健康影響～	
講師	公益法人原子力安全研究協会 研究参与 菊地 透 氏	

平成28年度開催内容

日時	平成28年7月29日（金）9:30～11:30	平成28年7月28日（木）13:30～15:30
会場	鳥取県東部庁舎	エキパル倉吉
参加者	市町・県職員等約20名	市町・県職員等約20名
内容	放射線の基礎知識と人体への影響	
講師	広島国際大学保健医療学部診療放射線学科 准教授 林 慎一郎氏	

平成27年度開催内容

日時	平成27年8月5日（水）9:00～10:45	平成27年8月4日（火）13:30～15:30
会場	鳥取県東部庁舎	エキパル倉吉
参加者	市町・県職員等約30名	市町・県職員等約30名
内容	放射線の人体への影響	
講師	福井大学附属国際原子力工学研究所 教授 安田 伸宏氏	

平成26年度開催内容

日時	平成26年8月8日（金）10:00～12:00	平成26年8月7日（木）13:30～15:30
会場	鳥取県東部庁舎	鳥取県立倉吉体育文化会館
参加者	東部地域の市町・県職員等約50名	中部地域の市町・県職員等約30名
内容	放射線の基礎知識～原子力災害に備えるために知っておきたいこと～	
講師	大阪大学安全衛生管理部 講師 高橋 賢臣氏	

平成25年度開催内容

日時	平成25年8月9日（金）13:30～15:20	平成25年8月6日（火）13:30～15:30
会場	鳥取県東部庁舎	倉吉市役所本庁舎
参加者	県民及び市町・県職員等約50名	市町・県職員等約40名
内容	原子力災害に備えるために知っておきたいこと～	原子力災害に対する留意点
講師	広島国際大学准教授 林 慎一郎氏	九州大学大学院教授 池田 伸夫氏

原子力防災専門研修の開催状況(令和3年度以降)

※実施体制は、主催：鳥取県 共催：米子市・境港市

令和3年度開催内容

日時	令和3年11月17日(火)13:30～15:45	令和3年12月24日(金)13:30～15:45
会場	国際ファミリープラザ2階ファミリール	国際ファミリープラザ2階ファミリール
参加者	市町・県職員、防災関係機関職員、県民27名	市町・県職員、防災関係機関職員、県民約36名
内容	[演題] 防災対策のフレームの基本と肝要	[演題] 原子炉内の現象から原子力防災を学ぶ
講師	筑波大学 准教授 梅本 通孝氏	大阪大学 教授 北田 孝典氏

日時	令和4年2月17日(木)13:30～15:45	令和4年3月18日(金)13:30～15:45
会場	国際ファミリープラザ2階ファミリール	国際ファミリープラザ2階ファミリール
参加者	市町・県職員、防災関係機関職員、県民21名	市町・県職員、防災関係機関職員、県民18名
内容	[演題] 放射性廃棄物処分と原子力発電所の廃炉	[演題] 放射線の医・工学応用や福島での放射線災害
講師	京都大学 教授 佐々木 隆之氏	広島大学 教授 遠藤 暁氏

令和2年度開催内容

日時	令和2年6月30日(火)13：30～16：30	
会場	鳥取県西部総合事務所 講堂	
参加者	市町・県職員、消防・警察等防災関係機関職員、県民44名	
内容	[演題] 原子力発電所の安全性とリスクについて～福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえて～	
講師	東京大学大学院工学系研究科 教授 山口 彰 氏	

令和元年度開催内容

日 時	令和元年12月16日(月)13:30～15:45
会 場	鳥取県西部総合事務所 講堂
参 加 者	市町・県職員、消防・警察等防災関係機関職員、県民 約100名
内 容	〔演題〕 福島第一原発事故を教訓とした深層防護・リスク管理を含む安全への教訓 ～福島事故の原因、原子力発電所はどう安全対策を講じ、どのくらい安全なのか、事故は 起こらないのか?～
講 師	東京大学大学院工学系研究科 原子力専攻原子炉工学講座 教授 岡本 孝司氏 (兼務: JAEA 廃炉国際共同研究センター センター長)

避難先及び避難経路確認訓練の実施状況(令和元年度以前)

令和元年度実施内容

	境港市
日 時	令和元年11月24日(日)9:00～18:00
会 場	中浜地区夕日ヶ丘一丁目集会所、江府町立総合体育館、岩美町中央公民館、町民体育館、 田後コミュニケーションセンターほか
参 加 者	境港市中浜地区夕日ヶ丘一丁目の住民18名
内 容	・広域住民避難計画の説明 ・原子力災害時の情報伝達及び避難の流れの研修 ・避難経路の確認 ・避難退城時検査会場 ・避難先施設の確認
実施体制	主催：境港市 共催：鳥取県、岩美町

平成29・30年度

	米子市	境港市
日 時	平成30年3月10日(土)9:00～15:30	平成30年4月8日(日)9:00～17:00
会 場	住吉小学校、東伯総合公園体育館や成徳公 民館、成徳小学校、さんさんプラザ倉吉ほ か	中浜公民館、名和農業者トレーニングセンタ ーほか
参 加 者	米子市住吉地区の住民34名	境港市誠道町の住民20名
内 容	・広域住民避難計画の説明 ・原子力災害時の情報伝達及び避難の 流れの研修 ・避難経路の確認 ・避難退城時検査会場 ・避難先施設の確認	・広域住民避難計画の説明 ・原子力災害時の情報伝達及び避難の流 れの研修 ・避難経路の確認 ・避難退城時検査会場 ・避難先施設の確認
実施体制	主催：米子市 共催：鳥取県、倉吉市	主催：境港市 共催：鳥取県、鳥取市

	米子市	境港市
日 時	平成30年9月23日(日)10:00～16:00	平成30年9月2日(日)9:00～17:30
会 場	富益公民館、東郷湖羽合臨海公園、名 和農業者トレーニングセンターほか	中浜公民館、伯耆町 B & G 海洋センタ ー、八頭高校ほか
参 加 者	米子市富益地区西中自治会の住民20名	境港市中浜地区材ノ木町の住民37名
内 容	・広域住民避難計画の説明 ・原子力災害時の情報伝達及び避難の 流れの研修 ・避難経路の確認 ・避難退城時検査会場 ・避難先施設の確認	・広域住民避難計画の説明 ・原子力災害時の情報伝達及び避難の流 れの研修 ・避難経路の確認 ・避難退城時検査会場 ・避難先施設の確認
実施体制	主催：米子市 共催：鳥取県、湯梨浜町	主催：境港市 共催：鳥取県、八頭町

平成28年度

	米子市	境港市
日 時	平成29年3月29日(水)8:30～17:00	平成29年3月26日(日)8:30～17:00
会 場	和田公民館、名和農業者トレーニング センター、倉吉未来中心、倉吉交流ブ ラザ、倉吉東中学校ほか	境港第2市民体育館、面影地区公民館、 倉田体育館ほか
参 加 者	米子市和田地区の住民32名	境港市米川町の住民12名
内 容	・広域住民避難計画の説明 ・原子力災害時の情報伝達及び避難の 流れの研修 ・避難経路の確認 ・避難退城時検査会場 ・避難先施設の確認	・広域住民避難計画の説明 ・原子力災害時の情報伝達及び避難の流 れの研修 ・避難経路の確認 ・避難退城時検査会場 ・避難先施設の確認
実施体制	主催：米子市 共催：鳥取県、倉吉市	主催：境港市 共催：鳥取県、鳥取市

平成27年度

	米子市	境港市
日 時	平成27年9月30日(水)8:00～17:00	平成28年3月13日(日)8:30～17:30
会 場	加茂公民館、名和農業者トレーニング センター、東伯勤労者体育センター、 北条体育館、農業大学校ほか	中浜公民館、名和農業者トレーニン グセンター、八東保健センター、丹比小学校 ほか
参 加 者	米子市加茂地区の住民18名	境港市小篠津町の住民26名
内 容	・広域住民避難計画の説明 ・原子力災害時の情報伝達及び避難の 流れの研修 ・避難経路の確認 ・避難退城時検査会場 ・避難先施設の確認	・広域住民避難計画の説明 ・原子力災害時の情報伝達及び避難の流 れの研修 ・避難経路の確認 ・避難退城時検査会場 ・避難先施設の確認
実施体制	主催：米子市 共催：鳥取県、大山町、琴浦町、北栄 町、三朝町、倉吉市	主催：境港市 共催：鳥取県、八頭町

「とっとりの原子力防災」発行経緯

平成25年度	初めて作成（電子版）
平成26年度～ 平成27年度	400部発行し、関係機関等へ配布。
平成28年度	500部発行し、関係機関等へ配布。
平成29年度	ISSN（International Standard Serial Number、国際標準逐次刊行物番号）を取得。 500部発行し、関係機関等へ配布。
平成30年度	500部発行し、関係機関等へ配布。
平成31年度	550部発行し、関係機関等へ配布。
令和2年度	500部発行し、関係機関等へ配布。
令和3年度	500部発行し、関係機関等へ配布。
令和4年度	450部発行し、関係機関等へ配布。
令和5年度	450部発行し、関係機関等へ配布。

発 行 令和6年3月

発行者 鳥取県（危機管理部原子力安全対策課）

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目271番地

電 話 : 0857-26-7973

ファクシミリ : 0857-26-8805

ホームページ : <https://www.genshiryoku.pref.tottori.jp/>

E-mail : genshiryoku-anzen@pref.tottori.lg.jp
